

特殊車両通行許可申請書類作成要領

(初 版)

平成 2 0 年 2 月

目 次

1 特殊車両通行許可申請	1
1.1 通行許可申請が必要となる場合	1
1.2 申請の方法	2
1.3 本要領の内容	2
2 申請の分類	3
2.1 申請の種類	3
(1)新規・更新・変更申請	3
(2)普通申請・包括申請	3
(3)片道申請・往復申請	5
(4)一括申請	5
(5)申請方法の判定	6
2.2 許可期間	9
2.3 申請に必要な書類	11
(1)申請に必要な書類と部数	11
(2)その他の書類とは	12
(3)申請書類のとりまとめ方法	13
2.4 事前に用意すべき資料	15
(1)道路情報便覧付図	15
(2)道路情報便覧	16
(3)自動車検査証	17
(4)車両四面図（カタログ等）	18
3 申請書類の作成要領	21
3.1 審査の種類	21
(1)電算審査とは	21
(2)普通審査とは	21
3.2 特殊車両通行許可・認定申請書	22
3.3 付属書類	27
(1)車両内訳書	27
(2)通行経路表 07	28
(3)通行経路図	32
(4)車両の諸元に関する説明書 01	34
(5)車両の諸元に関する説明書 02	36
(6)車両の諸元に関する説明書 03、04	38
(7)車両の諸元に関する説明書 05、06	40

4	申請書類の作成例	42
4.1	新規申請	42
	(1)普通申請	42
	(2)包括申請	47
4.2	変更申請	57
	(1)申請者の住所変更が生じた場合	57
	(2)車両の交換を行う場合	58
4.3	更新申請	60
5	申請から許可(不許可)までの標準処理期間	61
6	手数料	61

参 考 資 料

特殊車両通行許可の必要な車両	【参考-1～参考-6】
特殊車両通行許可申請方法の特徴	【参考-7～参考-8】
積載物軸重計算方法	【参考-9～参考-13】
付属書類（普通審査）の作成方法	【参考-14～参考-19】
付属書類（普通審査）の作成例	【参考-20～参考-29】
代理人申請に係る書類	【参考-30～参考-31】

付 録

申請書類提出チェックシート

お 問 合 せ

申請書類の作成方法等に関する問合せ先	【問-1】
道路情報便覧及び同付図表示システム用CD-ROMの入手について	【問-2】
オンライン申請に必要な環境設定用CD-ROMの入手について	【問-2】
電子申請書作成システム（無償版CD-ROM）の入手について	【問-2】
書面申請の申請用紙の入手について	【問-2】
申請・問合せ窓口（国の機関）	【問-3】

1 特殊車両通行許可申請

1.1 通行許可申請が必要となる場合

道路はある一定の規格（以下、「一般的制限値」という。）の車両が安全・円滑に通行できるように設計されており、一般的制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という。）については、道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れがあるため、道路の通行が禁止されています。（道路法第47条第2項）

しかしながら、道路は社会・経済活動を支える最も重要な基礎施設であり、道路および交通と道路を通行する車両との間に調和をもたせる必要があります。そこで道路管理者が審査し、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であり、道路を通行することがやむを得ないと認められる場合に限り、道路構造の保全、および交通の危険を防止するために必要な条件（徐行、連行禁止、誘導車の配置、通行時間の指定等）を付して一般的制限値を超える車両の通行を許可しています。（道路法第47条の2）

このため、車両の幅・長さ・高さおよび重さのいずれかが一般的制限値を超えたり、橋・高架の道路・トンネル等で総重量、高さのいずれかがその制限値を超えたりする特殊車両を通行させるには特殊車両通行許可が必要となり、必要な書類を揃えて道路管理者へ申請を行い、許可を受けなければなりません。

なお、ここでいう車両とは人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含みます。

車両制限令についての基準（抜粋）

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12メートル
高さ		3.8メートル 高さ指定道路・・・4.1メートル
重さ	総重量	20トン 高速自動車国道、重さ指定道路・・・軸距の長さに応じ最大25トン
	軸重	10トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満・・・18トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のとき・・・19トン) 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上・・・20トン
	輪荷重	5トン
最小回転半径		12メートル

「セミトレーラ連結車の特例」等もあります。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条参照）

参考資料（巻末）に特殊車両通行許可が必要となる車両についての解説を掲載しておりますので併せてご参考下さい。

1.2 申請の方法

申請の方法には、書類の作成方法および提出方法により下表のような種類があります。

(平成20年1月時点)

申請書類作成方法		申請書提出方法	
		インターネットを利用し送信	窓口事務所に持参
パソコンで申請書類と申請データを作成	インターネット版申請支援システム	オンライン申請	F D 申請 ²
	電子申請書作成システム ¹	-	F D 申請 ²
手書きで申請書類を作成 ³		-	書面申請

- 1 電子申請書作成システム(CD-ROM)は、以下の3つの方法で入手できません。
最寄りの国土交通省の国道事務所等の特殊車両申請受付窓口において無償で配布されています。
以下のURLからダウンロードすることができます。
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
特車運用事務局から郵送にて受け取ることもできます。(返信用の封筒、切手等の用意が必要です。)
- 2 F D 申請において、申請データをCD等、F D 以外の媒体に保存して提出したい場合は、事前に提出窓口へ確認して下さい。
- 3 「手書き作成した申請書」には、インターネット版申請支援システムや電子申請書作成システムを利用せず、ワードプロセッサ等で作成した申請書を含みます。

参考資料(巻末)に各申請方法の特徴についての解説を掲載しておりますので併せてご参考下さい。

1.3 本要領の内容

本要領では、特殊車両通行許可申請において必要となる書類および各記入項目の意味等を解説するとともに、手書きにて申請書類を作成する場合の作成例を示しています。

なお、各記入項目の解説については、パソコンで申請書類の作成を行う場合であっても共通事項として適用可能となっております。

2 申請の分類

特殊車両通行許可申請は、申請の内容、申請する車両の台数、通行の形態等により分類され、それぞれ以下のような特徴があります。

2.1 申請の種類

(1) 新規・更新・変更申請

許可申請は、新規に申請を行う場合と既に許可を受けている申請内容を変更する場合で以下のように類別されます。

1) 新規申請

初めて申請を行う場合を「新規申請」といいます。

2) 更新申請

既に許可を受けている申請のうち、「許可期間」のみを更新する場合をいいます。この申請においては、新規申請時と同じ窓口申請を行う場合、付属書類の提出を省略することができます。ただし、新規申請時と異なる窓口申請するときは、新規申請時と同様の書類が必要となります(P.7 参照)。

3) 変更申請

既に許可を受けている申請の内容を変更する場合(「許可期間」の変更のみの場合を除く。)をいいます。この申請においても新規申請時と同じ窓口申請を行う場合は、変更のない付属書類の提出を省略することができますが、新規申請時と異なる窓口申請するときは、新規申請時と同様の書類が必要となります(P.7 参照)。

[おもな変更事由]

- ・ 車両を交換するとき(同一型式の車両である場合に限る。)
- ・ 会社名、代表者名等が替わるとき
- ・ 通行経路を変更したいとき
- ・ 車両台数を減らしたいとき
- ・ トレーラ¹を増車したいとき(ただし、包括申請の場合²)

1 トラックまたはトラクタの増車は変更申請ではできません。この場合、増車する車両については新規申請となります。

2 車両の種類と軸種が同一である場合に限りです。

(2) 普通申請・包括申請

許可申請は、申請する車両の台数および軸種により以下のように類別されます。

1) 普通申請

申請台数が1台の申請をいい、単車と連結車では次のとおりです。

[単 車] トラック、建設機械等が1台

[連結車³] トラクタおよびトレーラ台数が各1台

3 トレーラの自動車検査証に記載されている組み合わせに限りです。

2) 包括申請

複数の車両について、一つの許可申請書による申請を包括申請といいます。

包括申請の場合、車種、通行経路、積載貨物が同一でなければなりません。なお、「車種が同一」とは、車両の種類及び軸種が同じであることをいいます。また、積載貨物の寸法においてのみ分割することができないため一般的制限値を超える場合は、軸種を問わず包括的に申請することができず（以下、「複数軸種申請」といいます）。

☞包括申請の際の注意事項（１）

包括申請は、同じ種類の積載貨物を同じ車両形状で、かつほぼ同じ車両諸元である複数の車両で運搬する場合（下例）の申請手続きを効率的に行うためのものであり、積載する貨物の種類や車両形状が同じであっても極端に積載貨物の寸法・重量や車両諸元が異なる場合は、普通申請となります。

ISO規格海上コンテナを海上コンテナ用セミトレーラ連結車で運搬
揮発油等をバン型等（タンク型）のセミトレーラ連結車で運搬

なお、包括申請の場合、許可審査の段階において、その申請車両が道路構造及び交通に与える影響の最も大きい合成された車両によって審査されます。（この車両のことを“合成車両”、合成車両の諸元を“合成値”といいます。）

このため、ある車両または組み合わせの車両について不許可となる場合は、その申請に含まれている車両はすべて不許可となりますのでご注意ください。

☞包括申請の際の注意事項（２）

包括申請を行う場合は次の事項にも注意します。

【軸種１種類の場合】

車種が同じであること

車両の諸元に関する説明書 01 (P.34 参照)の「車種区分のコード表」の「車両の種類」と「軸種コード」が同じであることをいいます。

積載貨物が同じであること

車両の諸元に関する説明書 01 裏面 (P.34 参照)の「積載貨物品名コード表」の品名が同じであることをいいます。

通行経路が同じであること

通行期間が同じであること

【複数軸種の場合】

複数軸種申請を行う場合は、積載貨物の寸法においてのみ分割することができない場合となっています（重量が一般的制限値を超える場合は、複数軸種の包括申請はできません）。

車種が同じであること

車両の諸元に関する説明書 01 (P.34 参照)の「車種区分のコード表」の「車両の種類」が同じであることをいいます。

通行区分が同じであること

事業区分が同じであること

積載貨物が同じであること

車両の諸元に関する説明書 01 裏面（P.34 参照）の「積載貨物品名コード表」の品名が同じであることをいいます。

車種区分の車両分類は、全て「一般」であること

通行経路が同じであること

通行期間が同じであること

上記の条件に適合する場合には、車両の諸元に関する説明書 01（P.34 参照）の「車種区分のコード表」の「軸種コード」が異なっても一つの申請とすることができます。

（3）片道申請・往復申請

許可申請は、申請経路の通行形態により以下のように類別されます。

1）片道申請

往路（または復路）のみ特殊車両として通行する場合に行う申請をいいます。

2）往復申請

往路、復路とも特殊車両として通行する場合に行う申請をいいます。

☞往路で積載物を積載し、復路は空車となる場合の注意事項

往復申請とする場合

一つの申請となりますが厳しい通行条件（この場合は往路の条件）が復路にも適用されます。

片道ごとの申請とする場合

二つの申請が必要ですが、積載状態に合った（復路では空車時）通行条件となります。

（4）一括申請

申請する通行経路が2以上の道路管理者の管理する道路に跨がる場合、そのうちの一つの道路管理者に申請を行えば他の道路管理者への申請は必要ありません¹。このような申請を一括申請といいます。この場合、申請するいずれかの経路に申請窓口の道路管理者が管理している道路²を含むものでなければ、申請は受理されませんのでご注意ください。また、指定市以外の市及び区町村の窓口に一括申請することはできません³。

なお、一括申請を行う場合は所定の手数料が必要になります。（P.61 参照）

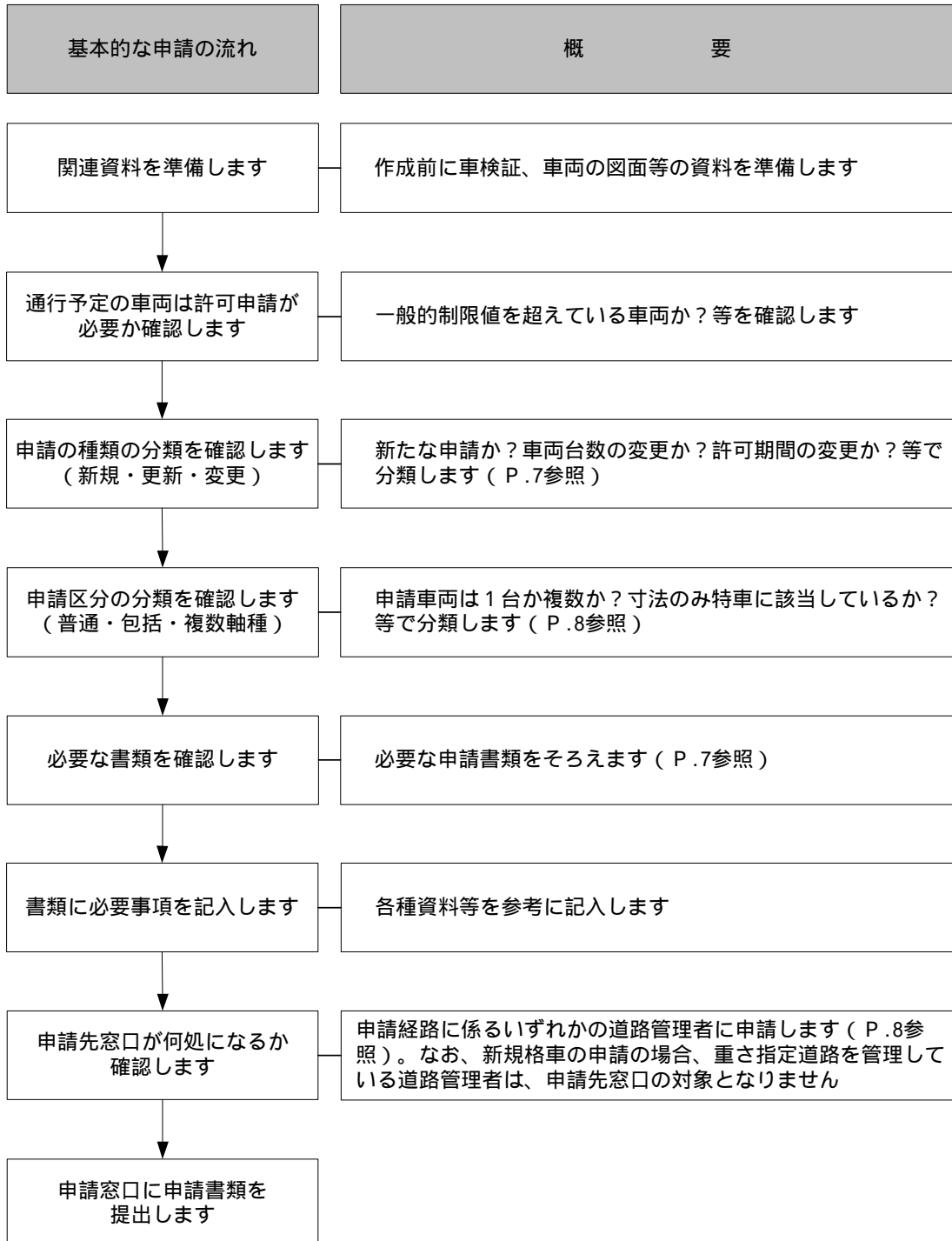
1：例えば、国土交通省管理の国道と都道府県管理の一般県道を通して目的地へ行くとき。ただし、指定市が管理する道路以上の道路に限られます。

2：通行経路に国土交通省の管理する一般国道を含む場合には、全国どこの国土交通省の

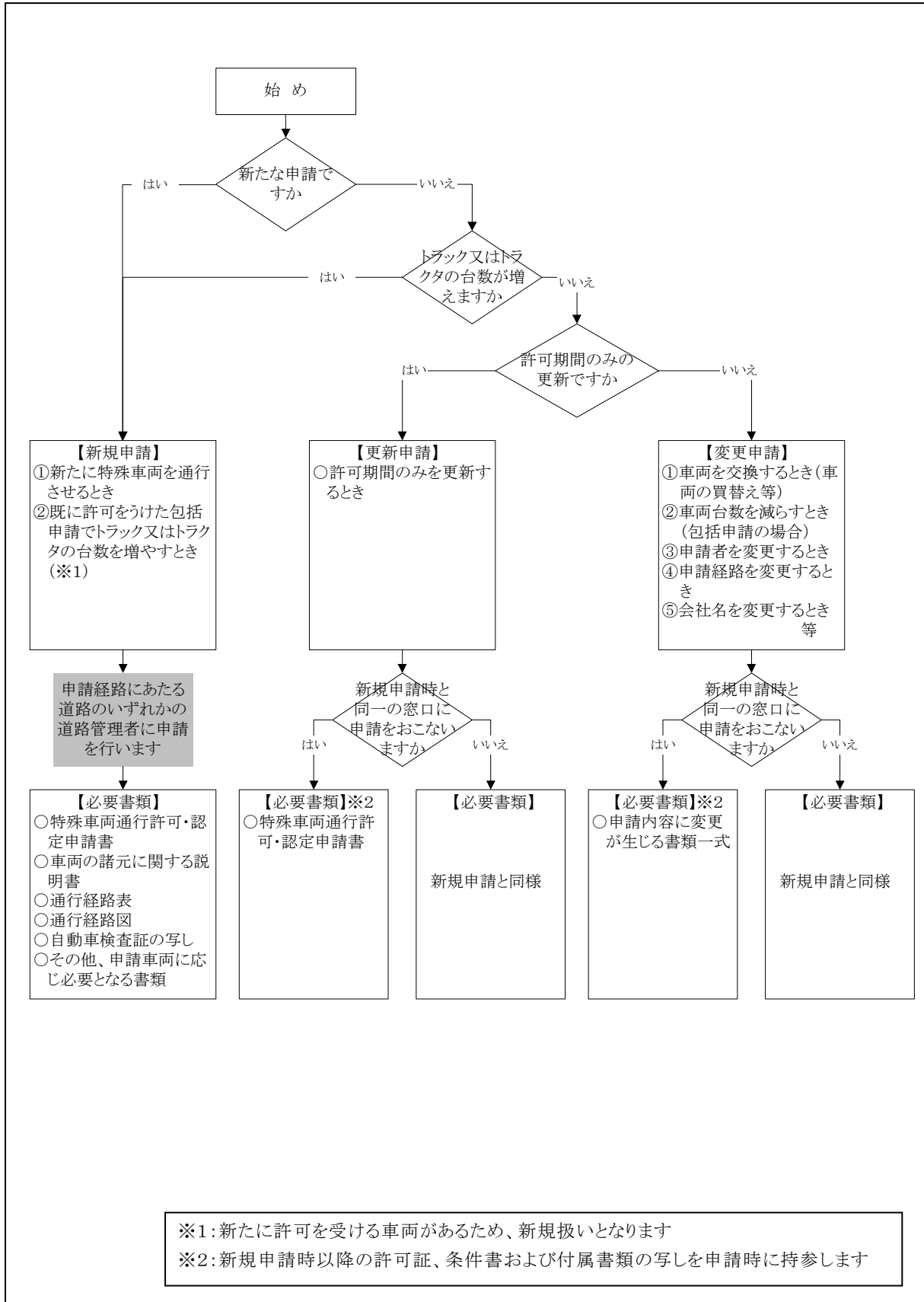
申請窓口にも申請することが可能です（当該事務所が管理する国道が通行経路に含まれていなくても構いません。）。

3：指定市を除く市区町村へ申請を行う場合は、当該市区町村が管理する道路以外の許可は、受けられないことになっています。すなわち、指定市以外の市区町村が行う許可は、自らが管理する道路に係るものに限られており、他の道路管理者の管理する道路に係る許可は行わないこととなっていますのでご注意ください。

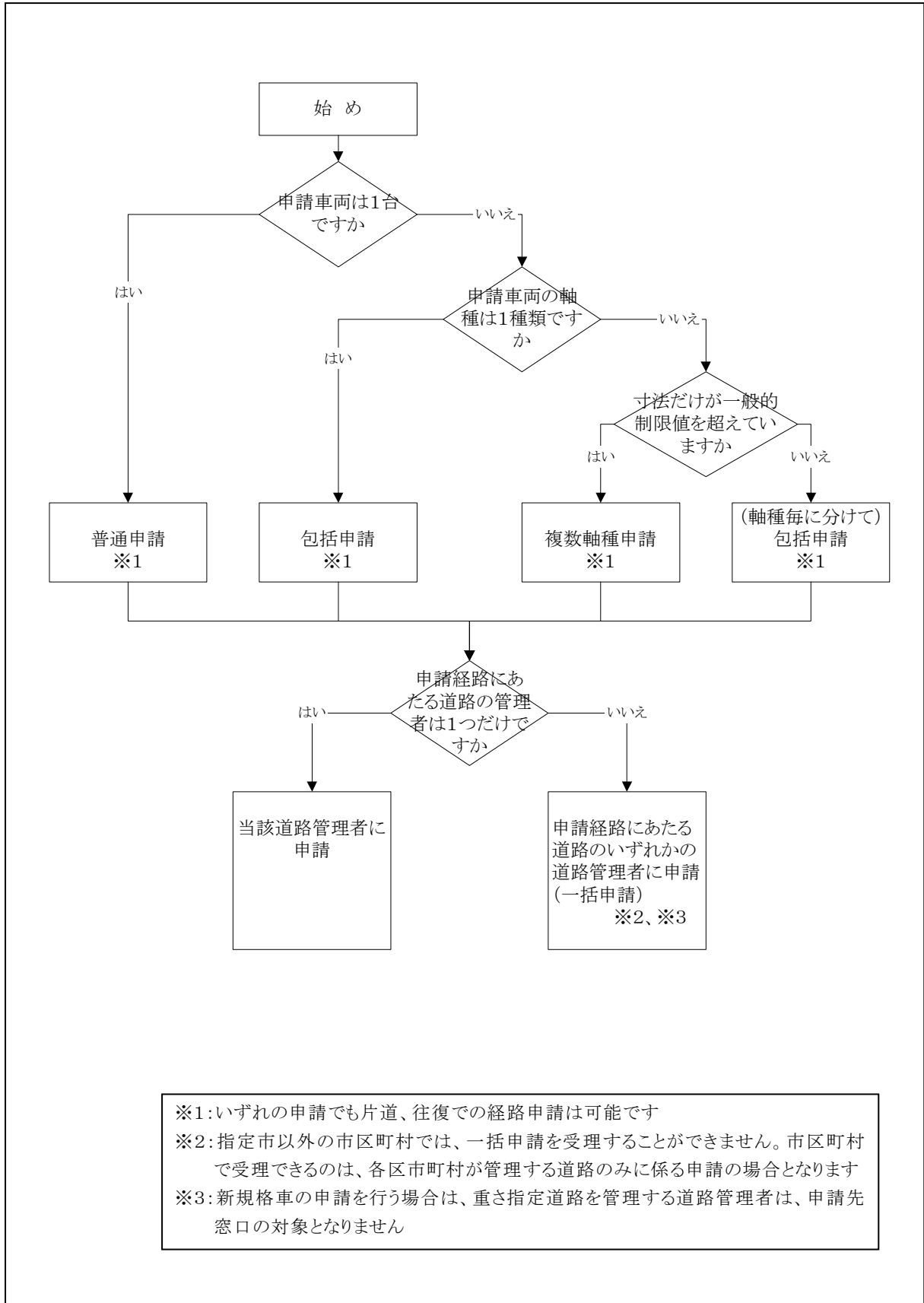
(5) 申請方法の判定



申請の種類・必要書類判定フロー



申請の区分・申請先判定フロー



※1:いずれの申請でも片道、往復での経路申請は可能です
 ※2:指定市以外の市区町村では、一括申請を受理することができません。市区町村
 で受理できるのは、各区市町村が管理する道路のみに係る申請の場合となります
 ※3:新規格車の申請を行う場合は、重さ指定道路を管理する道路管理者は、申請先
 窓口の対象となりません

2.2 許可期間

許可の期間は事業区分および車両の諸元により、次のとおり決められています。

事業区分	説明	通行期間
路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	1年
区域	上記路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	1年以内 ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える諸元にあつては、6ヶ月以内
その他 A	上記路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	
その他 B	上記路線、区域、その他 A 以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、6ヶ月以内

(別表)

1 寸法

幅	3.5m		
高さ	4.3m		
長さ	単車		16.0m
	連結車	セミトレーラ	17.0m
		フルトレーラ	19.0m
		ダブルス	21.0m

2 重量

単 車

(t) 軸重配分比 = $\frac{\text{総重量}}{\text{最大軸重}}$

最遠軸距 d (m)	軸 重 配 分 比 α													
	2.7 以下	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0 以上
3.0 ≤ d < 3.5	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
3.5 ≤ d < 4.0	27.2	27.2	27.3	27.3	27.4	27.5	27.5	27.6	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7
4.0 ≤ d < 4.5	27.7	27.8	27.9	28.0	28.1	28.3	28.4	28.6	28.7	28.7	28.7	28.8	28.8	28.8
4.5 ≤ d < 5.0	28.1	28.3	28.5	28.7	28.9	29.1	29.3	29.6	29.7	29.8	29.8	30.0	30.0	30.1
5.0 ≤ d < 5.5	28.4	28.8	29.1	29.4	29.6	30.0	30.2	30.5	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4
5.5 ≤ d < 6.0	28.8	29.2	29.6	30.1	30.4	30.8	31.1	31.5	31.8	31.9	32.1	32.3	32.5	32.6
6.0 ≤ d < 6.5	29.2	29.7	30.2	30.8	31.2	31.6	32.0	32.4	32.8	33.0	33.2	33.5	33.7	33.9
6.5 ≤ d < 7.0	29.5	30.2	30.8	31.4	31.9	32.4	32.8	33.4	33.8	34.1	34.3	34.7	34.9	35.2
7.0 ≤ d < 7.5	29.9	30.7	31.4	32.1	32.7	33.3	33.7	34.3	34.9	35.2	35.5	35.9	36.2	36.5
7.5 ≤ d < 8.0	30.2	31.1	31.9	32.8	33.4	34.1	34.6	35.3	35.9	36.2	36.6	37.0	37.4	37.7
8.0 ≤ d < 8.5	30.6	31.6	32.5	33.5	34.2	34.9	35.5	36.2	36.9	37.3	37.7	38.2	38.6	39.0
8.5 ≤ d < 9.0	30.8	31.9	32.9	34.0	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	37.9	38.3	38.7	39.1	39.5
9.0 ≤ d < 9.5	31.1	32.3	33.4	34.6	35.3	36.0	36.7	37.4	38.1	38.5	38.8	39.3	39.7	40.1
9.5 ≤ d < 10.0	31.3	32.6	33.8	35.1	35.8	36.5	37.2	37.9	38.6	39.0	39.4	39.8	40.2	40.6
10.0 ≤ d	31.5	32.9	34.2	35.6	36.3	37.0	37.8	38.5	39.2	39.6	40.0	40.3	40.7	41.1

セミトレーラ (t)

最遠軸距 d (m)	軸 重 配 分 比 α								
	3.4 以下	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2 以上
7.0 ≤ d < 7.5	30.0	30.4	30.7	31.1	31.4	31.8	32.3	32.7	33.1
7.5 ≤ d < 8.0	31.1	31.6	31.9	32.4	32.7	33.2	33.8	34.2	34.7
8.0 ≤ d < 8.5	32.3	32.8	33.2	33.7	34.1	34.6	35.2	35.7	36.3
8.5 ≤ d < 9.0	33.4	33.9	34.4	34.9	35.4	36.0	36.7	37.2	37.8
9.0 ≤ d < 9.5	34.5	35.1	35.6	36.2	36.7	37.4	38.1	38.8	39.4
9.5 ≤ d < 10.0	35.7	36.3	36.9	37.5	38.1	38.8	39.6	40.3	41.0
10.0 ≤ d < 10.5	36.8	37.5	38.1	38.8	39.4	40.2	41.0	41.8	42.6
10.5 ≤ d < 11.0	37.6	38.3	38.9	39.7	40.3	41.1	41.9	42.7	43.5
11.0 ≤ d < 11.5	38.3	39.1	39.7	40.5	41.2	42.3	42.8	43.5	44.3
11.5 ≤ d < 12.0	39.1	39.8	40.5	41.4	42.0	42.8	43.6	44.4	45.2
12.0 ≤ d < 12.5	39.8	40.6	41.1	42.2	42.9	43.7	44.5	45.3	46.1
12.5 ≤ d < 13.0	40.6	41.4	42.2	43.1	43.8	44.6	45.4	46.1	46.9
13.0 ≤ d < 13.5	41.3	42.2	43.0	43.9	44.7	45.5	46.3	47.0	47.8
13.5 ≤ d < 14.0	41.3	42.2	43.1	44.0	44.9	45.7	46.5	47.3	48.1
14.0 ≤ d < 14.5	41.3	42.3	43.2	44.2	45.1	45.9	46.7	47.5	48.3
14.5 ≤ d < 15.0	41.3	42.3	43.3	44.3	45.2	46.1	46.9	47.8	48.6
15.0 ≤ d	41.3	42.3	43.4	44.4	45.4	46.3	47.1	48.0	48.8

(注) 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものと
する。

フルトレーラ

(含むダブルス)

最遠軸距 d (m)	重量 (t)
10.0 ≤ d < 10.5	35.0
10.5 ≤ d < 11.0	36.2
11.0 ≤ d < 11.5	37.4
11.5 ≤ d < 12.0	38.7
12.0 ≤ d < 12.5	39.9
12.5 ≤ d < 13.0	41.1
13.0 ≤ d < 13.5	42.3
13.5 ≤ d < 14.0	43.5
14.0 ≤ d < 14.5	44.8
14.5 ≤ d < 15.0	46.0
15.0 ≤ d < 15.5	47.2
15.5 ≤ d < 16.0	48.0
16.0 ≤ d < 16.5	48.7
16.5 ≤ d < 17.0	49.5
17.0 ≤ d < 17.5	50.2
17.5 ≤ d < 18.0	50.4
18.0 ≤ d < 18.5	50.6
18.5 ≤ d < 19.0	50.8
19.0 ≤ d < 19.5	51.0
19.5 ≤ d < 20.0	51.2
20.0 ≤ d	51.4

2.3 申請に必要な書類

申請の手続きに必要な書類は、申請車両や申請の種類により提出する書類や部数が異なります。

(1) 申請に必要な書類と部数

申請の手続きには、表 - 2.1 に示す申請書類および部数が必要となります。

表 - 2.1 申請に必要な書類と部数

	新規申請		更新申請	変更申請		
	普通申請	包括申請		車両の変更	経路の変更	その他の変更
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書	-	2部 + 車両数	-	2部 + 車両数	-	-
車両の諸元に関する説明書 (普通申請用)	2部	2部	-	2部	-	-
車両の諸元に関する説明書 (包括申請用) ()	-	2部	-	2部	-	-
通行経路表	2部	2部	-	-	2部	-
通行経路図 ()	2部 + 車両数	2部 + 車両数	-	-	2部 + 車両数	-
自動車検査証の写し	2部	2部	-	2部	-	-
軌跡図(超寸法車両のみ) ()	(2部)	(2部)	-	(2部)	(2部)	-
その他上記以外の書類で道路管理者が必要とするもの	道路管理者が必要とする部数					

(注)・連結車の場合、申請車両数はトラクタの台数とします。

- ・複数車両、複数経路の場合 印の書類の部数はセット(組)数を示します。
- ・更新申請、変更申請については、新規申請時以降の許可証、条件書および付属書類の写しを持参します。
- ・「超寸法車両」とは、特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法を超える車両をいいます(許可限度寸法については「最新車両制限令実務の手引き」を参照)。
- ・「その他の変更」とは、会社名や申請者の変更等、再算定を伴わないものをいいます。

ただし、申請車両が新規格車の場合は表 - 2.2 に示すと通りの申請書類および部数が必要となります。

付録(巻末)に申請書類提出チェックシートを掲載しておりますので、書類提出際にご活用いただき、資料の提出漏れの防止等にお役立て下さい。

表 - 2.2 申請に必要な書類と部数（新規格車）

	新規申請		更新申請	変更申請		
	普通申請	包括申請		車両の変更	経路の変更	その他の変更
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書	-	2部+車両数	-	2部+車両数	-	-
通行経路表	2部	2部	-	-	2部	-
通行経路図	2部	2部	-	-	2部	-
自動車検査証の写し	2部	2部	-	2部	-	-
その他上記以外の書類で道路管理者が必要とするもの	道路管理者が必要とする部数					

新規格車は高速自動車国道・重さ指定道路を自由に通行できますので、高速自動車国道・重さ指定道路以外の道路を通行する場合にのみ、その道路を管理する道路管理者に申請が必要となります。

(2) その他の書類とは

表 - 2.1 の「その他上記以外の書類で道路管理者が必要とするもの」に該当するものとしては以下のような書類があり、道路管理者の指示に従い提出します。

新規開発車両設計製作基準適合証明書

申請車両が新規開発車両設計製作基準に適合することを証明するもので、当該車両の基本通行条件等を記載したもの

理由書

車両の構造および積載する貨物の特殊性について記載したもの

通行計画書

申請車両の通行時間、誘導方法¹、待避場所の位置²等を記載したもの

1：誘導方法については、申請車両が交差点を折進する場合およびトンネル、橋梁等を通行する場合における車両の誘導について記載したもの

2：待避場所の位置については、申請車両の走行速度が遅いため、後続の交通に影響を与え渋滞の原因となるので便宜に待避場所を選び後続車両を通過させ、交通の円滑を図るようにする措置を記載したもの

応力計算書（橋梁等の補強が必要となる場合）

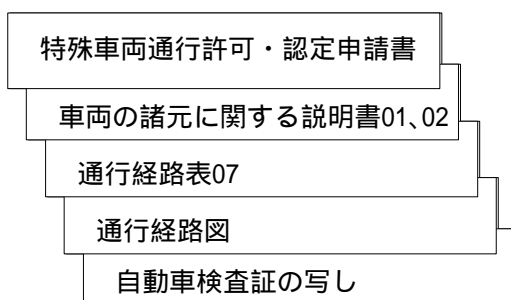
橋梁等の補強が必要となる場合に、申請車両が橋梁に与える影響を計算したもの

その他（所轄警察署との事前打合せ記録ほか）

(3) 申請書類のとりまとめ方法

普通申請・包括申請・複数軸種申請の申請書類のとりまとめ方を以下に示します。

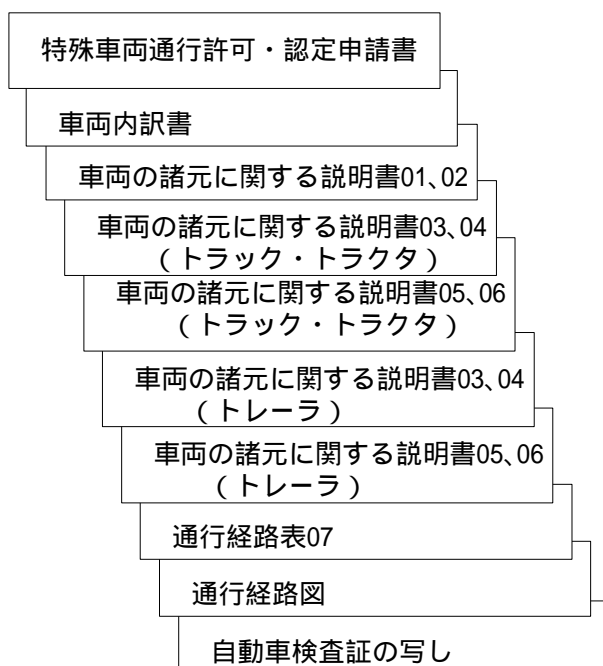
1) 普通申請の申請書類のとりまとめ



その他、車両に応じて必要となる書類

2) 包括申請（複数軸種申請を含む）の申請書類のとりまとめ

【軸種1種類申請の場合】

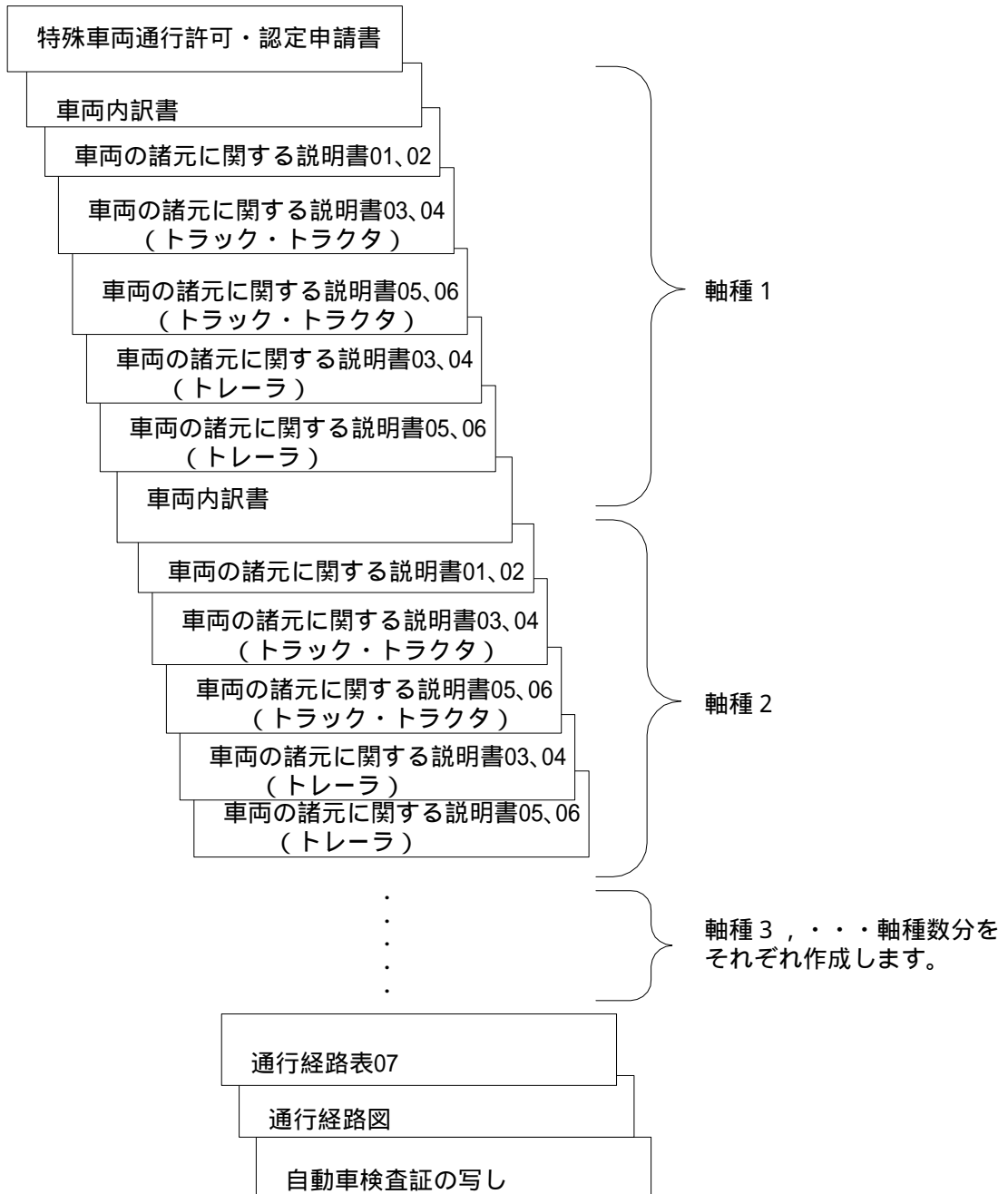


その他、車両に応じて必要となる書類

「車種区分のコード表」中の「車両の種類」がトラック、建設機械用車両・
その他の場合には、は不要です。

とりまとめの際は、車両内訳書に記載した車名・型式の順序に、車両の諸元
に関する説明書・自動車検査証の写し等を揃える必要があります。

【複数軸種申請の場合】



その他、車両に応じて必要となる書類

「車種区分のコード表」中の「車両の種類」がトラック、建設機械用車両・その他の場合には、は不要です。

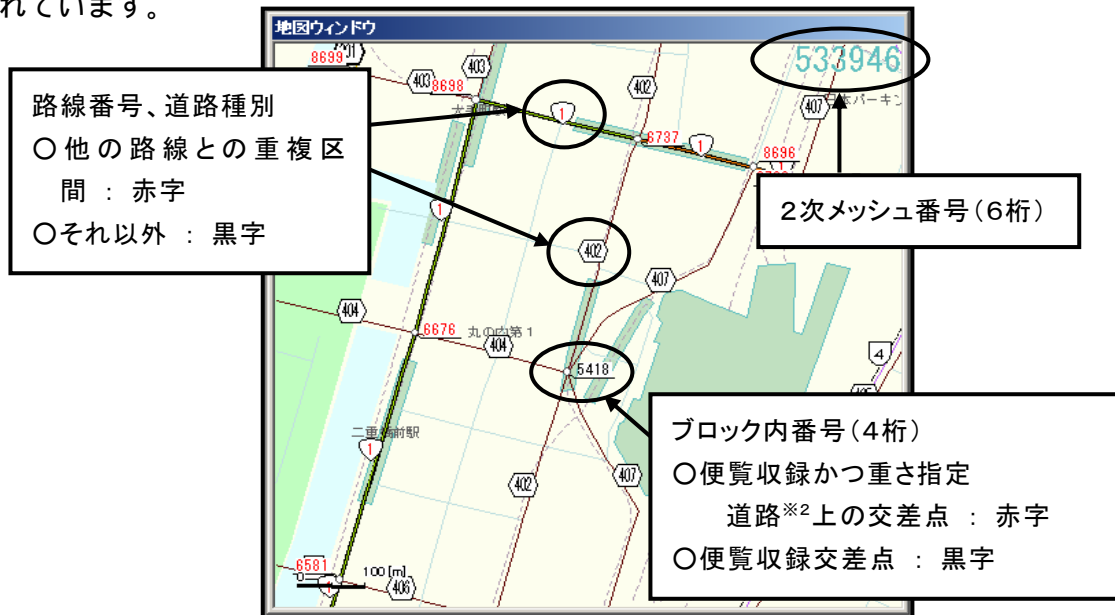
とりまとめの際は、車両内訳書に記載した車名・型式の順序に、車両の諸元に関する説明書・自動車検査証の写し等を揃える必要があります。

2.4 事前に用意すべき資料

申請書類を作成するには、予め関係する資料等を用意します。予め用意すべき資料の内容を以下に示します。

(1) 道路情報便覧付図

通行経路表を作成するためには、道路情報便覧付図¹を使用します。道路情報便覧付図には、特殊車両通行許可申請および審査用に予め道路管理者が道路現況を調査した路線と交差点箇所が収録され、その道路種別・路線番号、交差点番号等が記載されています。



1：「道路情報便覧付図」は、最寄りの国土交通省の国道事務所等の特殊車両申請受付窓口においてCD-ROMにて無償配布されています。

2：車両制限令第3条第1項第2号イに基づき、総重量の一般的制限値を長さ及び軸距に応じて最大25tとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。

便覧未収録交差点について

便覧収録路線と便覧未収録路線の交点や便覧未収録路線同士の交点を“便覧未収録交差点”といいます。道路情報便覧付図には、この便覧未収録交差点の交差点番号も収録されています。

便覧未収録路線を通行する場合、この便覧未収録交差点を利用して当該通行区間を指定することができます。

なお、便覧未収録交差点には、道路現況に関する情報がないので審査の際は個別審査箇所となります。



(2) 道路情報便覧

特殊車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録したもので、道路管理者が特殊な車両が通行すると見込まれる道路に関する調査を毎年実施し、その最新情報が記載されています。

通行経路表に記載する路線名や交差点名称は道路情報便覧を参照します。また、通行経路とした路線に関する道路の情報（狭小幅員、トンネル、橋梁、交差点の折進）も参照できます。

検索結果 (狭小幅員)

地名名	起点側	終点側	起点側距離 (Km)	延長 (Km)	下り (m)	上り (m)	区分	制限橋脚 (m)
千代田区永田町2丁目	5339454215	5339450222	0.750	0.130	6.50	6.50	分離	
港区赤坂3丁目	5339450222	5339452997	0.000	0.210	6.50	6.50	分離	
港区南青山1丁目	5339452997	5339454609	0.000	0.070	12.20	12.20	分離	
港区南青山2丁目	5339454609	5339354815	0.000	0.850	13.00	13.00	分離	
港区南青山3丁目	5339354815	5339354234	0.000	0.530	13.00	13.00	分離	
港区青山3丁目 (青山橋)	5339354815	5339354234	0.410	0.034	4.25	4.25	非分離	
港区南青山5丁目	5339354234	5339354216	0.000	0.290	13.00	13.00	分離	
港区南青山6丁目	5339354216	5339354197	0.000	0.280	12.50	12.50	分離	
渋谷区渋谷2丁目	5339354197	5339354179	0.000	0.240	12.50	12.50	分離	
渋谷区渋谷2丁目	5339354179	5339352067	0.000	0.280	8.50	8.50	非分離	
渋谷区渋谷3丁目	5339352067	5339354761	0.000	0.110	13.00	16.50	分離	
渋谷区渋谷3丁目	5339354761	5339354395	0.000	0.090	6.00	6.00	非分離	
渋谷区桜ヶ丘町	5339354761	5339354395	0.315	0.475	6.00	6.00	分離	
渋谷区南平台町	5339354395	5339351888	0.000	0.240	8.00	6.50	分離	
目黒区青葉台3丁目	5339351888	5339351842	0.000	0.350	6.00	6.00	分離	
目黒区大崎1丁目	5339351842	5339351811	0.000	0.150	14.00	11.50	分離	
目黒区東山3丁目	5339351811	5339351727	0.260	0.160	9.00	9.00	分離	
世田谷区池尻2丁目	5339351727	5339351651	0.000	0.650	8.50	8.50	分離	
世田谷区太子堂1丁目	5339351651	5339354388	0.000	0.490	9.00	9.00	分離	
世田谷区太子堂1丁目	5339354388	5339354898	0.000	0.260	8.50	7.00	分離	
世田谷区三軒茶屋1丁目	5339354898	5339351339	0.000	0.450	8.50	7.00	分離	
世田谷区上馬3丁目	5339351339	5339351276	0.000	0.410	9.50	9.50	分離	
世田谷区駒沢1丁目	5339351276	5339359824	0.000	3.050	9.50	9.50	分離	

「道路情報便覧」は、最寄りの国土交通省の国道事務所等の特殊車両申請受付窓口においてCD-ROM（「道路情報便覧付図」と併せて収録）にて無償配布されています。

(3) 自動車検査証

自動車検査証は、道路運送車両法および国土交通省令で規定されている書類で車両を登録する際に交付されます。自動車検査証には、特殊車両通行許可申請に必要な以下の情報が記載されています。

表 - 2.3 自動車検査証の項目

車検証記載項目	関連申請書類	備 考
自動車登録番号 車名 型式	特殊車両通行許可申請書	代表1台分のみ
	車両諸元に関する説明書 (様式01)	代表1台分のみ
	トラック・トラクタ内訳書	包括申請の場合のみ
	トレーラ内訳書	包括申請かつ連結車の場合のみ
乗車定員	車両諸元に関する説明書 (様式02)	トラックまたはトラクタかつ普通申請の場合のみ
	車両諸元に関する説明書 (様式03)	トラックまたはトラクタかつ包括申請の場合のみ
車両重量	車両諸元に関する説明書 (様式02)	普通申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式03)	包括申請の場合
長 さ 幅 高 さ	特殊車両通行許可申請書	貨物を積載した状態の寸法かつ連結車の場合は連結した状態。また、包括申請の場合は寸法が最も大きくなる状態
	車両諸元に関する説明書 (様式02)	貨物を積載した状態の寸法かつ連結車の場合は連結した状態
	車両諸元に関する説明書 (様式03)	貨物を積載した状態
前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重	車両諸元に関する説明書 (様式02)	普通申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式05)	包括申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式06)	包括申請の場合

(自動車検査証例)

番号 01837	自動車検査証		平成 6年12月21日		関東運輸局 神奈川県 陸支 陸支 陸支	
自動車登録番号又は車両番号/自動車特殊検査証番号 相模 11 き 5040	登録年月日/交付年月日 平成 2年11月14日	初年度登録年月 平成 2年11月	自動車の種類 普通	用途 貨物	自家用/事業用の別/適否 事業用	車体の形状 トラクタ
車名 〇〇	型式 W-CW620GNT	乗車定員 3[3]人	最大積載量 68090[18000]kg	車両重量 8640kg	車両総重量 76895[26805]kg	
車台番号 CW620GNT00542	原動機の種類 RF10	長さ 638cm	幅 249cm	高さ 638cm	燃料の種類 軽油	型式指定番号 21.23kW
所有者の氏名又は名称 CW620GNT00542						前前輪重 4550 kg
所有者の住所 神奈川県横浜市緑区池辺町〇〇 [7207]						前後輪重 — kg
使用者の氏名又は名称 株式会社 〇〇						後前輪重 2110 kg
使用者の住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂〇〇 [1406 0256]						後後輪重 1880 kg
使用の本拠の位置 神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂〇〇 [1312 0640]						
有効期限の満了する日 平成 7年12月 9日	備 考 [横浜]、継続検査、B ¥ 215,600、使用車種規制(N O x) 適合 * 保安基準緩和 * [認定年月日]平成4年4月13日[関東運輸局]1369 [緩和事項][04]車両総重量、[05]軸重[制限事項][00]保安上の制限事項なし。、最大積載量欄中括弧内は第5輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。					
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

なお、上記情報以外のほか、自動車検査証には最大積載量や道路運送車両の保安基準の緩和事項等も記載されていますのでこれらの値を超えた申請とならないよう注意します。

(4) 車両四面図(カタログ等)

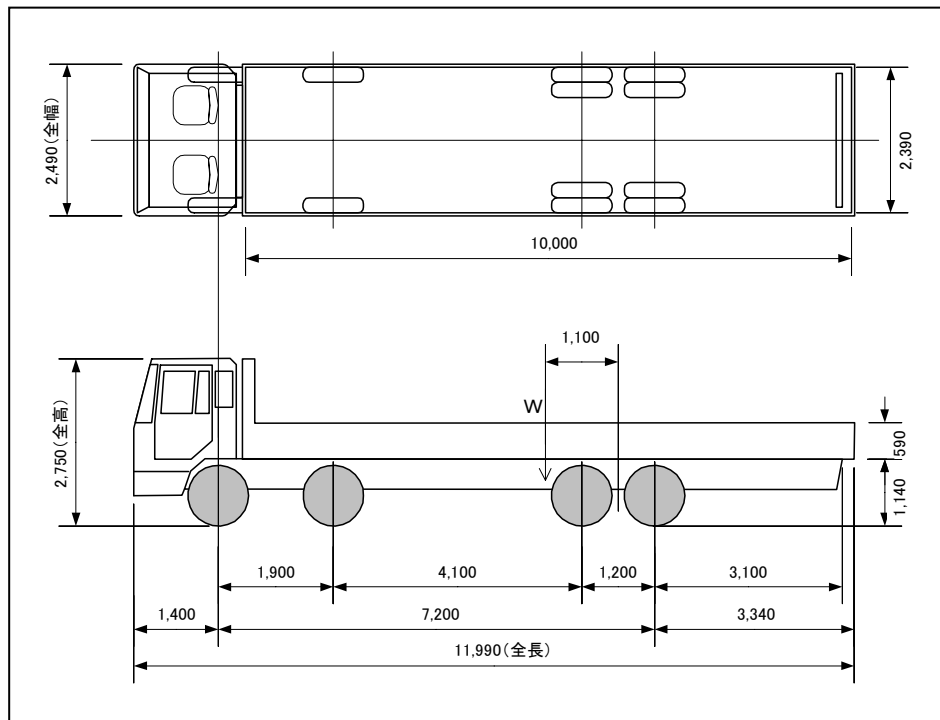
特殊車両通行許可申請では、前述の自動車検査証より判断できる情報以外に次の情報が必要となる場合があります。

表 - 2.4 車両四面図の項目

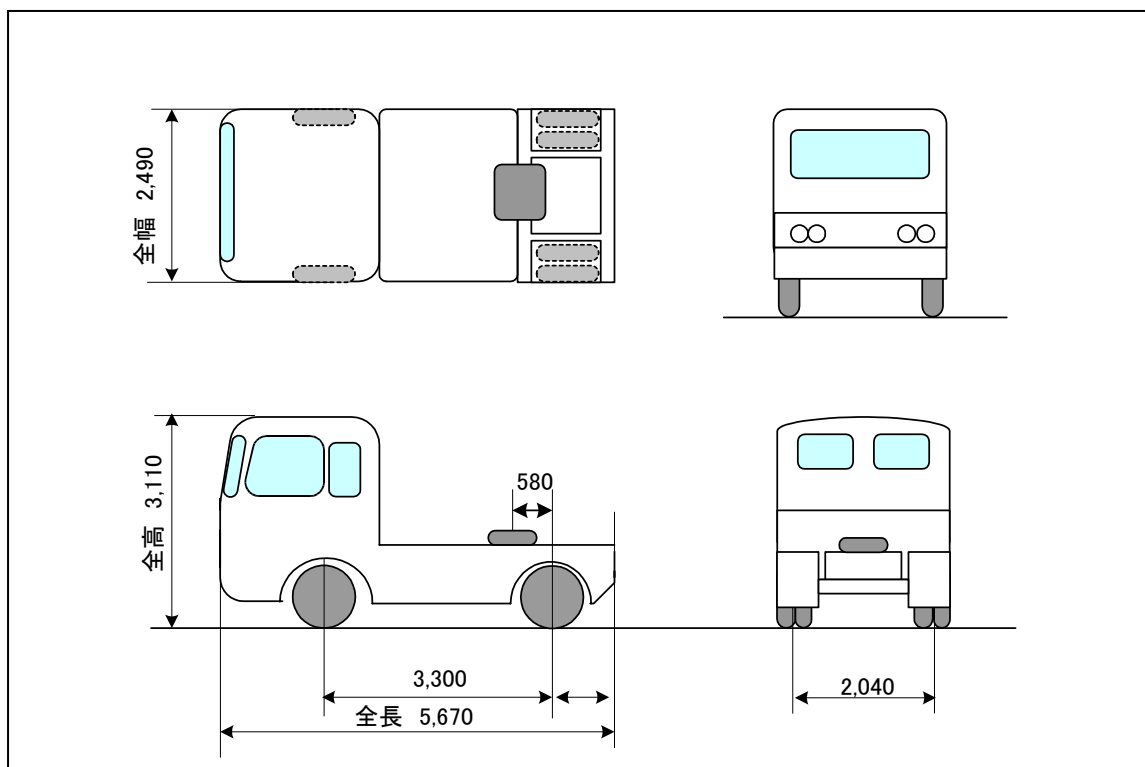
項目	関連申請書類	備考
各軸の軸間距離および荷重点等の距離	車両諸元に関する説明書 (様式02)	普通申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式04)	包括申請の場合
輪数	車両諸元に関する説明書 (様式02)	普通申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式05)	包括申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式06)	包括申請の場合
最外輪中心間距離 (G)コード	車両諸元に関する説明書 (様式02)	普通申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式05)	包括申請の場合
	車両諸元に関する説明書 (様式06)	包括申請の場合
最小隣接軸距	特殊車両通行許可申請書	包括申請の場合は軸距が最も小さくなる状態

これらの情報を判断するために、予め下図のような車両四図面やカタログを車両メーカー等より入手しておきます。

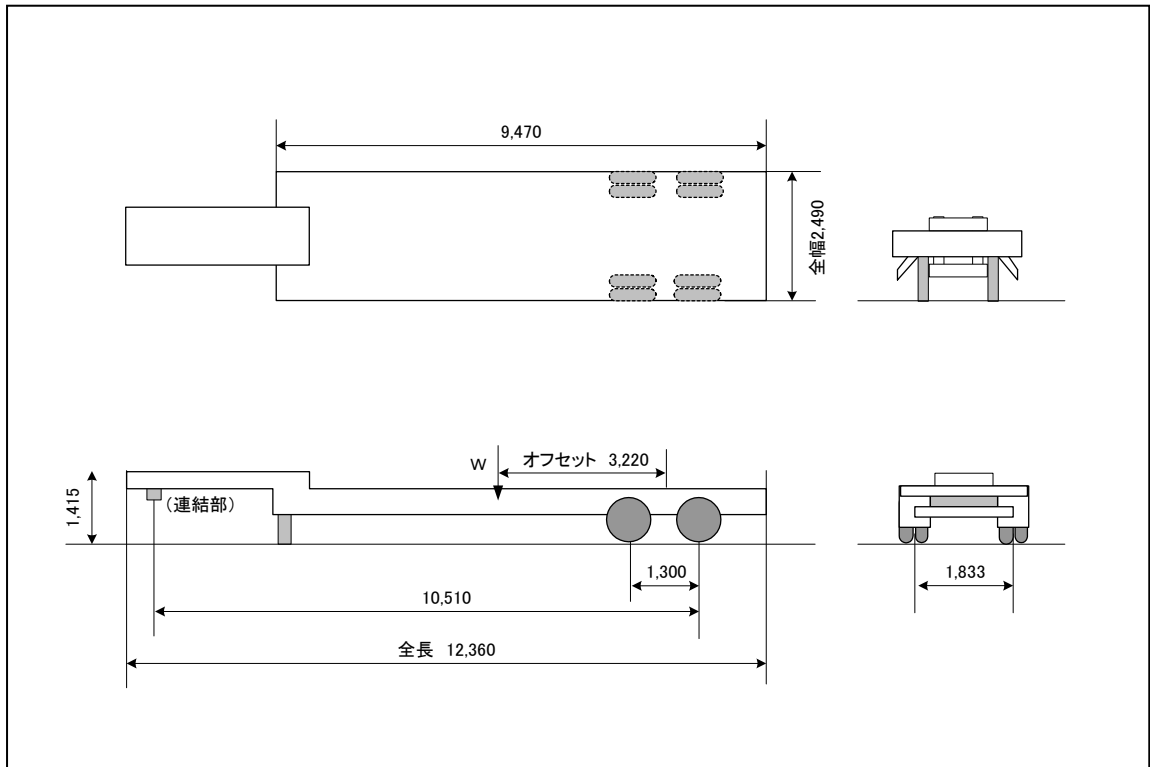
(トラック図面例)



(トラクタ図面例)



(トレーラ図面例)



3 申請書類の作成要領

3.1 審査の種類

特殊車両通行許可審査には「電算審査」と「普通審査」の2つの方法があり、以下のような特徴があります。

(1) 電算審査とは

特殊車両通行許可算定システムを用いて行う審査方法で、申請内容をパソコンに登録することで審査(算定)が行われます。

電算審査を行っている道路管理者へ申請する場合は、新規申請であっても審査に必要な項目だけ記入すればよいこととなっています。

電算審査の受付可否については、申請窓口を確認下さい。書面にて申請を受け付けても電算にて審査を行う場合があります。

(2) 普通審査とは

「特殊車両通行許可限度算定要領」と「道路情報便覧」を用いて行う審査方法で、主に手作業にて審査が行われます。

普通審査を行っている道路管理者へ新規申請する場合は、申請書類に記載されているすべての項目を記入しなければなりません。

各申請書類の作成方法は審査方法により以下のとおり異なりますが、本作成要領では、電算審査を対象とした作成方法・作成例を主として説明しています。

なお、普通審査を対象とした作成方法については電算審査と差異がある部分を参考資料内にて説明しています。

【電算審査・普通審査で作成方法が共通の書類】

特殊車両通行許可・認定申請書	(P .22参照)
車両内訳書	(P .27参照)
通行経路表07	(P .28参照)
通行経路図	(P .32参照)
車両の諸元に関する説明書01	(P .34参照)

【電算審査・普通審査で作成方法が異なる書類】

車両の諸元に関する説明書02	(P .36、参考-14参照)
車両の諸元に関する説明書03、04	(P .38、参考-16参照)
車両の諸元に関する説明書05、06	(P .40、参考-18参照)

3.2 特殊車両通行許可・認定申請書

様式第一

(用紙A4)

受付番号																						
特殊車両通行許可申請書 () 認定																						
道路管理者	平成 年 月 日																					
殿																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通行開始日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>	通行開始日	平成 年 月 日	通行終了日	平成 年 月 日	〒□□□□-□□□□ 住 所 会社名・氏名 代表者名 TEL 担当者名 TEL 事業区分																	
通行開始日	平成 年 月 日																					
通行終了日	平成 年 月 日																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">車種区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両番号等</td> <td>車名及び型式</td> </tr> <tr> <td>他 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他 台</td> <td></td> </tr> </table>	車種区分		車両番号等	車名及び型式	他 台		他 台		積 載 物 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">幅</td> <td style="width: 20%;">高 さ</td> <td style="width: 40%;">長 さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		幅	高 さ	長 さ		cm	cm	cm	品名				
車種区分																						
車両番号等	車名及び型式																					
他 台																						
他 台																						
	幅	高 さ	長 さ																			
	cm	cm	cm																			
品名																						
軸種数																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">車 両 諸 元</td> <td style="width: 20%;">総重量</td> <td style="width: 20%;">最遠軸距</td> <td style="width: 20%;">最小隣接軸距</td> <td style="width: 20%;">隣接軸重</td> <td style="width: 20%;">長 さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">kg</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅</td> <td style="text-align: center;">高 さ</td> <td style="text-align: center;">最小回転半径</td> <td style="text-align: center;">最大軸重</td> <td style="text-align: center;">最大輪荷重</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </table>	車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長 さ	kg	cm	cm	kg	cm	幅	高 さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重	cm	cm	cm	kg	kg	
車 両 諸 元		総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長 さ																
		kg	cm	cm	kg	cm																
		幅	高 さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重																
		cm	cm	cm	kg	kg																
	通行区分	通行経路数																				
更新又は変更経緯																						
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由																	
新規時			/																			
前回			/																			

特殊車両通行許可・認定申請書 ()

: 許可または認定を丸で囲み、括弧内には、申請の種類（新規、更新、変更）を記入します。また変更の場合は変更事由も記入します。

道路管理者 : 申請窓口の道路管理者とします。（例えば、国土交通省関東地方整備局 国道事務所へ申請する場合は「国土交通省関東地方整備局長」と記入します。）

年月日 : 申請を行う日を記入します。

通行開始日 : 申請車両が通行を開始する日を記入します。

通行終了日 : 許可期間の表（P.9参照）より申請車両が通行を終了する日を記入します。

住 所 : 申請者の住所を記入します。(都道府県名も省略せず記入します。)
会社名/氏名/印 : 申請者の会社名を記入します。個人事業者の場合は代表者の氏名とします。印には代表者の印(登録印)を押印します。ただし、氏名又は代表者名の記載を自署で行う場合においては、「会社名・氏名」の欄の押印を省略することができます。

代表者名 : 代表者名を記入します。

担当者名 : 申請事務に携わっている者の氏名を記入します。

事業区分 : 申請者の事業区分を記入します(P.9参照)

車種区分 : 該当する車種区分をP.25の表-3.1より記入します。

車両番号等 : 自動車検査証(以下「車検証」といいます。)の登録番号を記入します。単車の場合は上段に記入し、連結車の場合は上段にトラクタ、下段にトレーラを記入します。また、包括申請の場合は台数も記入します。

車名および型式 : 車検証の車名、型式を記入します。単車の場合は上段に記入し、連結車の場合は上段にトラクタ、下段にトレーラを記入します。

積載貨物 : 幅、高さ、長さは積載物の寸法を記入します。品名は積載貨物品名コード表(P.34参照)から記入します。ただし、建設機械、バン型等車両および新規格車の場合は記入せず斜線を引きます。

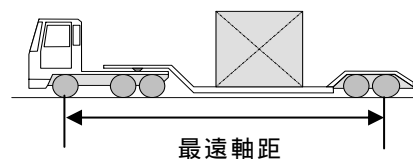
軸種数 : 申請車両の軸種の数を記入します。複数軸種申請の場合のみ2以上となります。

車両諸元

(印は包括申請の場合、車両の諸元に関する説明書の合成値(P.4参照)を記入します。なお、電子申請書作成システム等では自動計算されます。)

総重量 : 車両自重、乗員および積載物重量の合計を記入します。

最遠軸距 : 最前軸から最後軸までの距離を記入します。連結車の場合は連結した状態の距離を車両四面図等から記入します。



最小隣接軸距 : 隣り合う軸間距離のうち、最小値を車両四面図等から記入します。

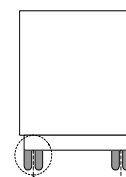
隣接軸重 : 最小隣接軸距に係る軸重の和を記入します。

長さ、幅、高さ : 貨物を積載した状態の寸法を記入します。なお、連結車の場合は連結した状態での寸法を記入します。

・最小回転半径 : 車両の最外輪のわだちを諸元表等から求め記入します。

最大軸重 : 積載物軸重計算方法(参考-9参照)等により計算した各軸重のうち最大値を記入します。

最大輪荷重 : 各軸重を輪数(ダブルタイヤは1輪とします)で除した重量のうち最大値を記入します。



通行区分 : 往復か片道かを記入します。

通行経路数 : 通行経路 (1 出発地 - 目的地を結ぶルート) 数を片道 1 経路として記入します。

更新又は変更経緯 (新規申請の時は記入しません。)

- ・年月日 : 許可を受けた日を記入します。
- ・許可番号 : 許可証に記載されている番号を記入します。
- ・車両台数 : 単車の場合はトラック台数 / とし、連結車の場合は、トラクタ台数 / トレーラ台数を記入します。
- ・総通行経路数 : 通行経路数 (往復 1 経路の場合は「 2 」とする。) と申請車両台数 (トラックまたはトラクタの台数) を乗じた値を記入します。
- ・変更事由 : 前回の申請が変更申請の場合には変更の事由 (例えば経路変更等) を、更新申請の場合には「許可期間の変更」と記入します。

☞ 複数軸種申請時の申請書作成に関する注意事項

複数軸種申請を行う場合は、申請書の車両諸元欄に記入する値を以下の手順で選択(決定)し、記入します。

【手 順】

軸種毎に「車両の諸元に関する説明書 (01 ~ 06)」を記入します。

「 」で記入した値を軸種毎に車両諸元表の各項目に比較して、採用する値を決定します。なお、採用する値は以下のとおり。

最大値を採用する項目：総重量、隣接軸重、長さ、幅、高さ、最小回転半径、最大軸重、最大輪荷重

最小値を採用する項目：最遠軸距、最小隣接軸距

採用する値が決定したら申請書の車両諸元欄に記入をします。

(参 考) 採用値は、以下のような表を作成すると決定しやすくなります。

項目	軸種 1	軸種 2	軸種 3	...	軸種 n	採用 値	採用する 値の種別
総重量 (kg)							最大値
隣接軸重 (kg)							
長さ (cm)							
幅 (cm)							
高さ (cm)							
最小回転半径 (cm)							
最大軸重 (kg)							
最大輪荷重 (kg)							最小値
最遠軸距 (cm)							
最小隣接軸距 (cm)							

[車種区分の具体的分類について]

車種区分欄は、表 - 3.1 に示す車種区分のほかに、特に太線で囲んでいるものは車種の具体的分類を示すものとして括弧書きで記入します。

表 - 3.1 車種区分の細分類について

車種区分	車種の具体的分類		説 明
トラック			
建設機械			自走式建設機械をいいます。
セ ミ ト レ ー ラ	重セミ		重量物運搬用で道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準の緩和を受けているセミトレーラをいいます。ただし、海上コンテナ用セミトレーラおよびポルトトレーラを除きます。
	海コン	適 合	この車両の場合には、積載物の品名の欄に「海コン8'6"」または「海コン9'6"」と記入します。
			この車両の場合には、積載物の品名の欄に「海コン8'6"」と記入します。
	一般セミ	バ ン 型	バン型セミトレーラ連結車をいいます。
		タ ン ク 型	タンク型セミトレーラ連結車をいいます。
		幌 枠 型	幌枠型セミトレーラ連結車をいいます。
		コ ン テ ナ 用	コンテナ用セミトレーラ連結車で海上コンテナ用セミトレーラを除きます。
		自動車運搬用	自動車の運搬用のセミトレーラ連結車をいいます。
		あ お り 型	荷台の周囲にあおりを有するとともに、荷台の前面に鳥居が装備されている車両をいいます。
		スタクション型	荷台の周囲に落下防止のための鳥居および杭（鋼材等のスタクション）が装備されている車両をいいます。
		船 底 型	ロールもの等の特定の貨物を運搬するための構造（荷支え台、ワイヤロープ等）を有する車両をいいます。
そ の 他	重セミ以外の重量物運搬用のセミトレーラ連結車等が該当します。		
ポ ー ル ト レ ー ラ			柱、丸太等の長尺の積荷自体がトラクタとトレーラの連結部分を構成する構造のトレーラをいいます。軸距が積荷の長さに応じて調整できます。
フ ル ト レ ー ラ			総荷重をトレーラだけで支えられるように設計され、先端にけん引具を備えたトレーラをいいます。
ダブルス			連結車のうち、トラクタ（けん引車）+セミトレーラ+フルトレーラという組合せで運行するもの。
新規格車			平成5年度の車限令の改正によって新たに高速自動車国道および重さ指定道路を通行できるようになった車両をいいます。

☞ 車種区分の記入に関する注意事項

「海コン」(海上コンテナ用セミトレーラ連結車)とは

輸出入貨物を積載するコンテナで、国内で積載貨物の積替えを行わず輸出入時の状態と同じ状態で積載されるものをいいます。

「8'6"」とは、高さが8フィート6インチ(2.58m)の海上コンテナのことをいい、「9'6"」とは、9フィート6インチ(2.89m)のコンテナのことをいいます。なお、9フィート6インチ(2.89m)のコンテナは低床式のシャシに積載しても車両の高さが4.1mになります。

また、「適合」とは、海上コンテナを輸送するセミトレーラ連結車両で橋梁照査要領に適合している車両をいいます。(「最新車両制限令実務の手引き」参照)

申請車両のうち「新規開発車両設計製作基準適合車両」については、申請書車種区分欄に「新規」と記入します。

[記入例]

車種区分	建設機械 (新規)
------	--------------

車種区分	セミトレーラ (適合)
------	----------------

車種区分	セミトレーラ (タンク型)
------	------------------

3.3 付属書類

(1) 車両内訳書

車両内訳書は、包括申請の場合のみ必要な書類となっています。また、複数軸種申請の場合、軸種毎に作成する必要があります。(P.14参照)

別記様式 1

(用紙 A4)

車両内訳書

整理番号	役割	車名	型式	車両番号	備考

(注)
・整理番号は、車両の諸元に関する説明書の整理番号と一致させること。
・役割は、トラック・トラクタ・トレーラのうちいずれかを記入すること。
・同一の形式で道路運送車両の保安基準の緩和内容が異なる場合は、備考欄にその旨を明記すること。
・海上コンテナ用セミトレーラ連結車については、備考欄に「適合車両」又は「経過措置車両」の別を記載すること。

- 整理番号 : 型式ごとに通し番号を記入します。
役割 : トラック、トラクタ、トレーラのうちのいずれかを記入します。
車名・型式 : 車検証の車名および型式を記入します。
車両番号 : 同一車名、型式ごとに車検証の登録番号を申請台数分記入します。

(2) 通行経路表07

別記様式第2

通行経路表

(用紙A4)

07

通行予定回数



枚数順番号							
路線名	(出発地又は路線名)						(目的地)
	(交差点名)						
経路番号	交差点番号						
路線名	(出発地又は路線名)						(目的地)
	(交差点名)						
経路番号	交差点番号						
路線名	(出発地又は路線名)						(目的地)
	(交差点名)						
経路番号	交差点番号						
路線名	(出発地又は路線名)						(目的地)
	(交差点名)						
経路番号	交差点番号						
路線名	(出発地又は路線名)						(目的地)
	(交差点名)						
経路番号	交差点番号						

(注1) 出発地、目的地については、その地番を記載すること。
 (注2) 路線名については、經由道路の路線名をすべて記載すること。

枚数順番号 : 複数枚にわたる場合に、通し番号を記入します。

路線名

- ・ 出発地又は路線名 : 出発地および目的地は地番のほか会社名または 埠頭等具体的に記入します。路線名については、經由するすべての路線名、路線番号を記入します。なお、通行経路の中間に港湾道路、フェリー区間等の道路法以外の道路がある場合でも、一つの経路とすることができます。この場合、路線名欄には港湾道路、フェリーと記入します。高速自動車国道等を自由走行できる車種の場合であっても、經由道路として記入します。

- ・ 交差点名 : 路線名が変わるごとに交差点の名称を記入します。交差点名がない場合は記入しません。(「道路情報便覧」等参照)

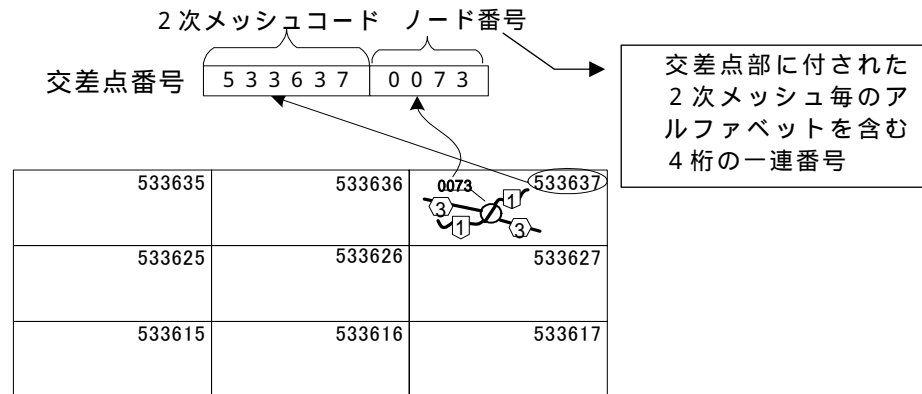
経路番号 : 申請書の通行経路記入欄の通し番号をその経路の最初の行のみに記入します。

- ・ 交差点番号 : 道路情報便覧付図から道路情報便覧に情報が収録されている交差点箇所に付された番号を記入します。通常、交差点番号は当該交差点が所属する区域(2次メッシュ)に付された番号と交差点箇所に付された番号を組み合わせた構成となっています(次頁の構成による。)

また、通行経路の途中に道路法適用外の区間(港湾道路、フェリー区間)または道路情報便覧付図に収録されていない道路がある場合には「999999」と記入します。

通行予定回数 : 通行経路ごとに予定される通行回数を最初の欄にのみ記入します。

道路情報便覧付図における交差点番号の構成



<省略できる例>

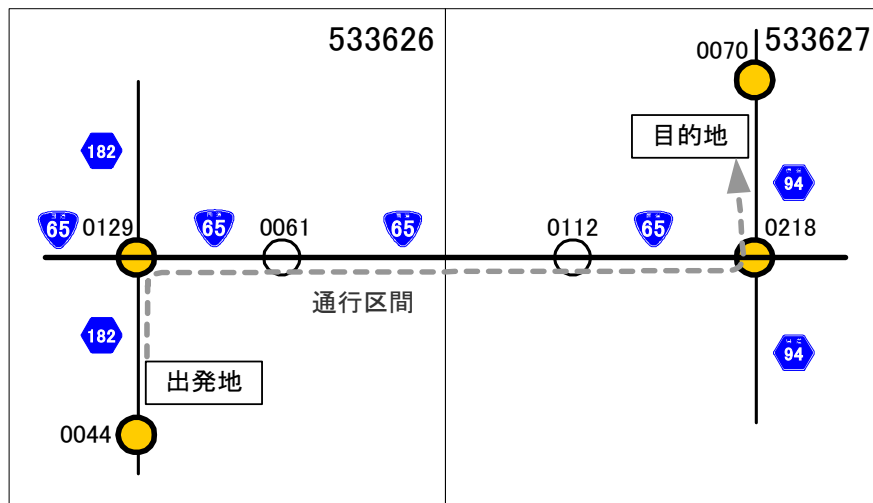
交差点番号	5336370073	5336370110	5336370223	5336261021
	5336370073	0110	0223	5336261021

下段は省略した場合(右詰で記入)

交差点番号記入に関する注意事項(1)

通行経路表に交差点番号を記入する際は、出発地交差点番号から順次通行経路をたどってゆき、原則として路線が変わるごとに交差点番号を指定します。最後に目的地交差点番号を記入してひとつの経路を指定します。このため、同一路線を通行(通過)する場合は、途中の交差点番号は省略することができます。

なお、出発地あるいは目的地が便覧収録路線に面し、かつ近傍に交差点箇所がない場合は、審査を正しく行うために出発地あるいは目的地を通過する位置に存在する交差点箇所の番号を記入します(次頁図参照)。



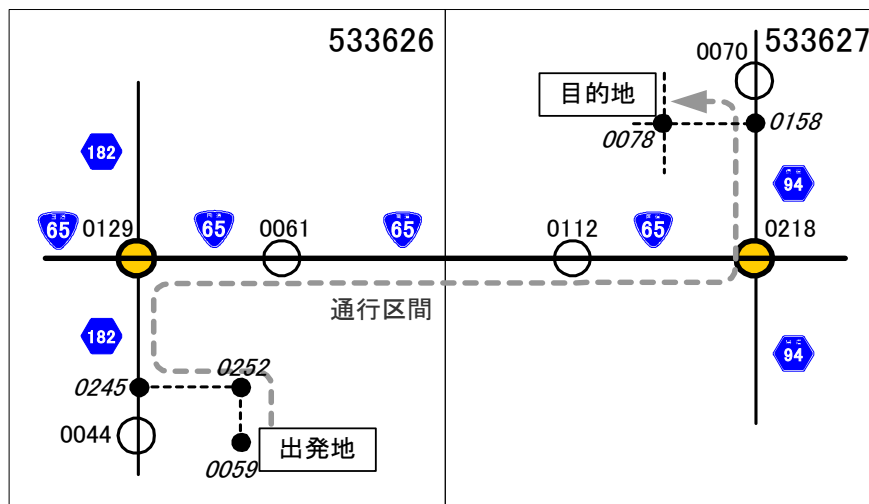
● : 記入が必要な交差点箇所

○ : 記入が不要な交差点箇所

< 記入する交差点番号 >

5336260044	5336260129	5336270218	5336270070
------------	------------	------------	------------

なお、出発地あるいは目的地が便覧未収録路線に面し、かつ近傍に便覧未収録交差点箇所がある場合は、下図のように便覧未収録交差点を利用し、出発地あるいは目的地と便覧収録路線との間の通行区間を指定します。



● : 記入が必要な交差点箇所

● : 記入が必要な便覧未収録交差点箇所

○ : 記入が不要な交差点箇所

—— : 便覧収録路線

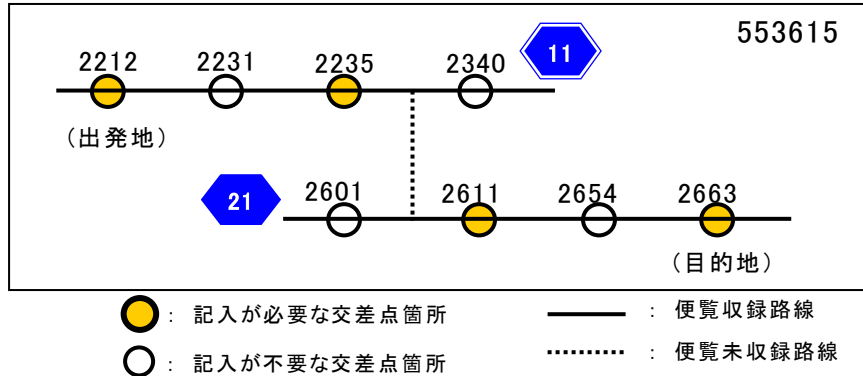
..... : 便覧未収録路線

< 記入する交差点番号 >

5336260059	5336260252	5336260245	5336260129
5336270218	5336270158	5336270078	

☞ 交差点番号記入に関する注意事項（2）

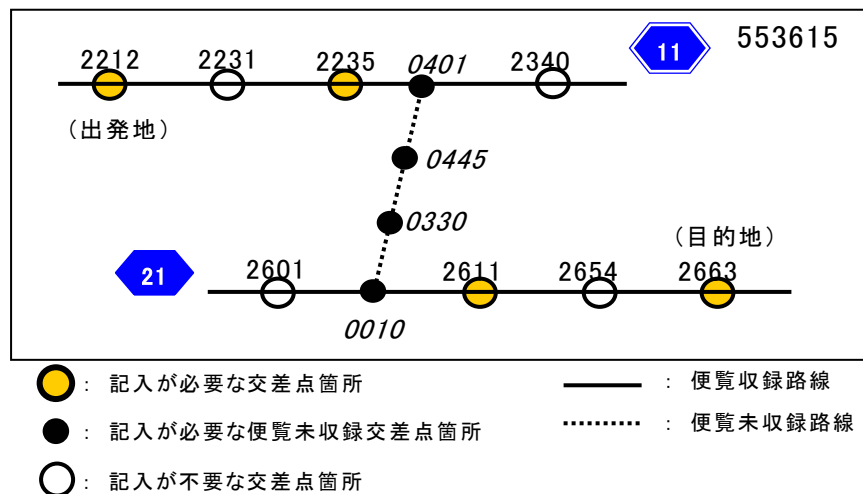
出発地から目的地までの間で便覧未収録路線を通過する場合は、便覧未収録路線に分岐する交差点箇所または便覧未収録路線の接続するスパンに係る交差点箇所のうち、出発地からみて手前に位置する箇所の交差点番号を記入し、次に“999999”を記入します。その後、便覧収録路線に戻る位置の交差点箇所または便覧未収録路線の接続するスパンに係る交差点箇所うち、目的地からみて手前に位置する箇所の交差点番号を記入します（下図参照）。



< 記入する交差点番号 >

5536152212	5536152335	999999	5536152611
5536152663			

なお、便覧収録路線と便覧未収録路線の交点に便覧未収録交差点が設定されている場合は、当該交差点番号を記入します。また、通過する便覧未収録路線上に便覧未収録交差点箇所が設定されている場合は、該当箇所の交差点番号を全て記入します。



< 記入する交差点番号 >

5536152212	5536152235	5536150401	5536150445
5536150330	5536150010	5536152611	5536152663

(3) 通行経路図



通行経路を太線で表示するとともに、出発地および目的地を明示し、いずれもボールペン等の修正できないもので記入します。各ルートに通行経路表の経路番号を付記します。

☞通行経路図作成上の注意事項

- ☑縮尺は原則として30万分の1の地図を使用します。ただし、通行経路の中間部分が明示できる場合は、30万分の1未満の縮尺の地図（例えば210万分の1）を使用することができます。また、30万分の1の地図で経路が明示できない場合は、30万分の1を超える縮尺の地図（例えば、5万分の1）等を使用します。
- ☑「特殊車両オンラインシステム」にて作成した通行経路図や（財）日本道路交通情報センター発行の「道路地図車両制限令用」など特殊車両通行許可申請用として製作された地図に限ります。
- ☑出発地（目的地）およびルート数を図面の隅等に記入します。
- ☑市販されている地図を無断で複製して使用することは、法律（測量法・著作権法）で禁じられています。
- ☑車両携帯用通行経路図は、通行経路図を基に複製したものでも構いません。
- ☑道路情報便覧に収録されていない路線を通行するときには、その箇所が分かる地図を添付します。

(4) 車両の諸元に関する説明書01

複数軸種申請の場合、車両の諸元に関する説明書 01 は軸種毎に作成する必要があります。(P.14 参照)

別記様式第1 (用紙A4) 01

車両の諸元に関する説明書

受付許可番号	通行区分 1.片道 2.往復	事業区分 1.路線 2.区域 3.その他A 4.その他B	通行開始終了日		積載貨物品名コード (コードについては 裏面の表による)	車種区分			車両台数		基本通行条件		
			開始 月 日	終了 月 日		車両の種類	軸種	車両分類 1.一般 2.新規 4.ハン型 3.適合 5.背高	トラック トラクタ	トレーラ	高さ	長さ	重量
申請区分 1.新規 2.更新 3.変更					分類 品名						0.ナシ 5.無記	0.ナシ 1.A 5.無記	0.ナシ 1.A 2.B 4.D 5.無記

車種区分のコード表

車両の種類 内容	コード	軸種コード			
		1	2	3	4
トラック	1	①軸数:2軸,前1軸	②軸数:3軸,前1軸	③軸数:3軸,前2軸	④軸数:4軸,前2軸
	2	形式図	形式図	形式図	形式図
トレーラ	3	①軸数:3軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後2軸	②軸数:4軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後2軸	③軸数:4軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後3軸	
	4	形式図	形式図	形式図	
セミトレーラ	5	④軸数:4軸,トラクタ,前2軸 トレーラ,後1軸	⑤軸数:5軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後2軸	⑥軸数:5軸,トラクタ,前2軸 トレーラ,後2軸	
	6	形式図	形式図	形式図	
フルトレーラ	7	⑦軸数:5軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後2軸	⑧軸数:6軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後3軸	⑨軸数:6軸,トラクタ,前2軸 トレーラ,後3軸	
	8	形式図	形式図	形式図	
その他	9	⑩軸数:4軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後1軸	⑪軸数:5軸,トラクタ,前1軸 トレーラ,後1軸	⑫軸数:5軸,トラクタ,前2軸 トレーラ,後1軸	
	10	形式図	形式図	形式図	

H
B
G
最外輪中心間距離 (G)

車両番号 _____

車両型式 _____

裏面

積載貨物品名コード表

分類	コード	品名	コード	分類	コード	品名	コード	分類	コード	品名	コード
車両(自走式)	01	トラッククレーン	01	コンクリート製品	05	コンクリート橋桁	01	木	09	原木	01
		トラッククレーン以外の建設機械	02			コンクリート枕	02			製材品	02
		バス	03			プレハブ建築部材	03			植木	03
		オフロードダンプ	04			電柱	04			その他	04
		電源車	05			ボックスカルバート	05				
		空車	06			ヒューム管	06				
		その他	07			その他	07				
トラック等積載	02	建設機械	01	機械製品	06	産業機械(プラント機械、工作機械、金属加工機械、機械架台等)	01	食料品	10	農産物	01
		商品自動車	02			保線用機器	02			水産物	02
		電源車体	03			回転炉等	03			飼料	03
		その他	04			その他(タンク、溶接機)				その他	04
コンテナ	03	海上コンテナ(ボックス)	01	石油製品	07	揮発油(ガソリン、軽油、灯油等)	01	その他	11	雑貨	01
		海上コンテナ(タンク)	02			液化製品(LPGガス、水素、酸素等)	02			セメント	02
		国内コンテナ	03			その他(フェノール、ポリエステル樹脂、澱粉粉末添加剤、石油化学製品等)	03			ロールペーパー(巻紙)	03
		国鉄コンテナ	04							その他	04
鋼製品	04	鋼橋桁等	01	電気製品	08	発電機	01	空	12		00
		鋼管	02			変圧器等	02				
		鋼矢板	03			ポンプ	03				
		レール	04			送風機	04				
		形鋼(H型、アルミ、鉄管等)	05			電線ケーブル、ドラム	05				
		厚板(鋼、アルミ)	06			家電製品	06				
		コイル(鋼、アルミ)	07			その他	07				
		その他(鋼製容器、鋳鍛鋼品等)	08								

受付許可番号 : 申請者は記入しません。(道路管理者が記入します。)
申請区分 : 該当するコード番号を記入します。
通行区分 : 該当するコード番号を記入します。
事業区分 : 該当するコード番号を記入します。
通行開始終了月日 : 申請書と同じ月日を記入します。
積載貨物品名コード : 「積載貨物品名コード表」から、該当するコード番号を記入します。

車種区分

・車両の種類・軸種 : 当該説明書内の「車種区分のコード表」より、該当するコード番号を記入します。
・車両分類 : 該当するコード番号を記入します。
車両台数 : トラック・トラクタおよびトレーラ台数を記入します。
基本通行条件 : 新規開発車両の場合に新規開発車両設計製作基準適合証明書に記載されている通行条件に該当するコード番号を記入します。
(新規開発車両以外の場合は記入しません。)
車種区分のコード表 : 該当する車両の種類、軸種コードを丸で囲みます。
車両番号、車両型式 : 申請書の「車両番号等」、「車名及び型式」欄と同様に記入します。

(5) 車両の諸元に関する説明書02

複数軸種申請の場合、車両の諸元に関する説明書 02 は軸種毎に作成する必要があります。(P.14 参照)

- (注1) 車種区分のコード表は該当する番号を○で囲むこと。
- (注2) 総重量説明表のうち積載物の欄には、フルトレーラの場合については前部、後部別に、その他の場合については前部に記入すること。なお建設機械用車両は未記入とする。
- (注3) 包括申請の場合は別記様式第1の2に車両ごとに記入するとともに、合成車両の車両諸元は申請にかかる全車両の車両諸元中車両の幅、高さ、長さ総重量及び最大軸重が最大のもの、また最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重輪最外輪中心間距離が最小のものとして、総重量説明表の小計及び合計欄並びに車両諸元表の上欄のみに、トラック及びトレーラごとに諸元を記入する。

02

総重量説明表	自 重				(注2) 積 載 物 重 量			合 計
	トラック・トラクタ 自重	乗員(人)	トレーラ自重	小 計	前 部	後 部	小 計	
t	t	t	t	t	t	t	t	t
.

車両諸元表	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重輪 最外輪中心間距離		
	cm	cm	cm	t	cm	cm	cm		
各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

車両諸元表	軸 重	A軸 (輪数)	B軸 (輪数)	C軸 (輪数)	D軸 (輪数)	E軸 (輪数)	F軸 (輪数)	合 計
		自重+乗員	t	t	t	t	t	t
積載物
計								
輪 荷 重								
最外輪中心間距離(G)コード (G3-Tは裏面の表による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

電算審査で包括申請の場合は省略しても構いません。

自 重

・トラック・トラクタ : 該当する車両を丸で囲み、車検証の車両重量を記入します。

自 重

・乗 員 (人) : (人) 内に乗員を記入し、1人当たり55kgを乗じた重量をトンで記入します。

(重量の記載例: 1人(0.06t)、2人(0.11t)、3人(0.17t))

・トレーラ自重 : 車検証の車両重量を記入します。

小 計

: トラック・トラクタ自重、乗員およびトレーラ自重の合計を記入します。

積載物重量

・前 部 : 積載物重量を記入します。

・後 部 : フルトレーラの場合にのみ、後部の積載物重量を記入します。

小 計

: 前部と後部の合計を記入します。

合 計

: 自重小計と積載物重量小計を合計して記入します。

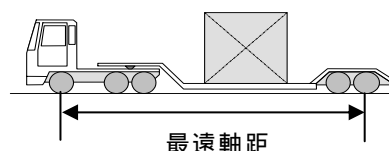
幅、高さ、長さ

: 貨物を積載した状況の寸法を記入します。なお、連結車の場合は、連結した状態の寸法を記入します。

最大軸重

: 積載物軸重計算方法(参考-9参照)等により計算した各軸重のうち最大値を記入します。

最遠軸距 : 最前軸から最後軸までの距離を車両四面図等から記入します。連結車の場合は、連結した状態の距離を記入します。



最小隣接軸距 : 隣り合う軸間距離のうち最小値を車両四面図等から記入します。

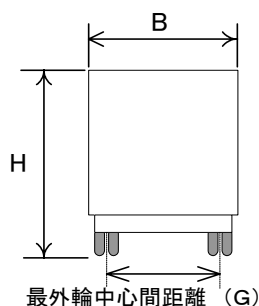
最大軸重軸最外輪中心間距離 : 軸重が最大となる軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から中心間距離

各軸の軸間距離および荷重点等の距離 : 車種区分コード表から該当する距離を車両四面図等から記入

荷重分布表

- ・ 輪 数 : 各軸の輪数 (ダブルタイヤ (P.23参照) は1輪とします。) を記入します。
- ・ 自重 + 乗員 : 車検証から該当する軸重を記入します。(乗員を含まない値を記入)
- ・ 積載物 : 未記入とします。
- ・ 計 : 未記入とします。
- ・ 輪荷重 : 未記入とします。
- ・ 最外輪中心間距離 (G) : 各軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から求め、下記の最外輪中心間距離 (G) コード表のコード番号を記入します。

最外輪中心間距離 (G) コード表



最外輪中心間距離 (G)	コード
200cm以下	1
201cm ~ 225cm	2
226cm ~ 250cm	3
251cm ~ 275cm	4
276cm ~ 300cm	5

☞ 包括申請を行うときの注意事項

包括申請の場合、総重量説明表 (トラック・トラクタ自重、乗員、トレーラ自重、積載物重量)、車両諸元表 (幅、高さ、長さ、最大軸重、最遠軸距、最小隣接軸距、最大軸重軸最外輪中心間距離) および荷重分布表 (計、輪荷重) の各欄には「合成値」 (P.4参照) を記入します。

なお、各軸の軸間距離および荷重点等の距離と荷重分布表は記入しません。

(6) 車両の諸元に関する説明書(包括用) 03、04

車両の諸元に関する説明書(包括用) 03、04は、包括申請の場合のみ必要な書類となっています。また、複数軸種申請の場合、軸種毎に作成する必要があります。(P.14参照)

別記様式第1の2の1

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)
03

(トラック
トラクタ
トレーラ)

整理番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪中心間軸距
	トラック・トラクタ トレーラ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
	t	t	t	t	cm	cm	cm	t	cm	cm	cm
	.	.						.			
	.	.						.			
(合成値)	t	t	t	t	cm	cm	cm	t	cm	cm	cm
	.	.						.			

- (注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック
トラクタ
トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
(注2) 車両諸元表のL1.....L10は、別記様式第1の車種分類の図により記入すること。

- (注3) 連結車の場合は、トラクタについては、車両長の欄は第5輪又はピントルフック(以下「連結部」という。)より車両の先端までを、最遠軸距の欄は連結部より最前軸までの距離を記入する。トレーラについては、車両長の欄は連結部より車両の後端までを、最遠軸距の欄は、連結部より最後軸までの距離を記入する。
(注4) 本様式の最下欄には、合成車両による値を記入し、2枚以上にわたる場合には最終のもののみ記入すること。
合成の方法は、別記様式第1(注3)によるものとし車両諸元表並びに荷重分布表の軸重の計、輪荷重及び軸重の合計の欄について記入すること。
なお、セミトレーラの場合、別記様式第1の総重量説明表の自重の小計欄に、トラクタ及びトレーラの合成車両の荷重分布表の自重+乗員の合計の和を、同積載物の小計欄にトレーラの合成車両の荷重分布表の積載物の合計を記入すること。
(注5) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。
(注6) 合成値欄の車両自重、積載物重量、車両諸元及び最大軸重は最大値を記入する。
(注7) 合成値欄の最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重最外輪中心間距離は最小値を記入する。

(トラック
トラクタ
トレーラ)

04

整理番号	各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

【車両の諸元に関する説明書（包括用）03】

型式ごとに下記の事項を記入します。連結車の場合、トラクタとトレーラは別の用紙とします。

表題 : トラック、トラクタ、トレーラのうち該当する車両を丸で囲みます。

整理番号 : 型式ごとに車両内訳書の整理番号に合わせた通し番号を記入します。

車両自重

・トラック・トラクタ : 該当する車両を丸で囲み、車検証の車両重量を記入します。

トレーラ

・乗員 : 乗員を1人55kgとして計算した重量をトンで記入します。
(重量の記載例: 1人(0.06t)、2人(0.11t)、3人(0.17t))

積載物重量

・前部 : トラックおよびトレーラの積載物重量を記入します。

・後部 : フルトレーラの場合に、後部の積載物重量を記入します。

車両諸元

・幅、高さ、長さ : 貨物を積載した状態の寸法を記入します。なお、トラクタの長さは最前部から連結部、トレーラの長さは、連結部から最後部とします。

最大軸重 : 未記入とします。

最遠軸距 : 未記入とします。

最小隣接軸距 : 未記入とします。

最大軸重軸最外輪 : 未記入とします。

中心間距離

合成値 : 複数の組合せとなる場合、車両自重、積載物重量、車両諸元および最大軸重は組合せの最大値を、最遠軸距、最小隣接軸距、最大軸重軸最外輪中心間距離は組合せの最小値を記入します。

【車両の諸元に関する説明書（包括用）04】

型式ごとに下記の事項を記入します。

連結車の場合、トラクタとトレーラは別の用紙とします。

表題 : トラック、トラクタ、トレーラのうち該当する車両を丸で囲みます。

整理番号 : 型式ごとに車両内訳書の整理番号に合わせ、通し番号を記入します。

各軸の軸間距離および荷重点等の距離 : 車種区分コード表から該当する距離を車両四面図等から記入します。

(7) 車両の諸元に関する説明書 (包括用) 05、06

車両の諸元に関する説明書 (包括用) 05、06は、包括申請の場合のみ必要な書類となっています。また、複数軸種申請の場合、軸種毎に作成する必要があります。(P.14参照)

別記様式第1の2の2

車両の諸元に関する説明書 (包括用)

(用紙A4)

05

(トラック
トラクタ
トレーラ)

整理番号	A 軸 (輪数輪)					B 軸 (輪数輪)					C 軸 (輪数輪)				
	空車時自重+乗員	積載物	計	輪荷重	Gコード	空車時自重+乗員	積載物	計	輪荷重	Gコード	空車時自重+乗員	積載物	計	輪荷重	Gコード
	t	t	t	t		t	t	t	t		t	t	t	t	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>

合成値

t	t
.	.

t	t
.	.

t	t
.	.

- (注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック、トラクタ、トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
- (注2) 乗員についてはトラクタのA軸に加算し記入する。(電算を希望する場合は除く。)
- (注3) セミトレーラのトレーラの場合は、第5輪荷重をA軸の欄に記入し、セミトレーラのトラクタの場合は、トレーラの第5輪荷重のうち最大のものによる軸重を積載物による軸重の欄に記入すること。(この場合トレーラの自重の第5輪荷重を加算したものとする。但し、電算希望する場合は除く。)
- (注4) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。

(トラック
トラクタ
トレーラ)

06

整理番号	D 軸 (輪数輪)					E 軸 (輪数輪)					F 軸 (輪数輪)					合計	
	空車時自重+乗員	積載物	計	輪荷重	Gコード	空車時自重+乗員	積載物	計	輪荷重	Gコード	空車時自重+乗員	積載物	計	輪荷重	Gコード	自重	積載物
1	t	t	t	t		t	t	t	t		t	t	t	t		t	t
2					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	.	.
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		

合成値

t	t
.	.

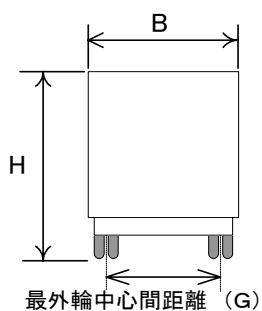
t	t
.	.

t	t
.	.

t	t
.	.

型式ごとに下記の事項を記入します。連結車の場合、トラクタとトレーラは別の用紙とします。

- 表 題 : トラック、トラクタ、トレーラのうち該当する車両を丸で囲みます。
- 整理番号 : 型式ごとに車両内訳書の整理番号に合わせた通し番号を記入します。
- 輪 数 : 各軸の輪数を記入します。(ダブルタイヤ(P.23参照)は1輪とします。)
- 空車時自重 + 乗員 : 車検証から該当する軸重を記入します。(乗員を除く値を記入)
- 積載物 : 未記入とします。
- 計 : 未記入とします。
- 輪荷重 : 未記入とします。
- 最外輪中心間距離 (G) コード : 各軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から求め、下記の最外輪中心間距離 (G) コード表のコード番号を記入します。



最外輪中心間距離(G)コード表

最外輪中心間距離 (G)	コード
200cm以下	1
201cm ~ 225cm	2
226cm ~ 250cm	3
251cm ~ 275cm	4
276cm ~ 300cm	5

- 合成値 : 未記入とします。
- 合 計 : 未記入とします。

4 申請書類の作成例

4.1 新規申請

(1) 普通申請

重セミトレーラ（トラクタ3軸、トレーラ2軸）の例
 特殊車両通行許可・認定申請書

様式第一

(用紙A4)

	受付番号																						
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>特殊車両通行</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 許 可 </div> <p>認定</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>申請書 (新規)</p> </div> </div>																							
道路管理者	平成 17 年 1 月 7 日																						
国土交通省関東地方整備局長 殿																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通行開始日</td> <td style="width: 40%;">平成 17 年 2 月 1 日</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">〒 2 4 0 - 0 0 2 6</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成 18 年 1 月 31 日</td> <td></td> </tr> </table>	通行開始日	平成 17 年 2 月 1 日	〒 2 4 0 - 0 0 2 6	通行終了日	平成 18 年 1 月 31 日		住 所 横浜市保土ヶ谷区権太坂〇〇〇 会社名・氏名 株式会社 〇 〇 〇 代表取締役 代表者名 横浜 太郎 TEL 045-210-〇〇〇〇 担当者名 横浜 次郎 TEL 045-210-〇〇〇〇 事業区分 その他A																
通行開始日	平成 17 年 2 月 1 日	〒 2 4 0 - 0 0 2 6																					
通行終了日	平成 18 年 1 月 31 日																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">車種区分</td> <td style="width: 70%;">セミトレーラ (重セミ)</td> </tr> <tr> <td>車両番号等</td> <td>車名及び型式</td> </tr> <tr> <td>相模11き 5040 他 台</td> <td>〇〇 W-CW620GNT</td> </tr> <tr> <td>相模11こ 2750 他 台</td> <td>〇〇 TD322-10</td> </tr> </table>	車種区分	セミトレーラ (重セミ)	車両番号等	車名及び型式	相模11き 5040 他 台	〇〇 W-CW620GNT	相模11こ 2750 他 台	〇〇 TD322-10	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">積載 貨物</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">幅</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">高さ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">長さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300 cm</td> <td style="text-align: center;">280 cm</td> <td style="text-align: center;">480 cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">品名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">建設機械</td> </tr> </table>	積載 貨物	幅	高さ	長さ	300 cm	280 cm	480 cm		品名	建設機械				
車種区分	セミトレーラ (重セミ)																						
車両番号等	車名及び型式																						
相模11き 5040 他 台	〇〇 W-CW620GNT																						
相模11こ 2750 他 台	〇〇 TD322-10																						
積載 貨物	幅	高さ	長さ																				
	300 cm	280 cm	480 cm																				
	品名	建設機械																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">軸種数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1</td> </tr> </table>	軸種数	1																					
軸種数	1																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center;">車 両 諸 元</td> <td style="width: 15%;">総重量</td> <td style="width: 15%;">最遠軸距</td> <td style="width: 15%;">最小隣接軸距</td> <td style="width: 15%;">隣接軸重</td> <td style="width: 30%;">長さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">39,730 kg</td> <td style="text-align: center;">1,505 cm</td> <td style="text-align: center;">120 cm</td> <td style="text-align: center;">19,440 kg</td> <td style="text-align: center;">1,654 cm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅</td> <td style="text-align: center;">高さ</td> <td style="text-align: center;">最小回転半径</td> <td style="text-align: center;">最大軸重</td> <td style="text-align: center;">最大輪荷重</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">319 cm</td> <td style="text-align: center;">380 cm</td> <td style="text-align: center;">1,190 cm</td> <td style="text-align: center;">9,720 kg</td> <td style="text-align: center;">3,860 kg</td> </tr> </table>	車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ	39,730 kg	1,505 cm	120 cm	19,440 kg	1,654 cm	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重		319 cm	380 cm	1,190 cm	9,720 kg	3,860 kg	
車 両 諸 元		総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ																	
		39,730 kg	1,505 cm	120 cm	19,440 kg	1,654 cm																	
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重																		
	319 cm	380 cm	1,190 cm	9,720 kg	3,860 kg																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通行区分</td> <td style="width: 30%;">往復</td> <td style="width: 20%;">通行経路数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">4</td> </tr> </table>	通行区分	往復	通行経路数	4																			
通行区分	往復	通行経路数	4																				
更新又は変更経緯																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請内容</td> <td style="width: 15%;">年月日</td> <td style="width: 15%;">許可番号</td> <td style="width: 15%;">車両台数</td> <td style="width: 15%;">総通行経路数</td> <td style="width: 30%;">変更事由</td> </tr> <tr> <td>新規時</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>前回</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> </table>	申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由	新規時			/			前回			/							
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由																		
新規時			/																				
前回			/																				

付属書類

(a) 車両の諸元に関する説明書01、02

別記様式第1

車両の諸元に関する説明書

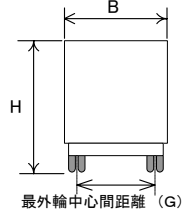
(用紙A4)

01

受付許可番号	通行区分 1.片道 2.往復	事業区分 1.路線 2.区域 3.その他A 4.その他B	通行開始終了月日 開始 2月 1日 終了 1月 31日	積載貨物品名コード (コードについては裏面の表による) 分類 02 品名 01	車種区分 車両の種類 3 軸種 5 車両分類 1	車両台数 トラック 1 トレーラ 1	基本通行条件 高さ 0.ナン 5.無記 長さ 0.ナン 1.A 1.A 2.B 5.無記 重量 0.ナン 3.C 1.A 4.D 2.B 5.無記
申請区分 1.新規 2.更新 3.変更	1	2	3				

車種区分のコード表

車種の種類 内容	コード	軸種コード			
		1	2	3	4
トラック	1	①軸数:2軸 前1軸	②軸数:3軸 前1軸	③軸数:3軸 前2軸	④軸数:4軸 前2軸
トレーラ	2				
③	3	①軸数:2軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後1軸	②軸数:2軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後2軸	③軸数:4軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後1軸	
④	4	④軸数:4軸 トラクタ:前2軸 トレーラ:後1軸	⑤軸数:5軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後2軸	⑥軸数:5軸 トラクタ:前2軸 トレーラ:後2軸	
⑤	5				
⑥	6	⑦軸数:5軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後3軸	⑧軸数:6軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後3軸	⑨軸数:6軸 トラクタ:前2軸 トレーラ:後3軸	
⑦	7	①軸数:4軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後1軸	②軸数:5軸 トラクタ:前1軸 トレーラ:後1軸	③軸数:5軸 トラクタ:前2軸 トレーラ:後1軸	



車両番号 _____
車両型式 _____

- (注1) 車種区分のコード表は該当する番号を○で囲むこと。
- (注2) 総重量説明表のうち積載物の欄には、フルトレーラの場合については前部、後部別に、その他の場合については前部に記入すること。なお建設機械用車両は未記入とする。
- (注3) 包括申請の場合は別記様式第1の2に車両ごとに記入するとともに、合成車両の車両諸元は申請にかかる全車両の車両諸元中車両の幅、高さ、長さ総重量及び最大軸重が最大のもの、また最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重最外輪中心間距離が最小のものの値として、総重量説明表の小計及び合計欄並びに車両諸元表の上欄のみに、トラック及びトレーラごとに諸元を記入する。

02

総重量説明表	自重				(注2) 積載物重量			合計					
	トラック・トレーラ 自重	乗員(3人)	トレーラ自重	小計	前部	後部	小計						
	t 8.64	t .17	t 12.92	t 21.73	t 18.00	t	t 18.00	t 39.73					
車両諸元表	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪中心間距離						
	cm 319	cm 380	cm 1,654	t 9.72	cm 1,505	cm 120	cm 276						
	各軸の軸間距離および荷重点等の距離												
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10			
	cm 360	cm 351	cm 1,154	cm 450	cm 130	cm 65	cm 120	cm 60	cm 1,094	cm			
車両諸元表	A軸 (輪数 2輪)		B軸 (輪数 2輪)		C軸 (輪数 2輪)		D軸 (輪数 4輪)		E軸 (輪数 4輪)		F軸 (輪数 輪)		合計
	自重+乗員		t 4.55		t 2.11		t 1.98		t 4.42		t 4.42		t
	積載物												
	計												
輪荷重													
最外輪中心間距離(G)コード (Gコードは裏面の表による)		2		1		1		5		5			

(b) 通行経路表07

別記様式第2

通行経路表

(用紙A4)

07

枚数順番号		1					通行予定回数 ↓
路線名	(出発地又は路線名) 綾瀬市本蓼川〇〇 〇〇(株)	神奈川主地45号	一般国道467号	一般国道246号(07)	(目的地)		
経路番号	(交差点名)	5339130100	5339130109	一ノ関	山王原東	20	
経路番号	交差点番号	5339130100	5339130109	5339130277	5339131344	20	
路線名	(出発地又は路線名) 一般国道246号	神奈川主地56号	一般国道16号	(目的地)			
経路番号	(交差点名)	目黒	公所	橋本	相模原市西橋本〇 〇〇(株)		
経路番号	交差点番号	5539130336	5539232128	5339320906			
路線名	(出発地又は路線名) 綾瀬市本蓼川〇〇 〇〇(株)	神奈川主地45号	一般国道467号	神奈川主地43号	(目的地)		
経路番号	(交差点名)		白旗	羽鳥			
経路番号	交差点番号	5339130100	5339130109	5339030110	5339030107	20	
路線名	(出発地又は路線名) 神奈川主地43号(01)	神奈川主地44号(01)	一般国道1号(11)	一般国道1号	(目的地)		
経路番号	(交差点名)	四ツ谷	茅ヶ崎西インター	二宮	小田原市酒匂〇〇 〇〇(株)		
経路番号	交差点番号	5339031328	5339030094	5239730258	5239720442		
路線名	(出発地又は路線名) 一般国道1号(03)				(目的地)		
経路番号	(交差点名)	連歌橋					
経路番号	交差点番号	5239710054					
路線名	(出発地又は路線名)				(目的地)		
経路番号	(交差点名)						
経路番号	交差点番号						

(注1) 出発地、目的地については、その地番を記載すること。
 (注2) 路線名については、經由道路の路線名をすべて記載すること。

(c) 通行経路図



(d) 車検証の写し

番号 01837 自動車検査証 平成12年11月9日 関東運輸局 神奈川県陸運支局

自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別/適否	車体の形状			
相模 11 き 5040		平成 8年11月14日	平成 8年11月	普通	貨物	事業用	トラクタ			
車名		型式		乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量		
〇〇		W-CW620GNT		3[3]人		68090[18000]kg	8640kg	76895[26805]kg		
車台番号		原動機の型式		長さ	幅	高さ	燃料の種類	型式指定番号	型式指定番号	
CW620GNT00542		RF10		638cm	249cm	638cm	軽油			
所有者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇							前前軸重	4550 kg	
所有者の住所	神奈川県横浜市緑区池辺町〇〇 [7207]							前後軸重	— kg	
使用者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇							後前軸重	2110 kg	
使用者の住所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂〇〇 [1406 0256]							後後軸重	1980 kg	
使用の本拠の位置 自動車の所在する位置	神奈川県綾瀬市蓼川〇〇 [1312 0640]									
有効期間の満了する日	備 考									
平成 13年11月13日	[横浜], 継続検査, B ¥ 215,600, 使用車種規制(N O x) 適合									
年 月 日	* 保安基準緩和 * [認定年月日]平成8年11月00日[関東運輸局]136									
年 月 日	9 [緩和事項][04]車両総重量, [05]軸重[制限事項][00]保安上の									
年 月 日	制限事項なし., 最大積載量欄中括弧内は第5輪荷重を、括弧外はけん									
年 月 日	引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。									

番号 01825 自動車検査証 平成12年11月9日 関東運輸局 神奈川県陸運支局

自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別/適否	車体の形状			
相模 11 こ 2705		平成 8年11月14日	平成 8年11月	普通	貨物	事業用	セミトレーラ			
車名		型式		乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量		
〇〇		TD322-10		— 人		31000kg	12920kg	43920kg		
車台番号		原動機の型式		長さ	幅	高さ	燃料の種類	型式指定番号	型式指定番号	
神[42]〇2728神		—		1199cm	319cm	157cm	— KW	—	—	
所有者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇							前前軸重	— kg	
所有者の住所	神奈川県横浜市緑区池辺町〇〇 [7207]							前後軸重	— kg	
使用者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇							後前軸重	4420 kg	
使用者の住所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂〇〇 [1406 0256]							後後軸重	4420 kg	
使用の本拠の位置 自動車の所在する位置	神奈川県綾瀬市蓼川〇〇 [1312 0640]									
有効期間の満了する日	備 考									
平成 13年11月13日	[横浜], 継続検査									
年 月 日	* 保安基準緩和 * [認定年月日]平成8年11月00日[関東運輸局]1393									
年 月 日	[緩和事項][02]幅, [04]車両総重量, [05]軸重, [08]最小									
年 月 日	回転半径 [制限事項][31]積載物品は、最大物品等で分割不可能な単									
年 月 日	体物品であること., * けん引車 * ニッサンディーゼル W-CW620GNT									
年 月 日	, 三菱 W-FV414JR, 第5輪荷重18000KG以上のもの									

(2) 包括申請

バン型セミトレーラ（トラクタ2軸、トレーラ2軸）の例
特殊車両通行許可・認定申請書

様式第一

(用紙A4)

受付番号

特殊車両通行 許可 申請書 (新規)
認定

道路管理者

平成 16 年 9 月 10 日

国土交通省関東地方整備局長 殿

通行開始日	平成 16 年 10 月 1 日
通行終了日	平成 17 年 9 月 30 日

〒 1 0 4 - 0 0 4 1

住 所 東京都中央区新富〇〇

会社名・氏名 〇 〇 〇 株式会社

代表取締役

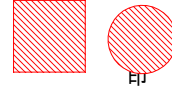
代表者名 東京 太郎

TEL 03-3210-〇〇〇〇

担当者名 東京 次郎

TEL 03-3210-〇〇〇〇

事業区分 路線



車種区分	セミトレーラ (バン型)
車両番号等	車名及び型式
春日部11か 277 他 2 台	〇〇〇 W-EXA72D
春日部11け 60 他 3 台	〇〇〇 FVA238H
軸種数	1

積 載 貨 物	幅	高 さ	長 さ
	cm	cm	cm
品名			

車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長 さ
		28,750 kg	1,168 cm	124 cm	14,330 kg
	幅	高 さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	249 cm	376 cm	1,030 cm	9,220 kg	4,610 kg

通行区分	往復	通行経路数	4
------	----	-------	---

更 新 又 は 変 更 経 緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変 更 事 由
新規時			/		
前 回			/		

付属書類

(a) 車両内訳書

別記様式 1

(用紙 A4)

車両内訳書

整理番号	役割	車名	型式	車両番号	備考
1	トラクタ		W - E X A 7 2 D	春日部 11 か 2 7 7	
2	トラクタ		W - F P 4 1 5 D R	春日部 11 か 5 7 6	
				春日部 11 か 4 7 0	
1	トレーラ		F V A 2 3 8 H	春日部 11 け 6 0	
				春日部 11 け 2 3	
				春日部 11 け 6 1	
2	トレーラ		T V 1 5 2 1	春日部 11 け 1 0 5	
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号は、車両の諸元に関する説明書の整理番号と一致させること。 ・ 役割は、トラック・トラクタ・トレーラのうちいずれかを記入すること。 ・ 同一の形式で道路運送車両の保安基準の緩和内容が異なる場合は、備考欄にその旨を明記すること。 ・ 海上コンテナ用セミトレーラ連結車については、備考欄に「適合車両」又は「経過措置車両の別」を記載すること。 					

(b) 車両の諸元に関する説明書 01、02

別記様式第1

車両の諸元に関する説明書

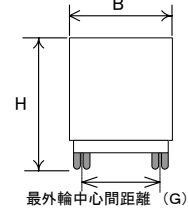
(用紙A4)

01

受付許可番号	通行区分 1片道 2往復	事業区分 1路線 2区域 3その他A 4その他B	通行開始終了月日 開始 10月 1日 終了 9月 30日	積載貨物品名コード (コードについては裏面の表による) 分類 品名 11 01	車種区分 車両の種類 軸種 車両分類 5 2 4	車両台数 トラック トラクタ トレーラ 3 4	基本通行条件 高さ 長さ 重量 0ナシ 0ナシ 0ナシ 3C 5無記 1A 1A 4D 5無記 2B 5無記
申請区分 1新規 2更新 3変更 1	2	2					

車種区分のコード表

車両の種類		軸種コード			
内 容	コード	1	2	3	4
トラック	1	①軸数:2軸 前1軸	②軸数:3軸 前1軸	③軸数:3軸 前2軸	④軸数:4軸 前2軸
	形式図				
トレーラ	2	形式図			
	3	①軸数:3軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後1軸	②軸数:4軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	③軸数:4軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	④軸数:4軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸
トレーラ	4	形式図			
	5	④軸数:4軸 トラクタ 前2軸 トレーラ 後2軸	⑤軸数:5軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑥軸数:5軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑦軸数:5軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸
トレーラ	6	形式図			
	7	⑦軸数:5軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑧軸数:6軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑨軸数:6軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑩軸数:6軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸
トレーラ	8	形式図			
	9	⑩軸数:6軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑪軸数:7軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑫軸数:7軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸	⑬軸数:7軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後2軸
トレーラ	10	形式図			
	11	⑭軸数:4軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後1軸	⑮軸数:5軸 トラクタ 前1軸 トレーラ 後1軸	⑯軸数:5軸 トラクタ 前2軸 トレーラ 後1軸	⑰軸数:5軸 トラクタ 前2軸 トレーラ 後1軸
トレーラ	12	形式図			
	13	形式図			



車両番号 春日部11か277 他2台
春日部11け60 他3台
車両型式 ○○○W-EXA72D
○○○FVA238H

- (注1) 車種区分のコード表は該当する番号を○で囲むこと。
 (注2) 総重量説明表のうち積載物の欄には、フルトレーラの場合については前部、後部別に、その他の場合については前部に記入すること。なお建設機械用車両は未記入とする。
 (注3) 包括申請の場合は別記様式第1の2に車両ごとに記入するとともに、合成車両の車両諸元は申請にかかる全車両の車両諸元中車両の幅、高さ、長さ総重量及び最大軸重が最大のもの、また最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重最外輪中心間距離が最小のものとして、総重量説明表の小計及び合計欄並びに車両諸元表の上欄のみに、トラクタ及びトレーラごとに諸元を記入する。

02

総重量説明表	自 重				(注2) 積 載 物 重 量			合 計		
	トラック・トレーラ 自重 t	乗員(3人) t	トレーラ自重 t	小 計 t	前 部 t	後 部 t	小 計 t			
	6.73	.11	9.16	16.00	12.75		12.75	28.75		
車両諸元表	幅 (B)	高さ (H)	長さ (L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重輪 最外輪中心間距離			
	249 cm	376 cm	1,532 cm	9.22 t	1,168 cm	124 cm	185 cm			
	各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
車両諸元表	軸 重	A軸 (輪数)	B軸 (輪数)	C軸 (輪数)	D軸 (輪数)	E軸 (輪数)	F軸 (輪数)	合 計		
		自重+乗員	t	t	t	t	t	t	t	
		積載物								
	計									
輪 荷 重	最外輪中心間 距離(G)コード (Gコードは裏面の表による)									

(c) 車両の諸元に関する説明書 03、04 (トラクタ)

別記様式第1の2の1

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)

03



整理番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪 中心間軸距
	トラクタ 乗員	トレーラ	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
1	t 6.73	t .11	t	t	cm 248	cm 315	cm 407	t	cm	cm	cm
2	6.73	.11			249	376	427				
合成値	t 6.73	t .11	t	t	cm 249	cm 376	cm 427	t	cm	cm	cm

(注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラクタ/トラクタ/トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
 (注2) 車両諸元表のL1………L10は、別記様式第1の車種分類の図により記入すること。

(注3) 連結車の場合は、トラクタについては、車両長の欄は第5輪又はピントルフック(以下「連結部」という。)より車両の先端までを、最遠軸距の欄は連結部より最前輪までの距離を記入する。トレーラについては、車両長の欄は連結部より車両の後端までを、最遠軸距の欄は、連結部より最後輪までの距離を記入する。

(注4) 本様式の最下欄には、合成車両による値を記入し、2枚以上にわたる場合には最終のものみに記入すること。合成の方法は、別記様式第1(注3)によるものとし車両諸元表並びに荷重分布表の軸重の計、軸荷重及び軸重の合計の欄について記入すること。

なお、セミトレーラの場合、別記様式第1の総重量説明表の自重の小計欄に、トラクタ及びトレーラの合成車両の荷重分布表の自重+乗員の合計の和を、同積載物の小計欄にトレーラの合成車両の荷重分布表の積載物の合計を記入すること。

(注5) 整理番号はトラクタ、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。
 (注6) 合成値欄の車両自重、積載物重量、車両諸元及び最大軸重は最大値を記入する。
 (注7) 合成値欄の最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重最外輪中心間距離は最小値を記入する。



04

整理番号	各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
1	cm 313	cm 264	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
2	316	278								

(d) 車両の諸元に関する説明書 05、06 (トラクタ)

別記様式第1の2の2

車両の諸元に関する説明書 (包括用)

(用紙A4)

05



整理番号	A 軸 (輪数 2輪)					B 軸 (輪数 2輪)					C 軸 (輪数 2輪)				
	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード
1	t 4.47	t	t	t	2	t 2.26	t	t	t	1	t	t	t	t	
2	4.55				2	2.18				1					
合成値					t	t			t	t			t	t	

- (注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック、トラクタ、トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
- (注2) 乗員についてはトラクタのA軸に加算し記入する。(電算を希望する場合は除く。)
- (注3) セミトレーラのトレーラの場合は、第5輪荷重をA軸の欄に記入し、セミトレーラのトラクタの場合は、トレーラの第5輪荷重のうち最大のものによる輪重を積載物による輪重の欄に記入すること。(この場合トレーラの自重の第5輪荷重を加算したものとする。但し、電算希望する場合は除く。)
- (注4) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。



06

整理番号	D 軸 (輪数 2輪)					E 軸 (輪数 2輪)					F 軸 (輪数 2輪)					合計	
	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	自重	積載物
1	t	t	t	t		t	t	t	t		t	t	t	t		t	t
2																	
合成値					t	t			t	t			t	t		t	t

(e) 車両の諸元に関する説明書 03、04 (トレーラ)

別記様式第1の2の1

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)

03

トラック
トラクタ
トレーラ

整理番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪 中心間軸距
	トラック・トラクタ トレーラ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
	t	t	t	t	cm	cm	cm				
1	9.13		12.75		249	374	1,097				
2	9.16		12.75		248	376	1,105				
合成値	t	t	t	t	cm	cm	cm	t	cm	cm	cm
	9.16		12.75		249	376	1,105				

(注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック
トラクタ
トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
(注2) 車両諸元表のL1………L10は、別記様式第1の車種分類の図により記入すること。

(注3) 連結車の場合は、トラクタについては、車両長の欄は第5輪又はビントルフック(以下「連結部」という。)より車両の先端までを、最遠軸距の欄は連結部より最前軸までの距離を記入する。トレーラについては、車両長の欄は連結部より車両の後端までを、最遠軸距の欄は、連結部より最後軸までの距離を記入する。
(注4) 本様式の最下欄には、合成車両による値を記入し、2枚以上にわたる場合には最終のものにのみ記入すること。
合成の方法は、別記様式第1(注3)によるものとし車両諸元並びに荷重分布表の軸重の計、輪荷重及び軸重の合計の欄について記入すること。
なお、セミトレーラの場合、別記様式第1の総重量説明表の自重の小計欄に、トラクタ及びトレーラの合成車両の荷重分布表の自重+乗員の合計の和を、同積載物の小計欄にトレーラの合成車両の荷重分布表の積載物の合計を記入すること。
(注5) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。
(注6) 合成値欄の車両自重、積載物重量、車両諸元及び最大軸重は最大値を記入する。
(注7) 合成値欄の最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重最外輪中心間距離は最小値を記入する。

04

トラック
トラクタ
トレーラ

整理番号	各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
1	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
			904	340	124	62	842			
2			910	320	130	65	845			

(g) 通行経路表 07

別記様式第2

通行経路表

(用紙A4)

07

通行予定回数



枚数順番号		1				
路線名	(出発地又は路線名) 八潮市西袋〇〇 〇〇(株)	埼玉主地54号	埼玉主地49号	東京主地49号	(目的地)	
経路番号	(交差点名)	八潮第三小前	吉町5丁目	西保木間		
1	交差点番号	5339562706	5339564354	5339563146	5339563147	10
路線名	(出発地又は路線名) 一般国道4号	東京主地316号	東京主地10号	東京主地319号(01)	(目的地)	
経路番号	(交差点名)	本町三丁目	江戸橋一丁目	木場五丁目	辰巳	
	交差点番号	5339461583	5339466666	5339363551	5339363109	
路線名	(出発地又は路線名) 一般国道357号	湾岸道路			(目的地) 江東区有明〇〇 〇〇埠頭	
経路番号	(交差点名)					
	交差点番号	5339361586				
路線名	(出発地又は路線名) 経路1に同じ	埼玉主地54号	埼玉主地49号	東京主地49号	(目的地)	
経路番号	(交差点名)	八潮第三小前	吉町5丁目	西保木間		
2	交差点番号	5339562706	5339564354	5339563146	5339563147	10
路線名	(出発地又は路線名) 一般国道4号	東京主地318号	一般国道14号	一般国道14号	(目的地)	
経路番号	(交差点名)	梅島陸橋	一之江一丁目	幕張インター	登戸	
	交差点番号	5339564090	5339472333	5340301419	5340301732	
路線名	(出発地又は路線名) 一般国道16号	一般国道16号			(目的地) 市原市姉崎海岸〇〇 〇〇(株)	
経路番号	(交差点名)	姉ヶ崎海岸				
	交差点番号	5340211138	5340100228			

(注1) 出発地、目的地については、その地番を記載すること。
 (注2) 路線名については、経由道路の路線名をすべて記載すること。

(h) 通行経路図



(i) 車検証の写し

番号 00380 自動車検査証 平成12年 8月17日 関東運輸局 埼玉県陸運支局長

自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別/通否	車体の形状	
春日部 11 か 576	平成9年 8月21日	平成9年 8月	普通	貨物	事業用	トラクタ	
車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
△ △	W-FP415DR	2 [2]人	32840[9000]kg	6730kg	33580[15840]kg		
車台番号	原動機の型式	長さ	幅	高さ	燃料の種類	型式指定番号	型式指定番号
FP415D640081	8DC9	572m	249cm	376cm	軽油		
所有者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社					前前軸重	
						4550	kg
所有者の住所	東京都港区六本木7丁目〇〇 [1303 0532]					前後軸重	
						—	kg
使用者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社					後前軸重	
						—	kg
使用者の住所	東京都中央区新富〇〇 [1302 0522]					後後軸重	
						2180	kg
使用の本拠の位置 自動車の所在する位置	埼玉県八潮市西袋〇〇 [1163 0159]						
有効期間の満了する日	備考						
平成13年 8月20日	[春日部]、再交付、ABS規制適合車、最大積載量欄中括弧内は第5輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量中括弧内は車両総重量を示す。						
年月日							
年月日							
年月日							
年月日							

番号 00653 自動車検査証 平成12年 8月17日 関東運輸局 埼玉県陸運支局長

自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別/通否	車体の形状	
春日部 11 け 105	平成9年 8月21日	平成9年 8月	普通	貨物	事業用	パンセミトラ	
車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
△ △	TV1521	— 人	16250kg	9160kg	25410kg		
車台番号	原動機の型式	長さ	幅	高さ	燃料の種類	型式指定番号	型式指定番号
TV1521—5266	—	1199cm	248cm	376cm	—		
所有者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社					前前軸重	
						—	kg
所有者の住所	東京都港区六本木〇〇 [1303 0532]					前後軸重	
						—	kg
使用者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社					後前軸重	
						3210	kg
使用者の住所	東京都中央区新富〇〇 [1302 0522]					後後軸重	
						3200	kg
使用の本拠の位置 自動車の所在する位置	埼玉県八潮市西袋〇〇 [1163 0159]						
有効期間の満了する日	備考						
平成13年 8月20日	[春日部]、構造等変更						
年月日	×けん引車※三菱 W-FP415DR, P-FP415DR						
年月日							
年月日							
年月日							

4.2 変更申請

(1) 申請者の住所変更が生じた場合

必要書類：特殊車両通行許可・認定申請書

変更申請は必ず前回申請を行った申請窓口で行うこととなります。この場合、記載内容に変更がない書類の提出は不要です。なお、他の申請窓口で行う場合は新規申請となります。

申請書の記入項目

変更と記入し、併せて変更理由「住所変更」を記入します。

新たな住所および通行開始・通行終了日を記入し、その他の記入箇所には、前回の申請内容と同じ内容を記入します。また、「更新又は変更経緯」の欄にも忘れずに記入して下さい。

様式第一

(用紙A4)

受付番号																							
特殊車両通行 許可 申請書 (変更 <住所変更>) 認定																							
道路管理者 国土交通省関東地方整備局長 殿	平成 17 年 3 月 4 日																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通行開始日</td> <td>平成 17 年 2 月 20 日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成 17 年 8 月 19 日</td> </tr> </table>	通行開始日	平成 17 年 2 月 20 日	通行終了日	平成 17 年 8 月 19 日	〒 1 3 5 - 0 0 3 3																		
通行開始日	平成 17 年 2 月 20 日																						
通行終了日	平成 17 年 8 月 19 日																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>車種区分</td> <td>建設機械 (新規)</td> </tr> <tr> <td>車両番号等</td> <td>車名及び型式</td> </tr> <tr> <td>足立99さ 1405 他 台</td> <td>〇〇 TR550</td> </tr> <tr> <td>他 台</td> <td></td> </tr> </table>	車種区分	建設機械 (新規)	車両番号等	車名及び型式	足立99さ 1405 他 台	〇〇 TR550	他 台		住 所 東京都江東区深川〇〇 会社名・氏名 〇〇〇 株式会社 代表取締役 代表者名 東京 太郎 TEL 03-3210-〇〇〇〇 担当者名 東京 次郎 TEL 03-3210-〇〇〇〇 事業区分 その他B														
車種区分	建設機械 (新規)																						
車両番号等	車名及び型式																						
足立99さ 1405 他 台	〇〇 TR550																						
他 台																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>軸種数</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	軸種数	1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">積載 貨物</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td>長さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	積載 貨物	幅	高さ	長さ	cm	cm	cm	品名												
軸種数	1																						
積載 貨物	幅	高さ	長さ																				
	cm	cm	cm																				
品名																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">車 両 諸 元</td> <td>総重量</td> <td>最遠軸距</td> <td>最小隣接軸距</td> <td>隣接軸重</td> <td>長さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37,690 kg</td> <td style="text-align: center;">485 cm</td> <td style="text-align: center;">485 cm</td> <td style="text-align: center;">37,690 kg</td> <td style="text-align: center;">1,193 cm</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td>最小回転半径</td> <td>最大軸重</td> <td>最大輪荷重</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">300 cm</td> <td style="text-align: center;">377 cm</td> <td style="text-align: center;">1,080 cm</td> <td style="text-align: center;">18,910 kg</td> <td style="text-align: center;">9,455 kg</td> </tr> </table>	車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ	37,690 kg	485 cm	485 cm	37,690 kg	1,193 cm	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重		300 cm	377 cm	1,080 cm	18,910 kg	9,455 kg	
車 両 諸 元		総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ																	
		37,690 kg	485 cm	485 cm	37,690 kg	1,193 cm																	
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重																		
	300 cm	377 cm	1,080 cm	18,910 kg	9,455 kg																		
通行区分	往復	通行経路数	2																				
更新又は変更経緯																							
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由																		
新規時	16.10.30	2345	1/	2	許可期間の変更																		
前回			/																				

(2) 車両の交換を行う場合

必要書類：特殊車両通行許可・認定申請書、車両内訳書

変更申請は必ず前回申請を行った申請窓口で行うこととなります。この場合、記載内容に変更がない書類の提出は不要です。なお、他の申請窓口で行う場合は新規申請となります。

申請書の記入項目

変更と記入し、併せて変更理由「車両交換」を記入します。

各記入箇所については、前回の申請内容と同じ内容を記入します。また、「更新又は変更経緯」の欄にも忘れずに記入して下さい。

様式第一

(用紙A4)

	受付番号																						
<p>特殊車両通行 許可 申請書 (変更<車両交換>)</p> <p style="text-align: center;">認定</p>																							
道路管理者 国土交通省関東地方整備局長 殿	平成 17 年 3 月 1 日																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通行開始日</td> <td>平成 16 年 10 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成 17 年 9 月 30 日</td> </tr> </table>	通行開始日	平成 16 年 10 月 1 日	通行終了日	平成 17 年 9 月 30 日	〒 1 0 4 - 0 0 4 1																		
通行開始日	平成 16 年 10 月 1 日																						
通行終了日	平成 17 年 9 月 30 日																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">車種区分</td> <td>セミトレーラ (バン型)</td> </tr> <tr> <td>車両番号等</td> <td>車名及び型式</td> </tr> <tr> <td>春日部11か 576 他 2台</td> <td>△△ W-FP415DR</td> </tr> <tr> <td>春日部11け 105 他 3台</td> <td>△△ TV1521</td> </tr> </table>	車種区分	セミトレーラ (バン型)	車両番号等	車名及び型式	春日部11か 576 他 2台	△△ W-FP415DR	春日部11け 105 他 3台	△△ TV1521	住 所 東京都中央区新富〇〇 会社名・氏名 〇〇〇 株式会社 代表取締役 代表者名 東京 太郎 TEL 03-3210-〇〇〇〇 担当者名 東京 次郎 TEL 03-3210-〇〇〇〇 事業区分 路線														
車種区分	セミトレーラ (バン型)																						
車両番号等	車名及び型式																						
春日部11か 576 他 2台	△△ W-FP415DR																						
春日部11け 105 他 3台	△△ TV1521																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">軸種数</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	軸種数	1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">積載 貨物</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">幅</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">高 さ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">長 さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">品名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	積載 貨物	幅	高 さ	長 さ	cm	cm	cm		品名											
軸種数	1																						
積載 貨物	幅	高 さ	長 さ																				
	cm	cm	cm																				
	品名																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center;">車 両 諸 元</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">総 重 量</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">最 遠 軸 距</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">最小隣接軸距</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">隣 接 軸 重</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">長 さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28,750 kg</td> <td style="text-align: center;">1,168 cm</td> <td style="text-align: center;">124 cm</td> <td style="text-align: center;">14,330 kg</td> <td style="text-align: center;">1,532 cm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅</td> <td style="text-align: center;">高 さ</td> <td style="text-align: center;">最小回転半径</td> <td style="text-align: center;">最大軸重</td> <td style="text-align: center;">最大輪荷重</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">249 cm</td> <td style="text-align: center;">376 cm</td> <td style="text-align: center;">1,030 cm</td> <td style="text-align: center;">9,220 kg</td> <td style="text-align: center;">4,610 kg</td> </tr> </table>		車 両 諸 元	総 重 量	最 遠 軸 距	最小隣接軸距	隣 接 軸 重	長 さ	28,750 kg	1,168 cm	124 cm	14,330 kg	1,532 cm	幅	高 さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重		249 cm	376 cm	1,030 cm	9,220 kg	4,610 kg
車 両 諸 元	総 重 量		最 遠 軸 距	最小隣接軸距	隣 接 軸 重	長 さ																	
	28,750 kg		1,168 cm	124 cm	14,330 kg	1,532 cm																	
	幅	高 さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重																		
	249 cm	376 cm	1,030 cm	9,220 kg	4,610 kg																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通行区分</td> <td style="text-align: center;">往復</td> <td style="width: 30%;">通行経路数</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table>	通行区分	往復	通行経路数	4																			
通行区分	往復	通行経路数	4																				
更新 又 は 変 更 経 緯																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請内容</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 15%;">車 両 台 数</td> <td style="width: 15%;">総 通 行 経 路 数</td> <td style="width: 30%;">変 更 事 由</td> </tr> <tr> <td>新規時</td> <td>11. 1. 6</td> <td>1234</td> <td>3/4</td> <td>12</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">許可期間の変更</td> </tr> <tr> <td>前 回</td> <td>16. 1. 7</td> <td>1357</td> <td>3/4</td> <td>12</td> </tr> </table>	申請内容	年 月 日	許 可 番 号	車 両 台 数	総 通 行 経 路 数	変 更 事 由	新規時	11. 1. 6	1234	3/4	12	許可期間の変更	前 回	16. 1. 7	1357	3/4	12						
申請内容	年 月 日	許 可 番 号	車 両 台 数	総 通 行 経 路 数	変 更 事 由																		
新規時	11. 1. 6	1234	3/4	12	許可期間の変更																		
前 回	16. 1. 7	1357	3/4	12																			

車両内訳書記入項目

新たな車両番号を記入します。

本例では、P.48の車両内訳書例と比較して“春日部11か470”が“春日部11か552”に変更となっています。

別記様式1

(用紙A4)

車両内訳書

整理番号	役割	車名	型式	車両番号	備考
1	トラクタ		W - E X A 7 2 D	春日部11か 277	
2	トラクタ		W - F P 4 1 5 D R	春日部11か 576	
				春日部11か 552	
1	トレーラ		F V A 2 3 8 H	春日部11け 60	
				春日部11け 23	
				春日部11け 61	
2	トレーラ		T V 1 5 2 1	春日部11け 105	
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号は、車両の諸元に関する説明書の整理番号と一致させること。 ・役割は、トラック・トラクタ・トレーラのうちいずれかを記入すること。 ・同一の形式で道路運送車両の保安基準の緩和内容が異なる場合は、備考欄にその旨を明記すること。 ・海上コンテナ用セミトレーラ連結車については、備考欄に「適合車両」又は「経過措置車両の別」を記載すること。 					

4.3 更新申請（通行期間の更新を行う場合に限りです。）

必要書類：特殊車両通行許可・認定申請書

更新申請は必ず前回申請を行った申請窓口で行うこととなります。この場合、記載内容に変更がない書類の提出は不要です。なお、他の申請窓口で行う場合は新規申請となります。

申請書の記入項目

更新と記入します。

新たな通行開始日、通行終了日を記入し、その他の記入箇所には、前回の申請内容と同じ内容を記入します。また、「更新又は変更経緯」の欄にも忘れずに記入して下さい。

様式第一

(用紙A4)

	受付番号																								
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>特殊車両通行</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 許 可 </div> <p>認定</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>申請書（更新）</p> </div> </div>																									
道路管理者	平成 17 年 2 月 10 日																								
国土交通省関東地方整備局長 殿																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通行開始日</td> <td>平成 17 年 3 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成 18 年 2 月 28 日</td> </tr> </table>	通行開始日	平成 17 年 3 月 1 日	通行終了日	平成 18 年 2 月 28 日	〒 1 3 5 - 0 0 3 3																				
通行開始日	平成 17 年 3 月 1 日																								
通行終了日	平成 18 年 2 月 28 日																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">車種区分</th> <th>建設機械 (新規)</th> </tr> <tr> <th>車両番号等</th> <th>車名及び型式</th> </tr> <tr> <td>足立99き 455 他 台</td> <td>〇〇 TR550</td> </tr> <tr> <td>他 台</td> <td></td> </tr> </table>	車種区分	建設機械 (新規)	車両番号等	車名及び型式	足立99き 455 他 台	〇〇 TR550	他 台		住 所 東京都江東区東砂〇〇 会社名・氏名 〇〇〇 株式会社 代表取締役 代表者名 東京 太郎 TEL 03-3210-〇〇〇〇 担当者名 東京 次郎 TEL 03-3210-〇〇〇〇 事業区分 その他B																
車種区分	建設機械 (新規)																								
車両番号等	車名及び型式																								
足立99き 455 他 台	〇〇 TR550																								
他 台																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">軸種数</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	軸種数			1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">積載 貨物</th> <th style="width: 20%;">幅</th> <th style="width: 20%;">高 さ</th> <th style="width: 20%;">長 さ</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <th>品名</th> <td colspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> </table>	積載 貨物	幅	高 さ	長 さ	cm	cm	cm	品名	/											
軸種数																									
	1																								
積載 貨物	幅	高 さ	長 さ																						
	cm	cm	cm																						
品名	/																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3" style="width: 5%;">車 両 諸 元</th> <th style="width: 20%;">総 重 量</th> <th style="width: 20%;">最 遠 軸 距</th> <th style="width: 20%;">最 小 隣 接 軸 距</th> <th style="width: 20%;">隣 接 軸 重</th> <th style="width: 20%;">長 さ</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37,690 kg</td> <td style="text-align: center;">485 cm</td> <td style="text-align: center;">485 cm</td> <td style="text-align: center;">37,690 kg</td> <td style="text-align: center;">1,193 cm</td> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>高 さ</th> <th>最 小 回 転 半 径</th> <th>最 大 軸 重</th> <th>最 大 輪 荷 重</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">300 cm</td> <td style="text-align: center;">377 cm</td> <td style="text-align: center;">1,080 cm</td> <td style="text-align: center;">18,910 kg</td> <td style="text-align: center;">9,455 kg</td> </tr> </table>	車 両 諸 元	総 重 量	最 遠 軸 距	最 小 隣 接 軸 距	隣 接 軸 重	長 さ	37,690 kg	485 cm	485 cm	37,690 kg	1,193 cm	幅	高 さ	最 小 回 転 半 径	最 大 軸 重	最 大 輪 荷 重		300 cm	377 cm	1,080 cm	18,910 kg	9,455 kg			
車 両 諸 元		総 重 量	最 遠 軸 距	最 小 隣 接 軸 距	隣 接 軸 重	長 さ																			
		37,690 kg	485 cm	485 cm	37,690 kg	1,193 cm																			
	幅	高 さ	最 小 回 転 半 径	最 大 軸 重	最 大 輪 荷 重																				
	300 cm	377 cm	1,080 cm	18,910 kg	9,455 kg																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">通行区分</th> <th style="width: 30%;">往復</th> <th style="width: 30%;">通行経路数</th> <th style="width: 10%;">2</th> </tr> </table>	通行区分	往復	通行経路数	2																					
通行区分	往復	通行経路数	2																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">更新 又 は 変 更 経 緯</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">申請内容</th> <th style="width: 15%;">年 月 日</th> <th style="width: 15%;">許 可 番 号</th> <th style="width: 15%;">車 両 台 数</th> <th style="width: 15%;">総 通 行 経 路 数</th> <th style="width: 20%;">変 更 事 由</th> </tr> <tr> <td>新規時</td> <td style="text-align: center;">14. 2. 26</td> <td style="text-align: center;">2345</td> <td style="text-align: center;">1 /</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">許可期間の変更</td> </tr> <tr> <td>前 回</td> <td style="text-align: center;">16. 2. 27</td> <td style="text-align: center;">2600</td> <td style="text-align: center;">1 /</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table>		更新 又 は 変 更 経 緯						申請内容	年 月 日	許 可 番 号	車 両 台 数	総 通 行 経 路 数	変 更 事 由	新規時	14. 2. 26	2345	1 /	4	許可期間の変更	前 回	16. 2. 27	2600	1 /	4	
更新 又 は 変 更 経 緯																									
申請内容	年 月 日	許 可 番 号	車 両 台 数	総 通 行 経 路 数	変 更 事 由																				
新規時	14. 2. 26	2345	1 /	4	許可期間の変更																				
前 回	16. 2. 27	2600	1 /	4																					

5 申請から許可(不許可)までの標準処理期間

許可または不許可とされるまでの標準処理期間は、その申請の内容が申請経路が道路情報便覧に収録されている路線で完結している場合申請車両が超寸法車両および超重量車両（特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法、重量を超える車両をいう。）でない場合申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合には、申請書記載の「受付日」から次のとおりとなっています。

新規申請および変更申請の場合 3週間以内

更新申請の場合 2週間以内

上記以外の申請の場合には更に期間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行って下さい。

6 手数料

一括申請の場合は、手数料が必要となります。手数料の発生の有無についてはP.62を参照下さい。

手数料の額は、国の機関の窓口では、許可を受けようとする申請に含まれる1通行経路（片道）毎に200円とされていますが、国以外の窓口では条例により異なる場合があります。

手数料の計算方法は次のとおりです。（国の場合）

手数料の計算方法

手数料 = 申請車両台数 × 手数料対象通行経路数 × 200円

注．申請車両台数は、連結車の場合にはトラクタ台数とします。

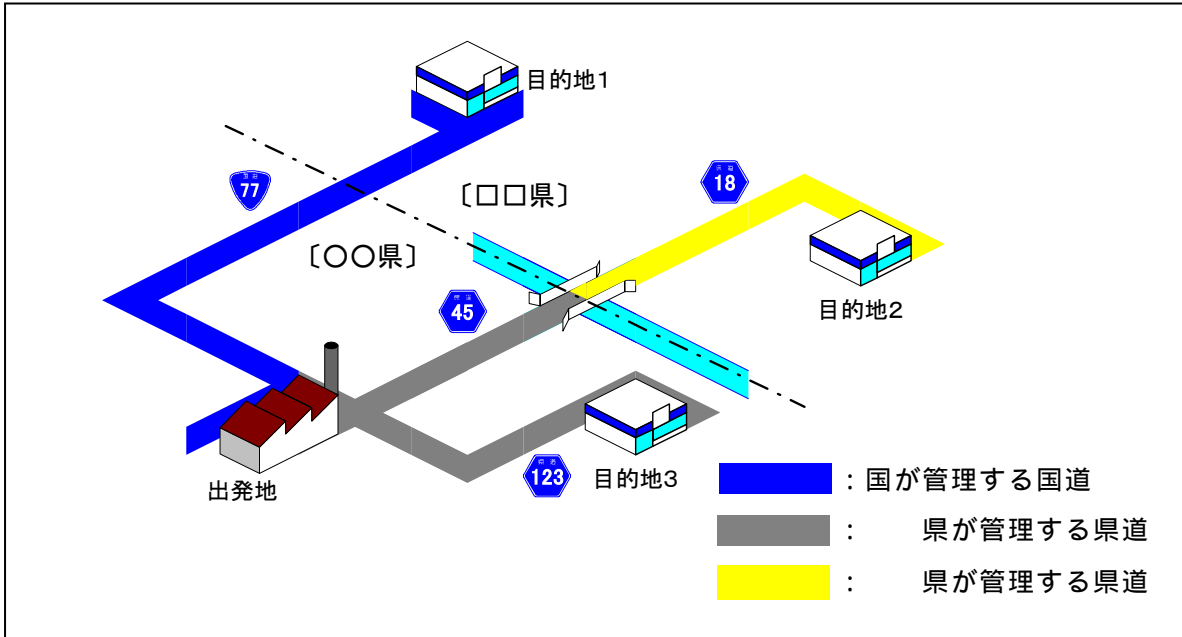
[例] 申請車両台数が6台で8経路（片道申請8ルート又は往復申請4ルート）の場合

$$\begin{aligned} \text{手数料} &= 6 \text{台} \times 8 \text{経路} \times 200 \text{円} \\ &= 48 \times 200 \\ &= 9,600 \text{円} \end{aligned}$$

参考（手数料発生の有無）

通行経路が2以上の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書を受け付けられた時点で手数料が発生します。

例えば、下図のような場合、ルート1について国の機関の窓口へ、ルート3について 県の窓口へ申請する場合、手数料は発生しません。また、ルート2については 県あるいは 県のいずれの窓口にも申請を行っても、手数料が発生します。



ルート	通過路線 / 道路管理者	関係道路 管理者数	手数料
ルート1 (出発地 目的地1)	国道77号 〔国〕	1	無
ルート2 (出発地 目的地2)	県道45号 県道18号 〔 県] [県]	2	有
ルート3 (出発地 目的地3)	県道123号 〔 県]	1	無

参 考 資 料

特殊車両通行許可の必要な車両（参考-1～参考-6）

特殊車両通行許可申請方法の特徴（参考-7～参考-8）

積載物軸重計算方法（参考-9～参考-13）

付属書類（普通審査）の作成方法（参考-14～参考-19）

付属書類（普通審査）の作成例（参考-20～参考-29）

代理人申請に係る書類（参考-30～参考-31）

特殊車両通行許可の必要な車両

車両の幅・長さ・高さおよび重さのいずれかが一般的制限値を超えたり、橋・高架の道路・トンネル等でその制限値を超えたりする車両を運行させるには特殊車両通行許可が必要となります。

ここでは、特殊車両通行許可が必要となる車両について車両毎の特徴、申請にあたっての注意点等を説明します。

(1)トラック

特殊車両通行許可申請・審査でいう「トラック」とは、主に貨物を積載し、連結状態になく単体で運行される車両をいいます。トラックは、通常その車両自体の諸元が車両制限令で定める最高限度を超えることはありません。

ただし、貨物を積載した状態の車両諸元が車両制限令で定める最高限度を超える次のような場合は、特殊車両通行許可申請が必要となります。

積載する貨物が車両からはみ出し、かつ車両制限令で定める寸法を超えるもの¹

なお、積載する貨物は表 - 1 に示すような分割不可能なもの（貨物が特殊）でなければなりません。²



1：車検証に記載された最大積載量を超える重量の貨物を積載することはできません！

2：貨物が特殊でない場合は、全ての車両諸元が車両制限令で定める最高限度内に収まるようにし、一般車両として運行します

表 - 1 特殊な積載物の具体的な事例

主として寸法で分割不可能な積載物の具体例	不可能な理由
電柱等、動物、樹木等及びその他類似品	分割することにより価値を失うもの
大口径管等、 コンクリート杭、コンクリート製窓枠 プレハブ建築部材 及びその他類似品	物理的には分割・分解可能だが、強度、機能、高精度等が要求され、現場での組み立てが極めて困難、もしくは分割・分解が著しく不適当なもの
鉄道用レール及びその他類似品	他法令、各種規格等で規定されているもの
山車、ねぶた、大太鼓及びその他類似品	社会通念上特殊であると認められているもの

☞他の法令との関係

道路交通法では、交通安全上の観点から次のような規定を設けています。

長さ：自動車の長さの10%を超えたはみだしを禁止

幅：貨物の幅は車両の幅を超えないこと

高さ：貨物の高さとは台の高さの合計が3.8m

このため、貨物を積載した状態で上記の規定を超える場合は出発地を管轄する警察署に届出する必要があります。

(2) 建設用機械・その他

特殊車両通行許可申請・審査でいう「建設用機械・その他」とは、主に建設現場等で建設資材の運搬(吊り上げ等)の作業に利用される自走車両(貨物は積載しません)であり、次のような車両がこれに該当します。

トラッククレーン

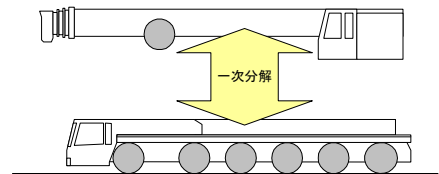
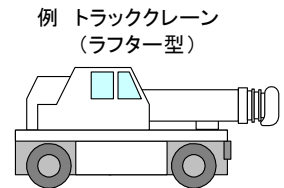
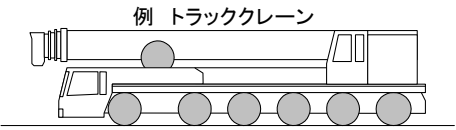
トラッククレーン(ラフター型)

建設機械は、その車両の使用目的を達成するために主に重さにおいて車両制限令で定める最高限度を超えています(詳細は本ページ内補足説明参照)。これらの建設機械は、「車両の構造が特殊」として特殊車両通行許可の対象となっています。

また、建設機械・その他については次の点に注意する必要があります。

車両の一次分解

一般に大型のトラッククレーン車については、一次分解¹(台車とクレーン上部が簡単に分解できる)して運搬するようになっていきます。このため、トラッククレーン車の場合は、クレーン操縦席と自走の運転席が別々なため、一次分解します。ただし、ラフター型クレーン車のようにクレーン操縦席がそのまま自走するときの運転席になるものは台車とクレーン上部との分解ができないものもあります。



1: 分解に熟練を要せず、通常の運搬、保管等で済ませることができものをいいます

新規開発車両設計製作基準適合証明書

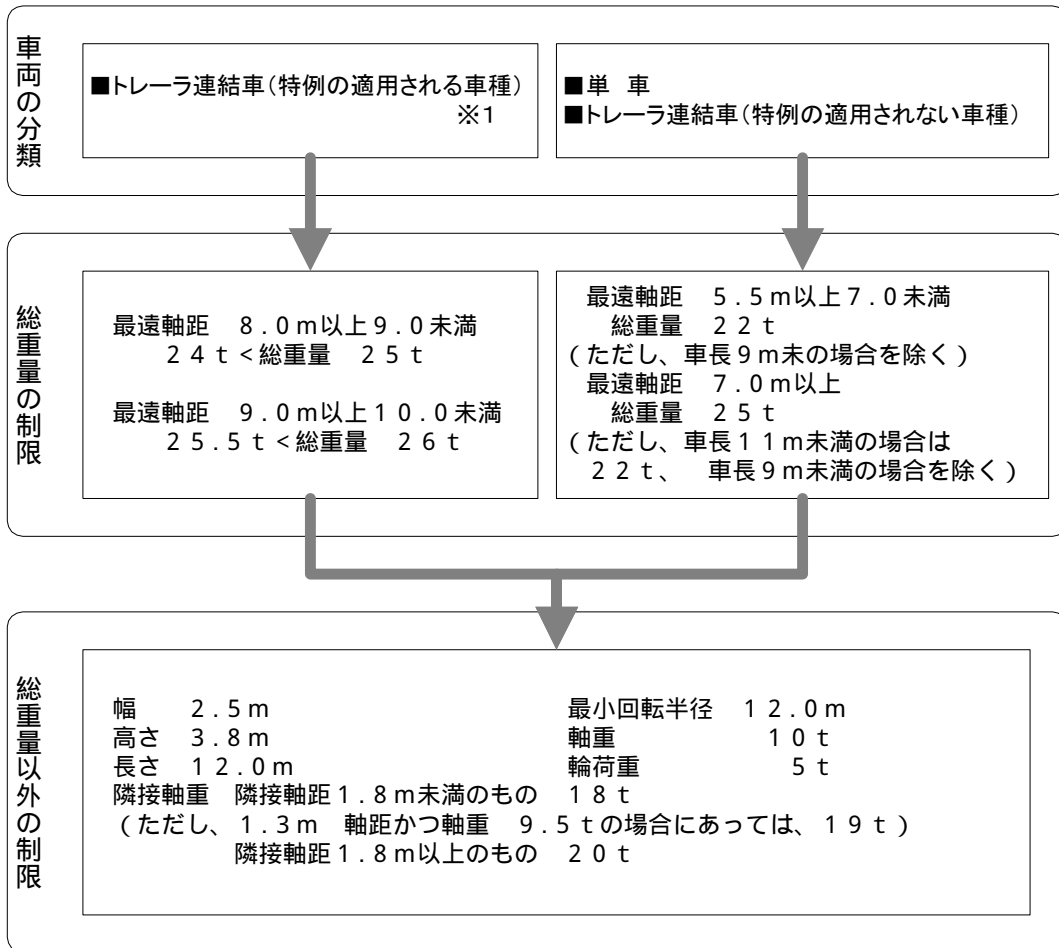
建設機械の多くはその設計・製作の段階で新規開発車両として「新規開発車両設計製作届出書」を国土交通省に提出し、新規開発車両設計製作基準適合証明書の交付を受けています。この証明書には、申請した車両が運行する場合の基本通行条件、全装備か一次分解が必要なかが明記されており、特殊車両通行許可申請のときに申請書類として必要となる場合があります。

☞ 「車両の構造が特殊」となる理由

トラッククレーン車の建設現場での仕事は、建設用の資材を高いところに持ち上げたり移動させたりすることです。このような機能は、都市空間の高度利用が進むほどに、その重要性を増しています。今では、トラッククレーン車がなければ都市内でのビル建設は進まないといえるでしょう。このような車両ですが、このトラッククレーン車に要求される機能を満足するためには、長いアームの先に重い建設資材を吊り下げて移動させるわけですから稼働時の安定性がなによりも重要になります。この安定性を高めるためには車両の幅を広くし、車両重量を重くする必要があります。その結果、必然的に原則として車両制限令で定める最高限度を超えてしまいます。

(3) 新規格車

「新規格車」とは、車両制限令の改正（平成5年11月25日施行）により新たに高速自動車国道および重さ指定道路を通行できるようになった以下の制限に合致する車両をいいます。



1：バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用もしくは自動車運搬用のセミトレーラ連結車またはフルトレーラ連結車

なお、新規格車は高速自動車国道および重さ指定道路を自由走行できますが、それ以外の道路を通行する際は「車両の構造が特殊」として扱われ、特殊車両通行許可申請が必要となります。

また、新規格車については次の点に注意する必要があります。

審査方法

新規格車が高速道路および指定道路以外の道路を通行する場合は、次のような手順で審査が行われます。

(1) 重量については、申請車両にかかわらず、次の諸元を用いて審査を行います。

重量 25トン(最遠軸距7メートル)

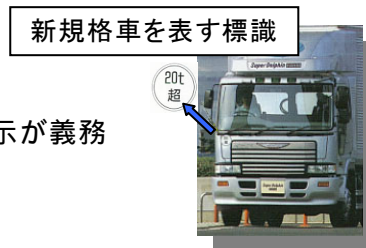
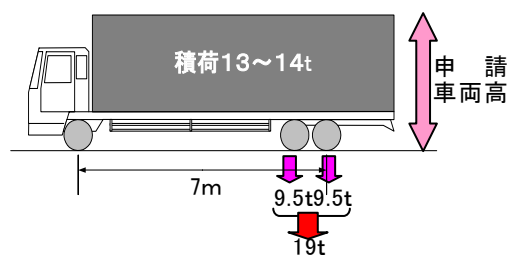
最大軸重 9.5トン
 隣接軸重 19トン（隣接軸距1.3メートル）

- (2) 高さについては、申請車両の高さを用いて審査を行います。
- (3) 長さ、幅については審査を行いません。

なお、通行許可限度は寸法、重量ともにA条件（徐行等の特別な条件を付さない）までとなっています。

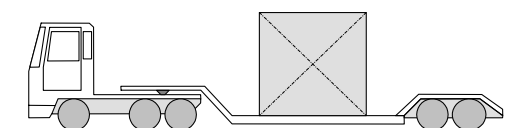
(参考) 新規格車を表す標識

新規格車については、新規格車であることを表す標識の表示が義務付けられています。



(4) 重量物輸送用セミトレーラ連結車

特殊車両通行許可申請・審査でいう「重量物輸送用セミトレーラ連結車」とは、重量物を運搬するために道路運送車両の保安基準第55条に基づく基準の緩和を受けているセミトレーラ連結車をいいます（保安基準では、自動車本体における安全性の確保の観点から、車両単体での規制を行っています。そのため、例えば連結車では、切り離れた状態での個々の車両についての規定となっています。）。ただし、海上コンテナ用セミトレーラ連結車およびポールトレーラは除きます。



道路運送車両の保安基準の緩和を受けた車両であっても、貨物を積載した状態で車両諸元のいずれかが車両制限令で定める最高限度を超えるものについては特殊車両通行許可申請が必要となります。ただし、積載する貨物は表-2に示すような分割不可能な単体物（積載する貨物が特殊）である必要があります。

表 - 2 特殊な積載物の具体的な事例

分割不可能な積載物の具体例		不可能な理由
主として寸法	主として重量	
電柱等 動物、樹木等及びその他 類似品	プロペラ、スクリュー、庭石等 船舶、銅像等及びその他類似品	分割することにより価値を失うもの
大口徑管等 コンクリート杭、コンクリート製窓枠及びその他類似品	変圧器、大型機械 ロケット、飛行機部品、レーダー、アンテナ コイル、鋼橋桁、PC橋桁 大型ボイラー、大型タンク製品及びその他類似品	物理的には分割・分解可能だが、強度、機能、高精度等が要求され、現場での組み立てが極めて困難、もしくは分割・分解が著しく不適当なもの

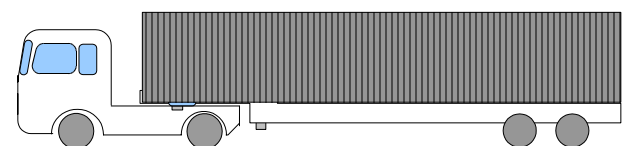
分割不可能な積載物の具体例		不可能な理由
主として寸法	主として重量	
鉄道用レール及びその他類似品	鉄道車両、戦車及びその他類似品	他法令、各種規格等で寸法等が規定されているもの

(5) 海上コンテナ輸送用セミトレーラ連結車

特殊車両通行許可申請・審査でいう「海上コンテナ輸送用セミトレーラ連結車」とは、海運用コンテナ、特に国際標準化機構（ISO）コンテナ委員会が定めた規格に従った外航用コンテナ（以下、「国際海上コンテナ」という。）を輸送するセミトレーラ連結車をいい、次のような特徴があります。

国際海上コンテナで輸送する貨物については、国内で積載貨物の積替えを行わないで輸出入時の状態と同じ状態で積載されなければならない。

また、海上コンテナ輸送用セミトレーラ連結車は「海上コンテナ用セミトレーラ連結車使用適正の照査実施要領」（以下、「橋梁照査要領」という。）に適合するように製造されており、「適合車両」といいます。



なお、特殊車両通行許可申請および審査

では上記適合車両については、「車両および積載する貨物の双方が特殊」として表-3のように取り扱われます。

表 - 3 海上コンテナ用セミトレーラ連結車の範囲

道路区分 設計示方書	高速自動車 国道	重さ 指定道路	その他の道路	
			昭和31年 1等橋	その他の橋
重量	フル積載	フル積載	橋梁照査要領に適合するまで減載（B条件）	算定要領による照査
寸法	幅	2.5 m		
	高さ	3.8 m（背高海上コンテナは4.1 m）		
	長さ	16.5 m	17 m	

(6) バン型等のトレーラ連結車（特例5車種、追加3車種）

特殊車両通行許可申請・審査でいう「一般雑貨輸送用セミトレーラ連結車およびフルトレーラ連結車（特例5車種、追加3車種）」とは、それぞれ以下に示す車両の形状で表-4に示す重量および寸法の範囲のものをいいます。

なお、一般雑貨輸送用セミトレーラ連結車（特例5車種）につい

1：車両制限令第3条第3項および車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条2

ては、総重量や長さの特例¹が設けられています。

車両の形状

- | | | |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1) バン型 (オープントップ型を含む) 2) タンク型 (ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む) 3) 幌枠型 (幌ウィングボディーを含む) 4) コンテナ用 5) 自動車の運搬用 | } | 特例 5 車種 |
| <ul style="list-style-type: none"> 6) あおり型 (貨物の落下を防止するために十分なあおり及び固縛装置を有するものに限る) 7) スタンション型 (貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る) 8) 船底型 (貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る) | } | 追加 3 車種 |

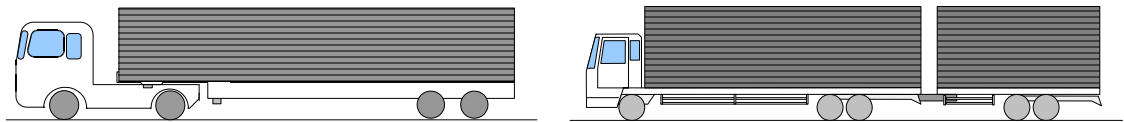


表 - 4 バン型類似車両の範囲

重量	総重量が 4.4 t 以下であること	
寸法	幅	2.5 m
	高さ	道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路 (高さ指定道路) を通行する車両にあつては 4.1 m、その他の道路を通行する車両にあつては 3.8 m
	長さ	セミトレーラ連結車 1.7 m フルトレーラ連結車 1.9 m

寸法が上記の値を超えず、積載貨物の幅が車両投影面からはみ出さないこと

特殊車両通行許可申請方法の特徴

オンライン申請 (インターネットが利用できるパソコンが必要です)

《オンラインでの申請・許可の仕組み》

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請ができます。オンライン申請では、以下の利点があります。

窓口に出向かなくても申請や許可書の交付が可能です

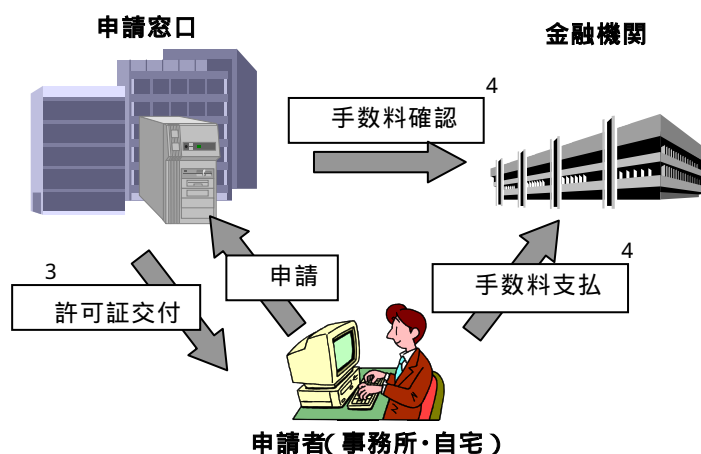
個別審査¹がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。

過去の申請データが利用でき、更新時などの申請書作成が簡素化されます。

パソコン画面(地図画面)上で、通行経路を指定できます。(便覧付図からの交差点番号を拾い上げる作業が不要となります。)

経路選択しながら、事前に通行条件が分かります。

自動車検査証の写しの添付が必要です。(ただし、車軸等によって対象とならないものもあります。)



《オンライン申請を行うには》

ご利用のパソコンに申請支援システム及び電子申請システムを利用するためのプログラム(環境設定 CD-ROM)のインストール及び電子証明書²を取得する必要があります。

- 1: 個別審査とは、申請車両諸元が算定要領に定められた範囲を超える場合及び情報便覧に採択されていない道路を通行する場合に、さらに精度の高い技術的審査を個々に行うことをいいます。
- 2: 電子証明書を取得しない場合、オンライン申請を行うことはできません。ただし、申請支援システムで作成した申請データを用いて、FD申請を行うことができます。
- 3: ただし、電子許可証の交付の可否については申請窓口にご確認下さい。
- 4: 沖縄を除く全国の地域で行うことができます。

CD-ROM版を利用したFD申請

《CD-ROM版申請の仕組み》

CD-ROM版を利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、FDへの記録ができ

ます。

申請は、出力された申請書類と申請情報を記録した申請FDを申請窓口提出します。

《電子申請書作成システムを使用⁵》
電子申請書作成システムを利用すると以下のメリットがあります。

申請に必要な事項を入力することで、簡単に申請書類が作成可能です。

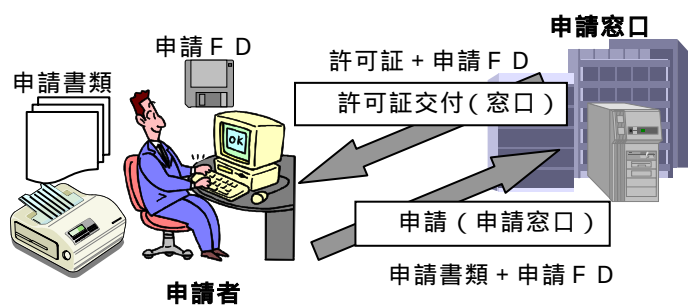
インターネットを利用して簡易算定することが可能です。

トラクタ/トレーラの軸重分配計算が不要です。

路線が連続しているかどうかチェックすることが可能です。

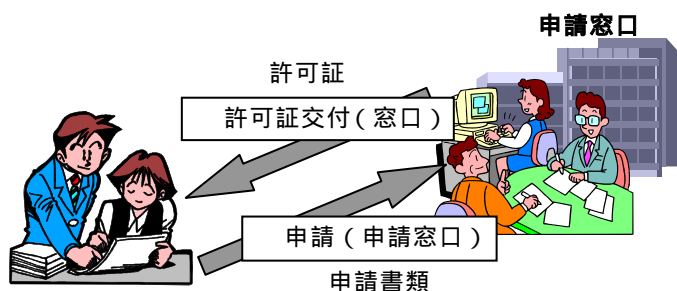
申請データを格納したFDで申請することで、「車両の諸元に関する説明書」、「通行経路表」の提出が不要となります。

5：操作方法等の問合せ先はありません。システムに同封してある操作マニュアル、申請書類作成要領、Q&A等を参照下さい。



書面申請

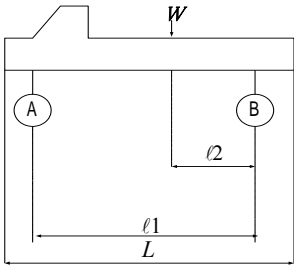
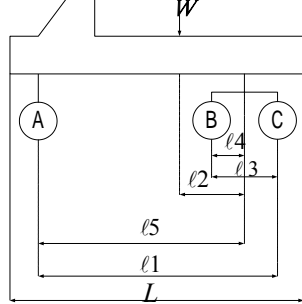
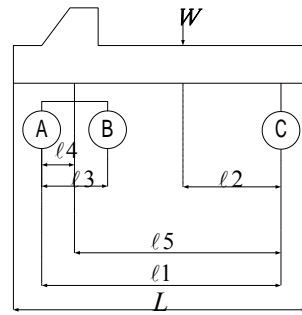
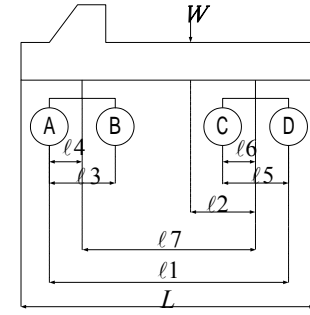
申請用紙等を取扱い窓口で入手し、申請用紙に必要な事項を記入し、申請窓口へ持参します。



積載物軸重計算方法

積載物による各軸の軸重計算方法は次のとおりです。

イ．トラック 1、および建設機械用車両、その他 2

軸数および軸形式	軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">1又は2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">1</div> <p>軸 数 : 2 軸</p> <p>軸 形 式</p> <p>トラック : 前1軸 第1トレーラ : なし 第2トレーラ : なし</p> <p>補 正 軸 : A</p>	<p>T 1.1</p> 	$A = \frac{l_2}{l_1} \times W$ $B = W - A$ $= W \times \left(\frac{l_1 - l_2}{l_1} \right)$
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">1又は2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">2</div> <p>軸 数 : 3 軸</p> <p>軸 形 式</p> <p>トラック : 前1軸 第1トレーラ : なし 第2トレーラ : なし</p> <p>補 正 軸 : A</p>	<p>T 1.2</p> 	$C = \frac{l_5 - l_2}{l_3} \times \frac{l_4}{l_3} \times W$ $B = \frac{l_5 - l_2}{l_3} \times \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W$ $A = W - B - C$ <p style="font-size: small;">〔 l₃ = 2 × l₄ の場合は 〕</p> $B = C$
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">1又は2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">3</div> <p>軸 数 : 3 軸</p> <p>軸 形 式</p> <p>トラック : 前2軸 第1トレーラ : なし 第2トレーラ : なし</p> <p>補 正 軸 : C</p>	<p>T 2.1</p> 	$A = \frac{l_2}{l_5} \times \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W$ $B = \frac{l_2}{l_5} \times \frac{l_4}{l_3} \times W$ $C = W - A - B$ <p style="font-size: small;">〔 l₃ = 2 × l₄ の場合は 〕</p> $B = A$
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">1又は2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">4</div> <p>軸 数 : 4 軸</p> <p>軸 形 式</p> <p>トラック : 前2軸 第1トレーラ : なし 第2トレーラ : なし</p>	<p>T 2.2</p> 	$A = \frac{l_2}{l_7} \times \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W$ $B = \frac{l_2}{l_7} \times \frac{l_4}{l_3} \times W$ $C = (W - A - B) \times \frac{l_5 - l_6}{l_5}$ $D = W - A - B - C$

ロ．セミトレーラ 3 から 6 (ポールトレーラも含む)

軸数および軸形式		軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
3 から 6	1	S 1.1 1 	$C = \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W$ $W_5 = W - C$ (包括申請時の第 5 輪荷重) $B = \frac{l_2}{l_1} \times W_5$ $A = W_5 - B$
3 から 6	2	S 1.1 - 2 	$D = \frac{l_7 - l_4}{l_7} \times \frac{l_6}{l_5} \times W$ $C = \frac{l_7 - l_4}{l_7} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W$ $W_5 = W - C - D$ (包括申請時の第 5 輪荷重) $B = \frac{l_2}{l_1} \times W_5$ $A = W_5 - B$ [$l_5 = 2 \times l_6$ の場合は] $C = D$
3 から 6	3	S 1.2 - 1 	$D = \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W$ $W_5 = W - D$ (包括申請時の第 5 輪荷重) $C = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $A = W_5 - B - C$ [$l_5 = 2 \times l_6$ の場合は] $B = C$
3 から 6	4	S 2.1 - 1 	$D = \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W$ $W_5 = W - D$ (包括申請時の第 5 輪荷重) $B = \frac{l_7}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $A = \frac{l_7}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $C = W_5 - A - B$ [$l_5 = 2 \times l_6$ の場合は] $A = B$

軸数および軸形式		軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
[3]から[6] [5]	S 1.2 2		$E = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_8}{l_7} \times W$ $D = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_7 - l_8}{l_7} \times W$ $W_5 = W - D - E$ (包括申請時の第5輪荷重) ($l_7 = 2 \times l_8$ の場合は) $D = E$ $C = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $A = W_5 - B - C$ ($l_5 = 2 \times l_6$ の場合は) $B = C$
[3]から[6] [6]	S 2.1 - 2		$E = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_8}{l_7} \times W$ $D = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_7 - l_8}{l_7} \times W$ $W_5 = W - D - E$ (包括申請時の第5輪荷重) ($l_7 = 2 \times l_8$ の場合は) $D = E$ $B = \frac{l_{10}}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $A = \frac{l_{10}}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $C = W_5 - A - B$ ($l_5 = 2 \times l_6$ の場合は) $A = B$
[3]から[6] [7]	S 1.1 - 3		$C = \frac{l_7 - l_4}{3 \times l_7} \times W$ $D = C$ $E = C$ $W_5 = W - C - D - E$ (包括申請時の第5輪荷重) $B = \frac{l_2}{l_1} \times W_5$ $A = W_5 - B$

軸数および軸形式		軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3</div> から <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">6</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">8</div>	S 1.2 - 3 	$D = \frac{l_9 - l_4}{3 \times l_9} \times W$ $E = D$ $F = D$ $W_5 = W - D - E - F$ (包括申請時の第5輪荷重) $C = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $A = W_5 - B - C$ $\left[\begin{array}{l} l_5 = 2 \times l_6 \text{ の場合は} \\ B = C \end{array} \right]$
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3</div> から <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">6</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">9</div>	S 2.1 3 	$D = \frac{l_9 - l_4}{3 \times l_9} \times W$ $E = D$ $F = D$ $W_5 = W - D - E - F$ (包括申請時の第5輪荷重) $B = \frac{l_{10}}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $A = \frac{l_{10}}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $C = W_5 - A - B$ $\left[\begin{array}{l} l_5 = 2 \times l_6 \text{ の場合は} \\ A = B \end{array} \right]$

八．フルトレーラ 7

軸数および軸形式		軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
7	1	<p>F 1.1 - 1.1</p>	$A = \frac{l_2}{l_1} \times W_1$ $B = W_1 - A$ $C = \frac{l_6}{l_5} \times W_2$ $D = W_2 - C$
7	2	<p>F 1.2 - 1.1</p>	$C = \frac{l_1 - l_2}{l_1} \times \frac{l_4}{l_3} \times W_1$ $D = \frac{l_1 - l_2}{l_1} \times \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W_1$ <p style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{l} A = W_1 - B - C \\ l_3 = 2 \times l_4 \text{ の場合は} \\ B = C \end{array} \right]$ </p> $D = \frac{l_8}{l_7} \times W_2$ $E = W_2 - D$
7	3	<p>F 2.1 - 1.1</p>	$A = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_3 - l_4}{l_3} \times W_1$ $B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_4}{l_3} \times W_1$ <p style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{l} l_3 = 2 \times l_4 \text{ の場合は} \\ B = A \\ C = W_1 - A - B \end{array} \right]$ </p> $D = \frac{l_8}{l_7} \times W_2$ $E = W_2 - D$

付属書類（普通審査）の作成方法

(1) 車両の諸元に関する説明書02

複数軸種申請の場合、車両の諸元に関する説明書 02 は軸種毎に作成する必要があります。(P.14 参照)

(注1) 車種区分のコード表は該当する番号を○で囲むこと。
 (注2) 総重量説明表のうち積載物の欄には、フルトレーラの場合については前部、後部別に、その他の場合については前部に記入すること。なお建設機械用車両は未記入とする。
 (注3) 包括申請の場合は別記様式第1の2に車両ごとに記入するとともに、合成車両の車両諸元は申請にかかる全車両の車両諸元中車両の幅、高さ、長さ総重量及び最大軸重が最大のもの、また最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重軸最外輪中心間距離が最小のものの値として、総重量説明表の小計及び合計欄並びに車両諸元表の上欄のみに、トラック及びトレーラごとに諸元を記入する。

02

自 重				(注2) 積載物重量				合 計
トラック・トラクタ	自重	乗員(人)	トレーラ自重	小 計	前 部	後 部	小 計	合 計
t	t	t	t	t	t	t	t	t
.

幅(B)	高さ(H)	長さ(L)		最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重軸最外輪中心間距離		
cm	cm	cm		t	cm	cm	cm		
各 軸 の 軸 間 距 離 お よ び 荷 重 点 等 の 距 離									
L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

軸 重	A軸 (輪数) B軸 (輪数) C軸 (輪数) D軸 (輪数) E軸 (輪数) F軸 (輪数)							合 計
	自重+乗員	t	t	t	t	t	t	t
積載物	
計								
輪 荷 重								
最外輪中心間距離(G)コード (Gコードは表裏の表による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

自 重

・トラック・トラクタ : 該当する車両を丸で囲み、車検証の車両重量を記入します。

自 重

・乗 員 (人) : (人) 内に乗員を記入し、1人当たり55kgを乗じた重量をトンで記入します。

(重量の記載例: 1人(0.06t)、2人(0.11t)、3人(0.17t))

・トレーラ自重 : 車検証の車両重量を記入します。

・小 計 : トラック・トラクタ自重、乗員およびトレーラ自重の合計を記入します。

積載物重量

・前 部 : 積載物重量を記入します。

・後 部 : フルトレーラの場合にのみ、後部の積載物重量を記入します。

・小 計 : 前部と後部の合計を記入します。

合 計

: 自重小計と積載物重量小計を合計して記入します。

幅、高さ、長さ

: 貨物を積載した状況の寸法を記入します。なお、連結車の場合には、連結した状態の寸法を記入します。

最大軸重

: 積載物軸重計算方法(参考-9参照)等により計算した各軸重のうち最大値を記入します。

最遠軸距

: 最前軸から最後軸までの距離を車両四面図等から記入します。連結車の場合には、連結した状態の距離を記入します。

最小隣接軸距

: 隣り合う軸間距離のうち最小値を車両四面図等から記入します。

最大軸重軸最外輪中心間距離 : 軸重が最大となる軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から記入します。(P .37参照)

各軸の軸間距離および荷重点等の距離 : 車種区分コード表から該当する距離を車両四面図等から記入します。

荷重分布表

- ・ 輪 数 : 各軸の輪数 (ダブルタイヤ (P .23参照) は 1 輪とします。) を記入します。
- ・ 自重 + 乗員 : トラックおよびトレーラの場合は、車検証から該当する軸重を記入します。
トラクタの場合は、車検証から該当する軸重とトレーラの第 5 輪荷重 (積載物軸重計算方法 (参考-9参照) 等により計算) の合計を記入します。また、最前軸 (A 軸) の軸重には乗員の重量を加えて記入します。
- ・ 積載物 : 各軸の積載重量を積載物軸重計算方法 (参考-9参照) 等により計算し記入します。
トラクタの場合は、同様に積載物の第 5 輪荷重を計算し記入します。
- ・ 計 : 各軸の自重 + 乗員と積載物の合計を記入します。
- ・ 輪荷重 : 各軸の軸重の計を輪数で除した重量を記入します。
- ・ 最外輪中心間距離 : 各軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から求め、下記の最外 (G) コード 輪中心間距離 (G) コード表のコード番号を記入します。

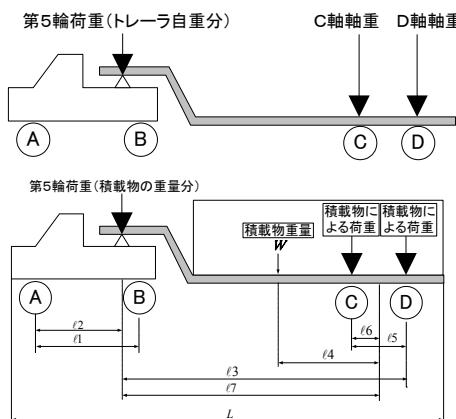
包括申請の場合、総重量説明表 (トラック・トラクタ自重、乗員、トレーラ自重、積載物重量) 、車両諸元表 (幅、高さ、長さ、最大軸重、最遠軸距、最小隣接軸距、最大軸重軸最外輪中心間距離) および荷重分布表 (計、輪荷重) の各欄には「合成値」 (P .4 参照) を記入します。

なお、各軸の軸間距離および荷重点等の距離と荷重分布表は記入しません。

第 5 輪荷重とはトレーラからトラクタに掛かる荷重をいいます。

$$\text{第 5 輪荷重 (自重)} = \text{トレーラの車両重量} - (\text{C 軸軸重} + \text{D 軸軸重})$$

$$\text{第 5 輪荷重 (積載物)} = \text{積載物軸重計算方法等により計算し求めます。}$$



最外輪中心間距離 (G) コード表

最外輪中心間距離 (G)	コード
200cm以下	1
201cm ~ 225cm	2
226cm ~ 250cm	3
251cm ~ 275cm	4
276cm ~ 300cm	5

(2) 車両の諸元に関する説明書(包括用)03、04

車両の諸元に関する説明書(包括用)03、04は、包括申請の場合のみ必要な書類となっています。また、複数軸種申請の場合、軸種毎に作成する必要があります。(P.14参照)

別記様式第1の2の1

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)

03

整理番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪中心間軸距
	トラック・トラクタ トレーラ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
	t .	t .	t .	t .	cm	cm	cm	t .	cm	cm	cm
合成値	t .	t .	t .	t .	cm	cm	cm	t .	cm	cm	cm

(注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック、トラクタ、トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。

(注2) 車両諸元表のL1……L10は、別記様式第1の車種分類の図により記入すること。

(注3) 連結車の場合は、トラクタについては、車両長の欄は第5輪又はピントルフック(以下「連結部」という。)より車両の先端までを、最遠軸距の欄は連結部より最前軸までの距離を記入する。トレーラについては、車両長の欄は連結部より車両の後端までを、最遠軸距の欄は、連結部より最後軸までの距離を記入する。

(注4) 本様式の最下欄には、合成車両による値を記入し、2枚以上にわたる場合には最終のもののみ記入すること。合成の方法は、別記様式第1(注3)によるものとし車両諸元表並びに荷重分布表の軸重の計、輪荷重及び軸重の合計の欄について記入すること。

なお、セミトレーラの場合、別記様式第1の総重量説明表の自重の小計欄に、トラクタ及びトレーラの合成車両の荷重分布表の自重+乗員の合計の和を、同積載物の小計欄にトレーラの合成車両の荷重分布表の積載物の合計を記入すること。

(注5) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。

(注6) 合成値欄の車両自重、積載物重量、車両諸元及び最大軸重は最大値を記入する。

(注7) 合成値欄の最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重最外輪中心間距離は最小値を記入する。

04

整理番号	各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

【車両の諸元に関する説明書（包括用）03】

型式ごとに下記の事項を記入します。連結車の場合には、トラクタとトレーラは別の用紙とします。

表 題 : トラック・トラクタ、トレーラのうち該当する車両を丸で囲みます。

整理番号 : 型式ごとに車両内訳書の整理番号に合わせた通し番号を記入します。

車両自重

・トラック・トラクタ : 該当する車両を丸で囲み、車検証の車両重量を記入します。

トレーラ

・乗 員 : 乗員を1人55kgとして計算した重量をトンで記入します。

積載物重量

・前 部 : トラックおよびトレーラの積載物重量を記入します。

・後 部 : フルトレーラの場合に、後部の積載物重量を記入します。

車両諸元

・幅、高さ、長さ : 貨物を積載した状態の寸法を記入します。なお、トラクタの長さは最前部から連結部、トレーラの長さは、連結部から最後部とします。

最大軸重 : 積載物軸重計算方法（参考-9参照）等により計算した各軸重のうち最大値を記入します。

最遠軸距 : 最前軸から最後軸までの距離を車両四面図等から記入します。なお、トラクタは最前軸から連結部まで、トレーラは連結部から最後軸とします。

最小隣接軸距 : 隣り合う軸間距離のうち最小値を車両四面図等から記入します。

最大軸重軸最外輪中心間距離 : 軸重が最大となる軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から記入します。（P.37参照）

合成値 : 複数の組合せとなる場合、車両自重、積載物重量、車両諸元および最大軸重は最大値を、最遠軸距、最小隣接軸距、最大軸重軸最外輪中心間距離は最小値を記入します。

【車両の諸元に関する説明書（包括用）04】

型式ごとに下記の事項を記入します。連結車の場合には、トラクタとトレーラは別の用紙とします。

表 題 : トラック、トラクタ、トレーラのうち該当する車両を丸で囲みます。

整理番号 : 型式ごとに車両内訳書の整理番号に合わせた通し番号を記入します。

各軸の軸間距離および荷重点等の距離 : 車種区分コード表から該当する距離を車両四面図等から記入します。

(3) 車両の諸元に関する説明書(包括用)05、06

車両の諸元に関する説明書(包括用)05、06は、包括申請の場合のみ必要な書類となっています。また、複数軸種申請の場合、軸種毎に作成する必要があります。(P.14参照)

別記様式第1の2の2

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)

05

(トラック
トラクタ
トレーラ)

整理番号	A 軸 (輪数 輪)					B 軸 (輪数 輪)					C 軸 (輪数 輪)				
	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード
	t	t	t	t	<input type="checkbox"/>	t	t	t	t	<input type="checkbox"/>	t	t	t	t	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>

合成値

t	t
.	.

t	t
.	.

t	t
.	.

- (注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック、トラクタ、トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
- (注2) 乗員についてはトラクタのA軸に加算し記入する。(電算を希望する場合は除く。)
- (注3) セミトレーラのトレーラの場合は、第5輪荷重をA軸の欄に記入し、セミトレーラのトラクタの場合は、トレーラの第5輪荷重のうち最大のものによる輪重を積載物による軸重の欄に記入すること。(この場合トレーラの自重の第5輪荷重を加算したものとす。但し、電算希望する場合は除く。)
- (注4) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。

(トラック
トラクタ
トレーラ)

06

整理番号	D 軸 (輪数 輪)					E 軸 (輪数 輪)					F 軸 (輪数 輪)					合計	
	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	自重	積載物
1	t	t	t	t	<input type="checkbox"/>	t	t	t	t	<input type="checkbox"/>	t	t	t	t	<input type="checkbox"/>	t	t
2					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	.	.
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		

合成値

t	t
.	.

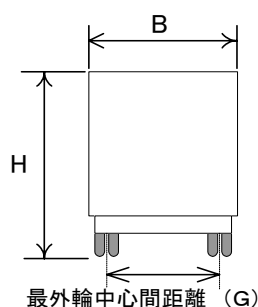
t	t
.	.

t	t
.	.

t	t
.	.

型式ごとに下記の事項を記入します。連結車の場合には、トラクタとトレーラは別の用紙とします。

- 表 題 : トラック、トラクタ、トレーラのうち該当する車両を丸で囲みます。
- 整理番号 : 型式ごとに車両内訳書の整理番号に合わせた通し番号を記入します。
- 輪 数 : 各軸の輪数を記入します。(ダブルタイヤ(P.23参照)は1輪とします。)
- 空車時自重 + 乗員 : トラックおよびトレーラの場合は、車検証から該当する軸重を記入します。
 トラクタの場合は、車検証から該当する軸重とトレーラの第5輪荷重(積載物軸重計算方法(参考-9参照)等により計算)の合計を記入します。また、最前軸(A軸)の軸重には乗員の重量を加えて記入します。
- 積載物 : 各軸の積載重量を積載物軸重計算方法(参考-9参照)等により計算し記入します。
 トラクタの場合は、同様に積載物の第5輪荷重を計算し記入します。
- 計 : 空車時自重 + 乗員と積載物の合計を記入します。
- 輪荷重 : 軸重の計を輪数で除した重量を記入します。
- 最外輪中心間距離 (G) コード : 各軸の最外輪中心間距離を車両四面図等から求め、下記の「最外輪中心間距離(G)コード表」のコード番号を記入します。



最外輪中心間距離(G)コード表

最外輪中心間距離(G)	コード
200cm以下	1
201cm ~ 225cm	2
226cm ~ 250cm	3
251cm ~ 275cm	4
276cm ~ 300cm	5

- 合成値 : 各軸の計および輪荷重の最大値を記入します。
- 合 計
- ・自 重 : それぞれの合計を記入します。
 - ・積載物 : それぞれの合計を記入します。

付属書類（普通審査）の作成例

(1) 普通申請

本編4.1(1)普通申請と同じ申請を行う場合、車両の諸元に関する説明書02は以下のとおりとなります。また、最大軸重等については参考-21のように計算します。

- (注1) 車種区分のコード表は該当する番号を○で囲むこと。
 (注2) 総重量説明表のうち積載物の欄には、フルトレーラの場合については前部、後部別に、その他の場合については前部に記入すること。なお建設機械用車両は未記入とする。
 (注3) 包括申請の場合は別記様式第1の2に車両ごとに記入するとともに、合成車両の車両諸元は申請にかかる全車両の車両諸元中車両の幅、高さ、長さ総重量及び最大軸重が最大のもの、また最遠軸距、最小隣接軸距及び最大軸重軸最外輪中心間距離が最小のものとして、総重量説明表の小計及び合計欄並びに車両諸元表の上欄のみに、トラクタ及びトレーラごとに諸元を記入する。

02

総重量説明表	自 重				(注2) 積載物重量			合 計
	トラック・ トレーラ 自重 t	乗員(3人) t	トレーラ自重 t	小 計 t	前 部 t	後 部 t	小 計 t	
	8.64	.17	12.92	21.73	18.00		18.00	39.73

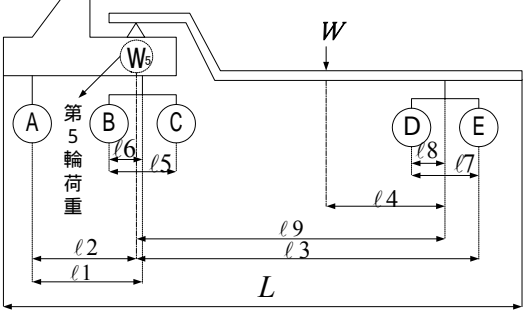
車両諸元表	幅 (B)	高さ (H)	長さ (L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重軸 最外輪中心間距離		
	cm	cm	cm	t	cm	cm	cm		
	319	380	1,654	9.72	1,505	120	276		
各軸の軸間距離および荷重点等の距離									
L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
360	351	1,154	450	130	65	120	60	1,094	

車両諸元表	軸重	A軸 (輪数 2輪)	B軸 (輪数 2輪)	C軸 (輪数 2輪)	D軸 (輪数 4輪)	E軸 (輪数 4輪)	F軸 (輪数 輪)	合 計
		t	t	t	t	t	t	t
	自重 + 乗員	4.82	4.10	3.97	4.42	4.42		21.73
	積載物	0.18	3.61	3.61	5.30	5.30		18.00
	計	5.00	7.71	7.58	9.72	9.72		39.73
輪 荷 重	2.50	3.86	3.79	2.43	2.43			
最外輪中心間 距離(G)コード (Gコードは裏面の表による)	2	1	1	5	5			

軸重の計算例

重セミトレーラ、トラクタ3軸、トレーラ2軸の場合は、以下のとおり計算します。

積載物軸重計算法（参考-11参照）3 から 6 の 5 より

軸数および軸形式		軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
3 から 6	5	S1.2 2 	$E = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_8}{l_7} \times W$ $D = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_7 - l_8}{l_7} \times W$ $W_5 = W - D - E$ （包括申請時の第5輪荷重） （ $l_7 = 2 \times l_8$ の場合は） $D = E$ $C = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5$ $B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5$ $A = W_5 - B - C$ （ $l_5 = 2 \times l_6$ の場合は） $B = C$

(イ) 積載物の軸重計算

[積載貨物重量 (W) = 18 t]

$$E = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_8}{l_7} \times W = \frac{10.94\text{m} - 4.50\text{m}}{10.94\text{m}} \times \frac{0.60\text{m}}{1.20\text{m}} \times 18\text{ t} = 5.298 \quad 5.30\text{ t}$$

$$D = \frac{l_9 - l_4}{l_9} \times \frac{l_7 - l_8}{l_7} \times W$$

$$= \frac{10.94\text{m} - 4.50\text{m}}{10.94\text{m}} \times \frac{1.20\text{m} - 0.60\text{m}}{1.20\text{m}} \times 18\text{ t} = 5.298 \quad 5.30\text{ t}$$

W_5 (セミトレーラの第5輪荷重)

$$W_5 = W - D - E = 18\text{ t} - 5.30\text{ t} - 5.30\text{ t} = 7.40\text{ t}$$

$$C = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5 = \frac{3.51\text{m}}{3.60\text{m}} \times \frac{0.65\text{m}}{1.30\text{m}} \times 7.40\text{ t} = 3.607 \quad 3.61\text{ t}$$

$$B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5 = \frac{3.51\text{m}}{3.60\text{m}} \times \frac{1.30\text{m} - 0.65\text{m}}{1.30\text{m}} \times 7.40\text{ t} = 3.607 \quad 3.61\text{ t}$$

$$A = W_5 - B - C = 7.40\text{ t} - 3.61\text{ t} - 3.61\text{ t} = 0.18\text{ t}$$

(ロ) セミトレーラ自重の第5輪荷重軸重計算

第5輪荷重のトラクタA軸、B軸、C軸への配分は、次のように計算します。

積載物軸重計算と同様（参考-11参照）に、3 から 6 の 5 により計算します。

トレーラ自重 D軸 E軸

トレーラの第5輪荷重 $W_5 = 12.92 \text{ t} - 4.42 \text{ t} - 4.42 \text{ t} = 4.08 \text{ t}$

$$\text{C軸} \quad C = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_6}{l_5} \times W_5 = \frac{3.51\text{m}}{3.60\text{m}} \times \frac{0.65\text{m}}{1.30\text{m}} \times 4.08 \text{ t} = 1.989 \quad 1.99 \text{ t}$$

$$\text{B軸} \quad B = \frac{l_2}{l_1} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W_5 = \frac{3.51\text{m}}{3.60\text{m}} \times \frac{1.30\text{m} - 0.65\text{m}}{1.30\text{m}} \times 4.08 \text{ t} = 1.989 \quad 1.99 \text{ t}$$

$$\text{A軸} \quad A = W_5 - B - C = 4.08 \text{ t} - 1.99 \text{ t} - 1.99 \text{ t} = 0.10 \text{ t}$$

(八) 最大軸重の求め方

A軸～E軸の自重に(イ)、(ロ)で算出した値を加えて(A軸には乗員の重量をさらに加えます。)最大となる軸重を求めます。

$$\text{A軸} \quad A = 4.55 \text{ t} + 0.18 \text{ t} + 0.10 \text{ t} + 0.17 \text{ t} (\text{乗員重量}) = 5.00 \text{ t}$$

$$\text{B軸} \quad B = 2.11 \text{ t} + 3.61 \text{ t} + 1.99 \text{ t} = 7.71 \text{ t}$$

$$\text{C軸} \quad C = 1.98 \text{ t} + 3.61 \text{ t} + 1.99 \text{ t} = 7.58 \text{ t}$$

$$\text{D軸} \quad D = 4.42 \text{ t} + 5.30 \text{ t} = 9.72 \text{ t}$$

$$\text{E軸} \quad E = 4.42 \text{ t} + 5.30 \text{ t} = 9.72 \text{ t}$$

39.73 t(総重量)

上記により最大軸重はD軸およびE軸の9.72 tとなります。

(二) 最大輪荷重の求め方

各軸重を輪数で除した重量の最大値を最大輪荷重といいます。

各軸の輪荷重は次のとおりです。

トラクタ：左右で2輪

$$\text{A軸} \quad A = \frac{5.00\text{t}}{2} = 2.50 \text{ t}$$

$$\text{B軸} \quad B = \frac{7.71\text{t}}{2} = 3.855 \quad 3.86 \text{ t}$$

$$\text{C軸} \quad C = \frac{7.58\text{t}}{2} = 3.79 \text{ t}$$

トレーラ：4輪

$$\text{D軸} \quad D = \frac{9.72\text{t}}{4} = 2.43 \text{ t}$$

$$\text{E軸} \quad E = \frac{9.72\text{t}}{4} = 2.43 \text{ t}$$

上記により最大輪荷重はB軸の3.86 tとなります。

(2) 包括申請

本編 4 . 1 (2) 包括申請と同じ申請を行う場合、車両の諸元に関する説明書03、05、06は以下のとおりとなります。また、最大軸重等については参考-27のように計算します。

() 車両の諸元に関する説明書 03 (トラクタ)

別記様式第1の2の1

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)

03



整理 番号	車両自重		積 載 物 重 量		車 両 諸 元			最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪 中心間軸距
	トラック・トラクタ トレーラ	乗 員	前 部	後 部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
	t	t	t	t	cm	cm	cm				
1	6.73	.11			248	315	407	9.01	264	313	185
2	6.73	.11			249	376	427	9.22	278	316	185
合成 値	t 6.73	t .11	t	t	cm 249	cm 376	cm 427	t 9.22	cm 264	cm 313	cm 185

(注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック・トラクタ・トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
(注2) 車両諸元表のL1………L10は、別記様式第1の車種分類の図により記入すること。

() 車両の諸元に関する説明書 05、06 (トラクタ)

別記様式第1の2の2

車両の諸元に関する説明書 (包括用)

(用紙A4)

05



整理 番号	A 軸 (輪数 2輪)					B 軸 (輪数 2輪)					C 軸 (輪数 2輪)				
	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード
	t	t	t	t		t	t	t	t		t	t	t	t	
1	4.58	1.26	5.84	2.92	2	2.26	6.74	9.00	4.50	1					
2	4.66	0.96	5.62	2.81	2	2.18	7.04	9.22	4.61	1					

合成値	t	t	t	t
	5.84	2.92	9.22	4.61

- (注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、の該当するものを○で囲むこと。
- (注2) 乗員についてはトラクタのA軸に加算し記入する。(電算を希望する場合は除く。)
- (注3) セミトレーラのトレーラの場合は、第5輪荷重をA軸の欄に記入し、セミトレーラのトラクタの場合は、トレーラの第5輪荷重のうち最大のものによる軸重を積載物による軸重の欄に記入すること。(この場合トレーラの自重の第5輪荷重を加算したものとす。但し、電算希望する場合は除く。)
- (注4) 整理番号はトラック、トラクタ、又はトレーラ内訳書の整理番号と一致させること。



06

整理 番号	D 軸 (輪数 2輪)					E 軸 (輪数 2輪)					F 軸 (輪数 2輪)					合計	
	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	空車時 自重+乗員	積載物	計	輪荷重	G コード	自重	積載物
	t	t	t	t		t	t	t	t		t	t	t	t		t	t
1																6.84	8.00
2																6.84	8.00

合成値	t	t	t	t	t	t	t
							6.85 8.00

() 車両の諸元に関する説明書 03 (トレーラ)

別記様式第1の2の1

車両の諸元に関する説明書(包括用)

(用紙A4)

03

トラック
トラクタ
トレーラ

整理 番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重最外輪 中心間軸距
	トラック・トラクタ トレーラ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
	t	t	t	t	cm	cm	cm	t	cm	cm	cm
1	9.13		12.75		249	374	1,097	6.94	904	124	205
2	9.16		12.75		248	376	1,105	7.17	910	130	205
合成値	9.16	t	12.75	t	249	376	1,105	7.17	904	124	205

(注1) 本様式は、包括申請のみに使用するものとし、連結車の場合は、トラクタ及びトレーラを別業とし、(トラック
トラクタ
トレーラ)の該当するものを○で囲むこと。
(注2) 車両諸元表のL1………L10は、別記様式第1の車種分類の図により記入すること。

軸重の計算例

包括申請の場合は、組合せ重量〔トラクタ自重＋トレーラ自重＋積載物〕が最大のもので計算します。

積載物軸重計算法（参考-10 参照） 3 から 6 の 2 より

軸数および軸形式		軸間距離および荷重点等の距離	軸重計算方法
3 から 6	2	S 1.1 - 2	
軸 数 : 4 軸 軸 形 式 トラクタ : 前 1 軸 第 1 トレーラ : 後 2 軸 第 2 トレーラ : な し 補 正 軸 : A			$D = \frac{l_7 - l_4}{l_7} \times \frac{l_6}{l_5} \times W$ $C = \frac{l_7 - l_4}{l_7} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W$ $W_5 = W - C - D$ (包括申請時の第 5 輪荷重) $B = \frac{l_2}{l_1} \times W_5$ $A = W_5 - B$ ($l_5 = 2 \times l_6$ の場合は) $C = D$

(イ) 積載物の軸重計算

トレーラごとに積載物重量による C、D 軸にかかる重量を計算します。

〔整理番号 1 のトレーラ〕

$$D = \frac{l_7 - l_4}{l_7} \times \frac{l_6}{l_5} \times W = \frac{8.42\text{m} - 3.40\text{m}}{8.42\text{m}} \times \frac{0.62\text{m}}{1.24\text{m}} \times 12.75\text{t} = 3.801\text{t} \quad 3.80\text{t}$$

$$C = \frac{l_7 - l_4}{l_7} \times \frac{l_5 - l_6}{l_5} \times W = \frac{8.42\text{m} - 3.40\text{m}}{8.42\text{m}} \times \frac{1.24\text{m} - 0.62\text{m}}{1.24\text{m}} \times 12.75\text{t} = 3.801\text{t} \quad 3.80\text{t}$$

$$W_5 = W - C - D = 12.75\text{t} - 3.80\text{t} - 3.80\text{t} = 5.15\text{t}$$

〔整理番号 2 のトレーラ〕

整理番号 2 のトレーラについても上記と同じように計算するとトレーラ各軸重一覧表のようになります。

トレーラ各軸重一覧表

整理番号	車両自重 (t)	C 軸重 (t)			D 軸重 (t)			第 5 輪荷重 (t)		
		自重	積載物	計	自重	積載物	計	自重	積載物	計
1	9.13	3.14	3.80	6.94	3.14	3.80	6.94	2.85	5.15	8.00
2	9.16	3.21	3.96	7.17	3.20	3.96	7.16	2.75	4.83	7.58

(ロ) 第5輪荷重計算

自重の第5輪荷重

トレーラ自重の第5輪荷重によるトラクタA軸およびB軸にかかる重量は、トレーラ各軸重一覧表の第5輪荷重、自重欄の最大値2.85 tで計算します。

〔整理番号1のトラクタ〕

$$B = \frac{\ell_2}{\ell_1} \times W_5 = \frac{2.64\text{m}}{3.13\text{m}} \times 2.85\text{ t} = 2.404 \quad 2.40\text{ t}$$

$$A = W_5 - B = 2.85\text{ t} - 2.40\text{ t} = 0.45\text{ t}$$

〔整理番号2のトラクタについても同様に計算します。〕

積載物の第5輪荷重

積載物の第5輪荷重によるトラクタのA軸およびB軸にかかる重量は、トレーラ各軸重一覧表の第5輪荷重、積載物欄の最大値5.15 tで計算します。

〔整理番号1のトラクタ〕

$$B = \frac{\ell_2}{\ell_1} \times W_5 = \frac{2.64\text{m}}{3.13\text{m}} \times 5.15\text{ t} = 4.343 \quad 4.34\text{ t}$$

$$A = W_5 - B = 5.15\text{ t} - 4.34\text{ t} = 0.81\text{ t}$$

〔整理番号2のトラクタについても同様に計算します。〕

上記の計算結果によりトラクタ各軸の軸重をまとめると次のとおりとなります。

トラクタ各軸重一覧表

整理番号	A 軸 重 (t)							B 軸 重 (t)				
	自重	乗員	自重計	自重の第5輪荷重	積載物の第5輪荷重	第5輪荷重計	合計	自重	自重の第5輪荷重	積載物の第5輪荷重	第5輪荷重計	合計
1	4.47	0.11	4.58	0.45	0.81	1.26	5.84	2.26	2.40	4.34	6.74	9.00
2	4.55	0.11	4.66	0.34	0.62	0.96	5.62	2.18	2.51	4.53	7.04	9.22

(ハ) 最大軸重の求め方(合成値)

トラクタ各軸重一覧表およびトレーラ各軸重一覧表の合計欄の最大値は次のとおりです。

各軸の最大値は	A 軸	5.84 t (1のトラクタ)
	B 軸	9.22 t (2のトラクタ)
	C 軸	7.17 t (2のトレーラ)
	D 軸	7.16 t (2のトレーラ)

最大軸重はB軸の9.22 tとなります。

(二) 最大輪荷重の求め方

最大軸重を輪数で除した重量が最大輪荷重です。各軸の輪荷重を計算しますと次のとおりとなります。

$$\text{A 軸} \quad A = \frac{5.84\text{t}}{2} = 2.92 \text{ t}$$

$$\text{B 軸} \quad B = \frac{9.22\text{t}}{2} = 4.61 \text{ t}$$

$$\text{C 軸} \quad C = \frac{7.17\text{t}}{2} = 3.585 \text{ t} \quad 3.59 \text{ t}$$

$$\text{D 軸} \quad D = \frac{7.16\text{t}}{2} = 3.58 \text{ t}$$

最大輪荷重はB軸の4.61tとなります。

代理人申請に係る書類

代理人の方が申請者に代わって申請手続きを行う場合は、次頁に示す「委任状」に必要事項を記入し、申請時に申請書類と一緒に提出します。

また、特殊車両通行許可申請書にも下例のように代理人の氏名、連絡を記入します。

様式第一

(用紙A4)

	受付番号																								
<p>特殊車両通行 許可 申請書 (新規)</p> <p style="margin-left: 100px;">認定</p>																									
道路管理者 国土交通省関東地方整備局長 殿	平成 17 年 1 月 7 日																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">通行開始日</td> <td>平成 17 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成 18 年 1 月 31 日</td> </tr> </table>	通行開始日	平成 17 年 2 月 1 日	通行終了日	平成 18 年 1 月 31 日	〒 2 4 0 - 0 0 2 6																				
通行開始日	平成 17 年 2 月 1 日																								
通行終了日	平成 18 年 1 月 31 日																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">車種区分</td> <td>セミトレーラ (重セミ)</td> </tr> <tr> <td>車両番号等</td> <td>車名及び型式</td> </tr> <tr> <td>相模11き 5040 他 台</td> <td>〇〇 W-CW620GNT</td> </tr> <tr> <td>相模11こ 2750 他 台</td> <td>〇〇 TD322-10</td> </tr> </table>	車種区分	セミトレーラ (重セミ)	車両番号等	車名及び型式	相模11き 5040 他 台	〇〇 W-CW620GNT	相模11こ 2750 他 台	〇〇 TD322-10	住 所 横浜市保土ヶ谷区権太坂〇〇〇 会社名・氏名 株式会社 〇〇〇 代表取締役 代表者名 横浜 太郎 TEL 045-210-〇〇〇〇 担当者名 横浜 次郎 TEL 045-210-〇〇〇〇 申請代理人 川崎 三郎 TEL 044-510-〇〇〇〇 事業区分 その他A																
車種区分	セミトレーラ (重セミ)																								
車両番号等	車名及び型式																								
相模11き 5040 他 台	〇〇 W-CW620GNT																								
相模11こ 2750 他 台	〇〇 TD322-10																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">軸種数</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	軸種数	1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">幅</td> <td style="width: 20%;">高さ</td> <td style="width: 20%;">長さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積載 貨物</td> <td style="text-align: center;">300 cm</td> <td style="text-align: center;">280 cm</td> <td style="text-align: center;">480 cm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">品名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">建設機械</td> </tr> </table>		幅	高さ	長さ	積載 貨物	300 cm	280 cm	480 cm	品名	建設機械												
軸種数	1																								
	幅	高さ	長さ																						
積載 貨物	300 cm	280 cm	480 cm																						
品名	建設機械																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">総重量</td> <td style="width: 20%;">最遠軸距</td> <td style="width: 20%;">最小隣接軸距</td> <td style="width: 20%;">隣接軸重</td> <td style="width: 20%;">長さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車 両 諸 元</td> <td style="text-align: center;">39,730 kg</td> <td style="text-align: center;">1,505 cm</td> <td style="text-align: center;">120 cm</td> <td style="text-align: center;">19,440 kg</td> <td style="text-align: center;">1,654 cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">幅</td> <td style="text-align: center;">高さ</td> <td style="text-align: center;">最小回転半径</td> <td style="text-align: center;">最大軸重</td> <td style="text-align: center;">最大輪荷重</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">319 cm</td> <td style="text-align: center;">380 cm</td> <td style="text-align: center;">1,190 cm</td> <td style="text-align: center;">9,720 kg</td> <td style="text-align: center;">3,860 kg</td> </tr> </table>		総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ	車 両 諸 元	39,730 kg	1,505 cm	120 cm	19,440 kg	1,654 cm		幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重		319 cm	380 cm	1,190 cm	9,720 kg	3,860 kg	
	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ																				
車 両 諸 元	39,730 kg	1,505 cm	120 cm	19,440 kg	1,654 cm																				
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重																				
	319 cm	380 cm	1,190 cm	9,720 kg	3,860 kg																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通行区分</td> <td style="text-align: center;">往復</td> <td style="width: 30%;">通行経路数</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table>	通行区分	往復	通行経路数	4																					
通行区分	往復	通行経路数	4																						
更 新 又 は 変 更 経 緯																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請内容</td> <td style="width: 15%;">年月日</td> <td style="width: 15%;">許可番号</td> <td style="width: 15%;">車両台数</td> <td style="width: 15%;">総通行経路数</td> <td style="width: 20%;">変更事由</td> </tr> <tr> <td>新規時</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由	新規時			/			前回			/									
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由																				
新規時			/																						
前回			/																						

委任状

代理人 行政書士 氏名

登録番号 第 号

事務所所在地

連絡先

私は、上記の者を代理人と定め、特殊車両通行許可申請における下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 申請書を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項
申請書類作成に関する一切の件
- 2 上記1の書類の提出（電磁的記録にあたっては申請書類の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の事項
申請書類の提出を代理する件
申請書類の補正を代理する件
申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
許可証を受領する件
申請を取り下げ又は撤回する件

平成 年 月 日

委任者 住 所
会社名・氏名
代表者名

印

付 録

申請書類提出チェックシート

- 1 申請書類提出チェックシート（普通申請用：新規格車以外）

（申請数： 1 台）

	新規申請	更新申請	変 更 申 請		
			車両の変更	経路の変更	その他の変更
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書					
車両の諸元に関する説明書（様式 01、様式 02）	2部		2部		
通行経路表	2部			2部	
通行経路図（ ）	3部			3部	
自動車検査証の写し	2部		2部		
軌跡図（超寸法車両のみ）（ ）	（2部）		（2部）	（2部）	
その他上記以外の書類で道路管理者が指示されたもの	資料名（ 資料名（ 資料名（				: 部） : 部） : 部）

- （注）・連結車の場合、申請車両数はトラクタの台数とします。
- ・複数車両、複数経路の場合 印の書類の部数はセット（組）数を示します。
 - ・更新申請、変更申請については、新規申請時以降の許可証、条件書および付属書類の写しを持参します。
 - ・「超寸法車両」とは、特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法を超える車両をいいます（許可限度寸法については「最新車両制限令実務の手引き」を参照）。
 - ・「その他の変更」とは、会社名や申請者の変更等、再算定を伴わないものをいいます。

- 2 申請書類提出チェックシート（包括申請用：新規格車以外）

（申請車両数： 台）

	新規申請	更新申請	変更申請		
			車両の変更	経路の変更	その他の変更
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書	2部+車両数		2部+車両数		
車両の諸元に関する説明書 （様式 01～06）（ ）	2部		2部		
通行経路表	2部			2部	
通行経路図 （ ）	2部+車両数			2部+車両数	
自動車検査証の写し	2部		2部		
軌跡図 （超寸法車両のみ） （ ）	（2部）		（2部）	（2部）	
その他上記以外の書類で 道路管理者が指示されたもの	資料名（ ） 資料名（ ） 資料名（ ）				部） 部） 部）

- （注）・連結車の場合、申請車両数はトラクタの台数とします。
 ・複数車両、複数経路の場合 印の書類の部数はセット（組）数を示します。
 ・更新申請、変更申請については、新規申請時以降の許可証、条件書および付属書類の写しを持参します。
 ・「超寸法車両」とは、特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法を超える車両をいいます（許可限度寸法については「最新車両制限令実務の手引き」を参照）。
 ・「その他の変更」とは、会社名や申請者の変更等、再算定を伴わないものをいいます。

- 3 申請書類提出チェックシート（普通申請用：新規格車）

（申請数： 1台）

	新規申請	更新申請	変更申請		
			車両の変更	経路の変更	その他の変更
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書					
通行経路表	2部			2部	
通行経路図 ()	2部			2部	
自動車検査証の写し	2部		2部		
その他上記以外の書類で 道路管理者が指示された もの	資料名() : 部) 資料名() : 部) 資料名() : 部)				

- （注）・連結車の場合、申請車両数はトラクタの台数とします。
- ・複数車両、複数経路の場合 印の書類の部数はセット（組）数を示します。
 - ・更新申請、変更申請については、新規申請時以降の許可証、条件書および付属書類の写しを持参します。
 - ・「その他の変更」とは、会社名や申請者の変更等、再算定を伴わないものをいいます。

- 4 申請書類提出チェックシート（包括申請用：新規格車）

（申請車両数： 台）

	新規申請	更新申請	変更申請		
			車両の変更	経路の変更	その他の変更
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書	2部 + 車両数		2部 + 車両数		
通行経路表	2部			2部	
通行経路図 ()	2部			2部	
自動車検査証の写し	2部		2部		
その他上記以外の書類で 道路管理者が指示された もの	資料名 (: 部) 資料名 (: 部) 資料名 (: 部)				

（注）・連結車の場合、申請車両数はトラクタの台数とします。

- ・複数車両、複数経路の場合 印の書類の部数はセット（組）数を示します。
- ・更新申請、変更申請については、新規申請時以降の許可証、条件書および付属書類の写しを持参します。
- ・「その他の変更」とは、会社名や申請者の変更等、再算定を伴わないものをいいます。

お 問 合 せ

特殊車両通行許可申請に必要なシステム・用紙等の入手方法、申請書類の作成方法等で不明な点が発生した場合は下記までお問合せ下さい。

申請書類の作成方法等に関する問合せ先

問合せ内容	問合せ先	備 考
特殊車両通行許可制度に関して		
制度に関するご質問	最寄りの申請事務取扱窓口 へお問合せ下さい (問-3 頁参照)	
特殊車両システムに関して		
使用環境に関するご質問	『特殊車両通行許可申請に関するオンライン申請の紹介』サイトを参照下さい http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/	
操作方法に関するご質問	特車運用事務局へお問合せ下さい TEL 048-601-3223 メール info@tokusya.net	
電子申請書作成システム（無償版 CD-ROM）に関して		
システムの使用環境に関するご質問	無償版 CD-ROM に収録されている操作マニュアルや Q&A を参照下さい。 なお、これらに記載されていない事項に関しては、国の申請事務取扱窓口 へお問合せ下さい(問-3 頁参照)	CD-ROM の入手方法は次頁参照
システムの操作方法に関するご質問		
そ の 他		
申請書類の書き方等に関するご質問	(財) 日本道路交通情報センター・調査部へお問合せ下さい TEL 03-3261-7620	

道路情報便覧及び同付図表示システム用CD-ROMの入手について

入手方法	依頼先	具体的手段
直接入手	最寄りの国道事務所等の特殊車両申請受付窓口（問-3頁参照）	窓口に出向いていただければ、無償で入手することができます
郵送	特車運用事務局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 関東地方整備局道路部交通対策課内	“道路情報便覧用 CD-ROM 送付希望”と書いた封筒に、返送先を明記し200円分の切手を貼った返送用封筒を同封して、事務局へ送付することで入手することができます

オンライン申請に必要な環境設定用CD-ROMの入手について

入手方法	依頼先	具体的手段
直接入手	最寄りの国道事務所等の特殊車両申請受付窓口（問-3頁参照）	窓口に出向いていただければ、無償で入手することができます
ダウンロード	『特殊車両通行許可申請に関するオンライン申請の紹介』サイト http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/	左記のサイトの[ダウンロード]ページからプログラムをダウンロードすることができます
郵送	特車運用事務局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 関東地方整備局道路部交通対策課内	“環境設定用 CD-ROM 送付希望”と書いた封筒に、返送先を明記し200円分の切手を貼った返送用封筒を同封して、事務局へ送付することで入手することができます

電子申請書作成システム（無償版CD-ROM）の入手について

入手方法	依頼先	具体的手段
直接入手	最寄りの国道事務所等の特殊車両申請受付窓口（問-3頁参照）	窓口に出向いていただければ、無償で入手することができます
ダウンロード	『特殊車両通行許可申請に関するオンライン申請の紹介』サイト http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/	左記のサイトの[ダウンロード]ページからプログラムをダウンロードすることができます
郵送	特車運用事務局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 関東地方整備局道路部交通対策課内	“電子申請書作成システム（無償版 CD-ROM）送付希望”と書いた封筒に、返送先を明記し200円分の切手を貼った返送用封筒を同封して、事務局へ送付することで入手することができます

上記3種類のCD-ROMを郵送にてセットでご希望の場合は、240円分の切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

書面申請の申請用紙の入手について

入手方法	問合せ先	具体的手段
直接入手	最寄りの申請書類等の取扱窓口（下記サイトをご参考下さい） http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/tokusya/index.htm	申請書、附属書類等の取扱い窓口に出向くことで購入することができます
郵送（通行経路図用白地図のみ）	（財）日本道路交通情報センター 調査部 TEL 03-3261-7620	左記の電話番号まで連絡いただければ購入・発送の手続きをいたします

申請・問合せ窓口（国の機関）

申請・問合せは、各自治体でも受け付けております（詳細は各自治体等にお確かめ下さい）

担当組織		〒	住 所	TEL
北海道開発局				
札幌開発建設部	管理課	060-8506	札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-0111
函館開発建設部	管理課	040-8501	函館市大川町1番27号	0138-42-7111
小樽開発建設部	管理課	047-8555	小樽市潮見台1丁目15番5号	0134-23-5131
旭川開発建設部	管理課	078-8531	旭川市宮前通東4155番31	0166-32-1111
室蘭開発建設部	管理課	051-8524	室蘭市入江町1番地14	0143-22-9171
釧路開発建設部	管理課	085-8551	釧路市幸町10丁目3	0154-24-7000
帯広開発建設部	管理課	080-8585	帯広市西4条南8丁目	0155-24-4121
網走開発建設部	管理課	093-8544	網走市新町2丁目6番1号	0152-44-6171
留萌開発建設部	管理課	077-8501	留萌市寿町1丁目68	0164-42-2311
稚内開発建設部	管理課	097-8527	稚内市末広5丁目6番1号	0162-33-1000
東北地方整備局				
青森河川国道事務所	道路管理第一課	030-0822	青森市中央三丁目20-38	017-734-4521
岩手河川国道事務所	道路管理第一課	020-0066	盛岡市上田四丁目2-2	019-624-3289
三陸国道事務所	管理課	027-0029	宮古市藤の川4-1	0193-71-1717
仙台河川国道事務所	道路管理第一課	982-8566	仙台市太白区郡山5丁目6-6	022-248-4131
秋田河川国道事務所	道路管理第一課	010-0951	秋田市山王一丁目10-29	018-864-2291
湯沢河川国道事務所	道路管理課	012-0862	湯沢市関口字上寺沢64-2	0183-73-5350
能代河川国道事務所	道路管理課	016-0121	能代市臈淵字一本柳97-1	0185-70-1001
山形河川国道事務所	道路管理第一課	990-9580	山形市成沢西4-3-55	023-688-8421
酒田河川国道事務所	道路管理課	998-0011	酒田市上安町一丁目2-1	0234-27-3498
福島河川国道事務所	道路管理第一課	960-8584	福島市黒岩字榎平36	024-546-4331
郡山国道事務所	管理課	963-0111	郡山市安積町荒井字丈部内28-1	024-946-0333
磐城国道事務所	管理課	970-8026	いわき市平字五色町8-1	0246-23-2211
関東地方整備局				
東京国道事務所	交通対策課特殊車両係	102-8304	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎16F	03-3512-9066
横浜国道事務所	交通対策課特殊車両係	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	045-316-3571
宇都宮国道事務所	管理第一課占用係	321-0931	宇都宮市平松町504	028-638-2186
常陸河川国道事務所	道路管理第一課管理係	310-0851	水戸市千波町1962-2	029-241-1302
相武国道事務所	管理第一課特殊車両係	192-0045	八王子市大和田町4-3-13	0426-43-2007
大宮国道事務所	交通対策課特殊車両係	331-9649	さいたま市北区吉野町1-435	048-664-8409
千葉国道事務所	交通対策課特殊車両係	263-0016	千葉市稲毛区天台5-27-1	043-285-0340
高崎河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	370-0841	高崎市栄町6-41	027-345-6042

担当組織		〒	住 所	TEL
長野国道事務所	管理第一課管理係	380-0902	長野市鶴賀字堰 145	026-264-7007
甲府河川国道事務所	道路管理第一課占用係	400-8578	甲府市緑ヶ丘 1-10-1	055-252-9590
北首都国道事務所	管理課管理係	340-0044	草加市花栗 3-24-15	048-941-4610
北陸地方整備局				
新潟国道事務所	管理第一課特殊車両係	950-0912	新潟市中央区南笹口 2 丁目 1-65	025-246-7766
長岡国道事務所	管理第一課占用係	940-8512	長岡市中沢 4 丁目 430-1	0258-36-4551
高田河川国道事務所	道路管理第一課占用係	943-0847	上越市南新町 3 番 56 号	025-521-4557
富山河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	930-0857	富山市奥田新町 2-1	076-443-4722
金沢河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	920-8648	金沢市西念 4 丁目 23 番 5 号	076-264-8800
中部地方整備局				
静岡国道事務所	交通対策課特殊車両係	420-0054	静岡市葵区南安倍 2-8-1	054-250-8908
浜松河川国道事務所	道路管理課占用係	430-0811	浜松市中区名塚町 266	053-466-0119
名古屋国道事務所	交通対策課特殊車両係	467-0833	名古屋市瑞穂区鍵田町 2-30	052-853-7338
三重河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	514-8502	津市広明町 297	059-229-2265
北勢国道事務所	管理課管理係(特車担当)	510-8013	四日市市南富田町 4-6	059-363-5518
紀勢国道事務所	管理第一課占用係	515-0005	松阪市鎌田町字南出 144-6	0598-52-5366
多治見砂防国道事務所	道路管理課占用係	507-0804	多治見市坂上町 6-34	0572-25-8027
飯田国道事務所	管理第一課管理係	395-0024	飯田市東栄町 3350	0265-53-7205
岐阜国道事務所	交通対策課特殊車両係	500-8262	岐阜市西部本郷 1-36-1	058-271-9828
高山国道事務所	管理第一課管理係	506-0055	高山市上岡本町 7-425	0577-36-3823
近畿地方整備局				
滋賀国道事務所	管理第一課特殊車両係	520-0803	大津市竜が丘 4-5	077-523-1741
京都国道事務所	管理第一課特殊車両係	600-8234	京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町 808	075-351-3300
大阪国道事務所	管理第一課特殊車両係	536-0004	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421
兵庫国道事務所	管理第一課特殊車両係	650-0042	神戸市中央区波止場町 3-11	078-334-1600
福井河川国道事務所	道路管理課道路管理係	918-8015	福井市花堂南 2-14-7	0776-35-2661
福知山河川国道事務所	道路管理課指導係	620-0875	福知山市字堀小字今岡 2459-14	0773-22-5104
豊岡河川国道事務所	道路管理課	668-0025	豊岡市幸町 10-3	0796-22-3126
奈良国道事務所	管理第一課占用係	630-8115	奈良市大宮町 3-5-11	0742-33-1391

担当組織		〒	住 所	TEL
和歌山河川国道事務所	道路管理第一課占用係	640-8227	和歌山市西汀丁 16 番地	073-402-0276
紀南河川国道事務所	道路管理課道路管理係	646-0003	田辺市中万呂 142	0739-22-4564
姫路河川国道事務所	道路管理課特殊車両係	670-0947	姫路市北条 1-250	079-282-8211
中国地方整備局				
鳥取河川国道事務所	道路管理第一課管理係	680-0803	鳥取市田園町 4 丁目 400 番地	0857-22-8435
倉吉河川国道事務所	道路管理課	682-0018	倉吉市福庭町 1 丁目 18 番地	0858-26-6221
松江国道事務所	管理第一課	690-0017	松江市西津田 2 丁目 6 番 28 号	0852-26-2131
浜田河川国道事務所	道路管理課占用係	697-0034	浜田市相生町 3973	0855-22-2480
岡山国道事務所	管理第一課特殊車両係	700-8539	岡山市富田町 2 丁目 19 番 12 号	086-214-2220
福山河川国道事務所	道路管理課特殊車両係	720-0031	福山市三吉町 4 丁目 4-13	084-923-2620
三次河川国道事務所	工務課	728-0011	三次市十日市西 6 丁目 2 番 1 号	0824-63-4121
広島国道事務所	管理第一課特殊車両係	734-0022	広島市南区東雲 2 丁目 13 番 28 号	082-281-4131
山口河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	747-8585	防府市国衙 1 丁目 10 番 20 号	0835-22-1785
四国地方整備局				
徳島河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	770-0803	徳島市上吉野町 3 丁目 35	088-654-9621
香川河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	761-0104	高松市高松町 2422-1	087-841-9125
松山河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	790-0056	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
大洲河川国道事務所	道路管理課道路管理係	795-8512	大洲市中村 210	0893-24-6526
土佐国道事務所	管理第一課管理係	780-0055	高知市江陽町 2-2	088-884-0359
中村河川国道事務所	道路管理課道路管理係	787-0015	四万十市右山 2033-14	0880-34-7301
九州地方整備局				
福岡国道事務所	管理第一課特殊車両係	813-0043	福岡市東区名島 3 丁目 24 番 10 号	092-681-4731
佐賀国道事務所	管理第一課管理係	849-0924	佐賀市新中町 5 番 10 号	0952-32-1151
長崎河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	851-0121	長崎市宿町 316 番 1	095-839-9211
熊本河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	861-8029	熊本市西原 1 丁目 12-1	096-382-1111
大分河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	870-0820	大分市西大道 1-1-71	097-544-4167

担当組織		〒	住 所	TEL
宮崎河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	880-8523	宮崎市大工 2 丁目 39 番	0985-24-8221
鹿児島国道事務所	管理第一課管理係	892-0812	鹿児島市浜町 2 番 5 号	099-216-3855
北九州国道事務所	管理第一課特殊車両係	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-10	093-951-4331
佐伯河川国道事務所	道路管理課道路管理係	876-0813	佐伯市長島町 4 丁目 14 番 14 号	0972-22-1880
大隅河川国道事務所	道路管理課道路管理係	893-1207	鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1	0994-65-2541
延岡河川国道事務所	道路管理課管理係	882-0803	延岡市大貫町 1 丁目 2889	0982-31-1155
沖縄総合事務局				
北部国道事務所	管理課管理係	905-0019	名護市大北 4-28-34	0980-52-4350
南部国道事務所	管理課第一管理係	900-0001	那覇市港町 2-8-14	098-861-2107

特殊車両通行許可申請書類作成要領

平成 20 年 2 月 28 日 初 版 第 1 刷発行

発 行 国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
